

平成27年 9 月 1 日 開 会

平成27年 9 月 28日 閉 会

平成27年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

9月1日（火曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開　　会（午前10時00分）	4
○日程第1　会議録署名議員の指名について	4
○日程第2　会期の決定について	4
○日程第3　諸般の報告について	4
○日程第4　報第5号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5
○日程第5　報第6号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について	5
○日程第6　議第68号から日程第16　議第76号まで	5
林市長提案説明	5
○散　　会（午前10時32分）	11

9月11日（金曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	14
○出席議員	15
○欠席議員	16
○説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	16
○開　　議（午前10時00分）	17
○日程第1　質　　疑（議第68号から議第76号まで）	17
3番　福井一徳議員質疑	17
○休　　憩（午前10時05分）	18
○再　　開（午前10時05分）	18
太田総務課長答弁	18

3 番 福井一徳議員質疑	19
太田総務課長答弁	19
3 番 福井一徳議員質疑	19
太田総務課長答弁	19
3 番 福井一徳議員質疑	20
太田総務課長答弁	20
3 番 福井一徳議員質疑	20
林市長答弁	21
3 番 福井一徳議員質疑	21
長野建設課長答弁	22
3 番 福井一徳議員質疑	22
長野建設課長答弁	22
○休 憩（午前10時20分）	23
○再 開（午前10時22分）	23
3 番 福井一徳議員質疑	23
長野建設課長答弁	24
3 番 福井一徳議員質疑	24
山田産業課長答弁	25
3 番 福井一徳議員質疑	26
林市長答弁	26
3 番 福井一徳議員質疑	26
山田産業課長答弁	27
3 番 福井一徳議員質疑	27
山田産業課長答弁	27
3 番 福井一徳議員質疑	28
山田産業課長答弁	28
3 番 福井一徳議員質疑	28
山田産業課長答弁	28
3 番 福井一徳議員質疑	29
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	29
3 番 福井一徳議員質疑	30
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	30

3 番 福井一徳議員発言	30
12番 藤根圓六議員質疑	30
藤田健康介護課長答弁	31
12番 藤根圓六議員質疑	31
江口福祉課長答弁	31
12番 藤根圓六議員質疑	32
江口福祉課長答弁	32
12番 藤根圓六議員質疑	32
梅田生涯学習課長答弁	32
12番 藤根圓六議員発言	33
○休 憩（午前10時55分）	33
○再 開（午前11時10分）	33
太田総務課長答弁	33
11番 武藤孝成議員質疑	34
久保田企画財政課長答弁	34
11番 武藤孝成議員質疑	34
久保田企画財政課長答弁	34
11番 武藤孝成議員質疑	35
久保田企画財政課長答弁	35
11番 武藤孝成議員質疑	36
久保田企画財政課長答弁	36
11番 武藤孝成議員質疑	36
久保田企画財政課長答弁	37
11番 武藤孝成議員質疑	38
山田産業課長答弁	39
11番 武藤孝成議員質疑	39
山田産業課長答弁	39
5 番 吉田茂広議員質疑	39
太田総務課長答弁	40
5 番 吉田茂広議員質疑	41
山田産業課長答弁	41
9 番 寺町知正議員質疑	41

江口福祉課長答弁	42
9 番 寺町知正議員質疑	43
江口福祉課長答弁	43
9 番 寺町知正議員質疑	44
江口福祉課長答弁	44
○休 憩（午前11時44分）	45
○再 開（午前11時44分）	45
林市長答弁	45
9 番 寺町知正議員質疑	45
大西水道課長答弁	45
9 番 寺町知正議員質疑	46
石神税務課長答弁	47
9 番 寺町知正議員質疑	48
石神税務課長答弁	48
○休 憩（午前11時57分）	48
○再 開（午後 1 時00分）	48
9 番 寺町知正議員質疑	48
石神税務課長答弁	49
9 番 寺町知正議員質疑	49
奥田市民環境課長答弁	49
9 番 寺町知正議員質疑	50
奥田市民環境課長答弁	50
9 番 寺町知正議員質疑	50
藤田健康介護課長答弁	51
9 番 寺町知正議員質疑	51
大西水道課長答弁	52
9 番 寺町知正議員質疑	52
大西水道課長答弁	53
9 番 寺町知正議員質疑	53
大西水道課長答弁	53
9 番 寺町知正議員質疑	54
大西水道課長答弁	54

9 番 寺町知正議員質疑	54
大西水道課長答弁	55
9 番 寺町知正議員質疑	56
大西水道課長答弁	56
2 番 村瀬誠三議員質疑	56
石神税務課長答弁	56
2 番 村瀬誠三議員質疑	57
石神税務課長答弁	57
2 番 村瀬誠三議員発言	57
○休憩（午後 1 時29分）	57
○再開（午後 1 時31分）	57
9 番 寺町知正議員質疑	57
石神税務課長答弁	58
9 番 寺町知正議員質疑	58
石神税務課長答弁	58
9 番 寺町知正議員質疑	59
○休憩（午後 1 時38分）	59
○再開（午後 1 時39分）	59
林市長答弁	59
○日程第 2 議第77号 権利の放棄について	60
林市長提案説明	60
○日程第 3 質 疑	60
○日程第 4 委員会付託（議第68号から議第77号まで）	61
○散 会（午後 1 時43分）	61

9 月18日（金曜日）第 3 号

○議事日程	63
○本日の会議に付した事件	63
○出席議員	63
○欠席議員	63
○説明のため出席した者の職氏名	63
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	64

○開 議（午前10時00分）	65
○日程第1 一般質問	65
1. 13番 影山春男議員質問	65
（1）マイナンバー制度について	65
奥田市民環境課長答弁	66
太田総務課長答弁	66
影山春男議員質問	69
奥田市民環境課長答弁	69
（2）子どもの読書活動推進計画について	69
梅田生涯学習課長答弁	70
影山春男議員質問	71
伊藤教育長答弁	71
影山春男議員質問	72
梅田生涯学習課長答弁	72
2. 7番 石神 真議員質問	72
（1）市内のトイレ清掃管理及び自治会委託の草刈りは	72
鷺見まちづくり・企業支援課長	73
石神 真議員質問	73
山田産業課長答弁	74
鷺見まちづくり・企業支援課長	74
石神 真議員質問	75
山田産業課長答弁	76
○休 憩（午前10時42分）	76
○再 開（午前11時00分）	76
3. 3番 福井一徳議員質問	76
（1）消防の広域化 とりわけ岐阜市への本部機能（指令機能）の委託について	76
藤根消防長答弁	78
福井一徳議員質問	80
藤根消防長答弁	80
福井一徳議員質問	81
林市長答弁	81
（2）デマンドバス全市で早期実現と、パークアンドバスライド構想について	82

○休	憩（午前11時27分）	83
○再	開（午前11時28分）	83
	久保田企画財政課長答弁	84
	林市長答弁	86
	福井一徳議員質問	87
○休	憩（午前11時43分）	88
○再	開（午前11時44分）	88
	久保田企画財政課長答弁	88
	福井一徳議員発言	89
○休	憩（午前11時47分）	90
○再	開（午後 1 時00分）	90
4.	11番 武藤孝成議員質問	90
	（1）保育園の現状について	90
	江口福祉課長答弁	91
	武藤孝成議員質問	92
	江口福祉課長答弁	92
	武藤孝成議員質問	93
	江口福祉課長答弁	94
	（2）日本版ＣＣＲＣ構想について	94
	宇野副市長答弁	96
	武藤孝成議員質問	97
	林市長答弁	97
5.	12番 藤根圓六議員質問	97
	（1）地方創生で木質バイオマス発電による地域活性化を図れないか	97
	山田産業課長答弁	98
	林市長答弁	98
	藤根圓六議員質問	99
	山田産業課長答弁	100
	林市長答弁	100
	藤根圓六議員発言	101
○休	憩（午後 1 時50分）	101
○再	開（午後 2 時00分）	101

6. 4 番 山崎 通議員質問	101
(1) 岐阜市との消防統合について	101
藤根消防長答弁	102
山崎 通議員質問	103
宇野副市長答弁	103
山崎 通議員質問	104
宇野副市長答弁	104
(2) 仕事と育児の両立できる山県市政の実現について	105
江口福祉課長答弁	106
山崎 通議員質問	107
林市長答弁	107
山崎 通議員発言	108
7. 5 番 吉田茂広議員質問	108
(1) 少子化が進む中での教育のあり方について	108
渡辺学校教育課長答弁	109
吉田茂広議員質問	109
伊藤教育長答弁	111
8. 2 番 村瀬誠三議員質問	112
(1) 東海環状自動車道（西回り）完成に合わせたまちづくりについて	112
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	113
村瀬誠三議員質問	114
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	115
(2) 地域産業の振興と観光戦略について	116
山田産業課長答弁	117
村瀬誠三議員質問	118
山田産業課長答弁	121
林市長答弁	121
村瀬誠三議員発言	122
○散 会（午後 3 時 27 分）	123

9 月 24 日（木曜日）第 4 号

○議事日程	125
-------	-----

○本日の会議に付した事件	125
○出席議員	125
○欠席議員	125
○説明のため出席した者の職氏名	125
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	126
○開　　議（午前10時00分）	127
○日程第1　一般質問	127
10. 8 番　杉山正樹議員質問	127
(1) 地方創生総合戦略について	127
久保田企画財政課長答弁	128
宇野副市長答弁	132
杉山正樹議員質問	132
久保田企画財政課長答弁	133
杉山正樹議員質問	135
宇野副市長答弁	136
久保田企画財政課長答弁	136
11. 9 番　寺町知正議員質問	137
(1) 自治基本条例（案）の「住民投票」規定について	137
林市長答弁	139
寺町知正議員質問	141
林市長答弁	142
(2) 新教育長制度における市長と教育長の関係について	142
林市長答弁	144
伊藤教育長答弁	145
(3) 生活困窮者支援における市長と教育長の方針	146
林市長答弁	148
伊藤教育長答弁	149
○散　　会（午前11時27分）	151
9月28日（月曜日）第5号	
○議事日程	153
○本日の会議に付した事件	155

○出席議員	158
○欠席議員	158
○説明のため出席した者の職氏名	158
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	159
○開　　議（午前10時00分）	160
○日程第1　常任委員会委員長報告	160
○休　　憩（午前10時13分）	162
○再　　開（午前10時50分）	162
○日程第2　委員長報告に対する質疑	163
9 番　寺町知正議員質問	163
○休　　憩（午前10時51分）	163
○再　　開（午前10時51分）	163
藤根圓六総務産業建設常任委員会委員長答弁	163
○休　　憩（午前10時52分）	163
○再　　開（午前10時52分）	163
○休　　憩（午前10時53分）	164
○再　　開（午前10時54分）	164
藤根圓六総務産業建設常任委員会委員長答弁	164
9 番　寺町知正議員質問	164
○休　　憩（午前10時56分）	165
○再　　開（午前10時58分）	165
藤根圓六総務産業建設常任委員会委員長答弁	165
○日程第3　討　　論（議第68号から議第77号まで及び認第1号、認第2号）	165
3 番　福井一徳議員反対討論	166
4 番　山崎　通議員反対討論	167
14 番　村瀬伊織議員賛成討論	169
9 番　寺町知正議員反対討論	170
○日程第4　採　　決（議第68号から議第77号まで及び認第1号、認第2号）	177
○日程第5　発議第5号　保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について	180
吉田茂広厚生文教常任委員会委員長趣旨説明	180
○日程第6　質　　疑	181
○日程第7　討　　論	181

○日程第8 採 決	181
○日程第9 議員の派遣について	181
○閉 会（午前11時47分）	182
○会議録署名者	182

平成27年 9 月 1 日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 1 号)

平成27年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 9月1日（火曜日）

○議事日程 第1号 平成27年9月1日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第5 報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

日程第6 議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第7 議第69号 山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第8 議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第9 議第71号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について

日程第10 議第72号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例について

日程第11 認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第12 認第2号 平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第13 議第73号 平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい
て

日程第14 議第74号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）

日程第15 議第75号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第 4	報第 5 号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 5	報第 6 号	山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
日程第 6	議第68号	山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議第69号	山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例について
日程第 8	議第70号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議第71号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について
日程第10	議第72号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例について
日程第11	認第 1 号	平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
日程第12	認第 2 号	平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第13	議第73号	平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て
日程第14	議第74号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第15	議第75号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第16	議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について

○出席議員（14名）

1 番	操	知 子 君	2 番	村 瀬 誠 三 君
3 番	福 井	一 徳 君	4 番	山 崎 通 君
5 番	吉 田	茂 広 君	6 番	上 野 欣 也 君
7 番	石 神	真 君	8 番	杉 山 正 樹 君
9 番	寺 町	知 正 君	10 番	尾 関 律 子 君
11 番	武 藤	孝 成 君	12 番	藤 根 圓 六 君
13 番	影 山	春 男 君	14 番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	総務課長	太 田 智 倫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	石 神 彰 君
市民環境課長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	藤 田 弘 子 君	産業課長	山 田 和 哉 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
まちづくり・ 企業支援課長	鷺 見 秀 夫 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	藤 根 好 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君
生涯学習課長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	宇 野 照 泰
書 記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開会

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第3回山県市定例会を開催いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上野欣也君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、14番 村瀬伊織君、1番 操 知子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（上野欣也君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から9月28日までの28日間とし、9月2日から10日、12日から17日、19日から23日及び25日から27日を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月28日までの28日間とし、9月2日から10日、12日から17日、19日から23日及び25日から27日を休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（上野欣也君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年6月から8月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

6月17日に全国市議会議長会議が東京都日比谷公会堂にて開催され、会議では会務報告があり、議案を審議し、原案のとおり可決されました。

7月3日に岐阜県市議会議長会役員会及び会議が関市にて開催され、武藤副議長と出席いたしました。会議では会務報告があり、議案を審議し、原案のとおり可決されました。

7月15日に岐北衛生施設利用組合議会臨時会が開催され、関係議員と出席しました。

臨時会においては議長選挙等が行われました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（上野欣也君） 日程第4、報第5号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第5 報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

○議長（上野欣也君） 日程第5、報第6号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第6 議第68号から日程第16 議第76号まで

○議長（上野欣也君） 日程第6、議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第69号 山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第71号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第72号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第11、認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認第2号 平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第13、議第73号 平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第14、議第74号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第15、議第75号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、以上11議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年山県市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、8月2日に海津市で開催をされました第64回岐阜県消防操法大会におきまして

は第1分団が出場され、きびきびとした正確な動きの操法を披露していただきました。惜しくも敢闘賞という結果ではありましたが、これまで連日のように厳しい訓練に励んでこられました選手の皆様を初め、関係者の皆様の御努力が本市の消防・防災力、消防団の非常に大きな強化につながったものと確信いたしているところでもございます。また、その折には、議員各位には、あの猛暑の中、応援をいただきましてまことにありがとうございました。

さて、今年は1月13日に台風1号が発生してから毎月のように台風が発生しています。8月末までに16の台風が発生し、全国各地でさまざまな被害が発生し、特に九州、沖縄に甚大な被害を及ぼしています。幸いにいたしまして、本市では大規模な災害は起きていませんが、一度災害が発生すれば、私ども行政や防災関係機関は可能な限り最善を尽くして対応してまいります。また、防災意識、防災に関する施設整備、そして減災への対応に努める必要があると感じているところでもございます。

しかしながら、全てにおきまして対応することは極めて困難であります。住民の皆様の自主的な防災活動である地域の助け合い、この支援が必要となってまいります。自分たちのまちは自分たちで守る、自分たちのまちは自分たちで守るという隣保協同の精神のもと、お互いに地域の皆さんの助け合いの精神のもとに地域のことを一番知り尽くしていただいている自治会などを単位とする自主防災組織の強化のための協力体制を今後も一層推進していかなければならないものと考えているところでございます。

なお、8月30日、一昨日でございますが、美山中学校を主会場として開催する予定でありました山県市総合防災訓練につきましては、天候不良、グラウンドコンディションの不良のため中止といたしましたが、この間、関係機関、地元の自治会の関係者のほか多数の市民の方々には準備に御協力をいただきました。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

ここで幾つか御報告をさせていただきます。

1つ目は、去る8月29日でございますが、今年度第1回目の婚活支援事業を開催いたしました。今回は美山の川のほとりでバーベキューを楽しんでいただきます「バベ婚！！」に男女各8名の御参加をいただきまして開催をいたしました。2組のカップルが誕生しております。今後におきましても、地元の味を感じていただく郷土料理婚ですとか、おいしいスイーツを食べながらパーティー形式で行うスイーツ婚など、さまざまな婚活事業を予定しておりますので、議員各位におかれましても御承知おきをいただきたく存じます。

また、山県プレミアム振興券につきましては、大変お得な買い物等ができる券である

ため、本市では市民先行販売を実施いたしました。こちらで購入された方は全部で3万セットの発行に対しまして53%強に当たる約1万6,000セットでございました。商工会等での活用分を除いた1万3,428セットに対しまして、住所を問わない一般販売として一人5セットを上限とし、往復はがきで募集いたしましたところ、残数を上回る5,541通の応募がありました。そのため、電子抽せんを行いまして、先週末に2,854通については当選通知を、2,687通については落選の御案内をいたしました。ちょうど本日9月1日から1カ月間、当選者に向けまして販売する予定でございます。

なお、この券の発行によりまして、市内での取扱店は100店舗以上ふえまして、現在288店舗となっております。こうしたことをきっかけとして地域経済が活性化することを期しているところでもございます。

さて、今般、平成26年度決算の認定議案を上程いたしております。平成25年度決算では、県内で唯一の起債許可団体でございましたが、平成26年度決算におきましては、実質公債費比率が18%を下回り、起債許可団体を脱することとなりました。

こうした中で、9月24日から10月27日にかけてまして、市民座談会を自治会連合会との共催によりまして、昨年度と同様に小学校区ごとに市内9カ所で開催する予定でございます。市民の皆様と行政との対話と共感を図る場として、市民の皆様から御意見、御要望を直接お聞きし、次の世代に責任の持てる持続可能な地域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の御参加につきまして御配慮いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、本日御提案をいたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、条例案件5件、決算案件2件、補正予算案件2件、その他案件2件の計11案件でございます。

それでは、ただいま上程されました11案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人情報の適正な取り扱いの確保等に必要な措置を講ずるため、特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等について所要の改正を行うものでございます。

次に、議第69号 山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、関係条例の引用規定の

整理等について所要の改正を行うものでございます。

次に、議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本年10月5日から個人番号通知カードの交付が始まり、来年1月1日からは、住民基本台帳カードにかわり、新たに個人番号カードの交付が始まることから、これらのカードの再交付手数料に関して規定するため所要の改正を行うものでございます。

次に、議第71号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童館の管理運営について指定管理者制度を導入し、民間事業者の知識、経験、管理能力等を活用することにより、サービスの向上及び管理経費の削減を図ることができるようにするため所要の改正を行うものでございます。

次に、議第72号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、介護保険法に基づく地域密着型サービス等の基準を定める関係条例を整備するため、山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、山県市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料ナンバー4、認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー5、認第2号 平成26年度山県市水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定についてでございます。一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、去る7月21日から7月31日までの7日間をかけまして監査委員の監査を受けております。地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー4の2及び資料ナンバー5の2の審査意見書を付して提案するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー4の3、決算の成果説明書にまとめて提出させていただきます。

続きまして、資料ナンバー1、議第73号 平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業会計基準の見直しによりまして、その他未処分利益剰余金変動額として発生した5億9,299万4,619円の未処分利益剰余金の取り扱

いについて、資本金に組み入れようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 6、議第74号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に7,606万6,000円を追加し、その総額を128億1,764万4,000円とするほか、地方債の変更をしようとするものでございます。

補正の主な内容について、歳出の款ごとに順次御説明申し上げます。

まず、10ページの総務費は、全体で5,854万7,000円の増額でございます。

情報管理費につきましては、いわゆるマイナンバー制度の導入に向けた準備経費でございます。一部国庫補助金も見込んでおります。

企画費につきましては、いわゆる地方創生交付金の上乗せ申請に係るもので、3つの事業について計上いたしております。

1つ目は、シティプロモーション事業でございます。これは大都会をターゲットにし、フリーペーパーやSNS等を活用して、本市の魅力を複合的に発信しようとする事業でございます。

2つ目は、地域ブランド向上事業でございます。東海地方の大学生を巻き込み、学生目線で本市のブランドを発掘し、彼らの口コミ等によって広げていこうとするものでございます。

3つ目は、空家等トリアージ事業でございます。本市に散在する空き家等を建築専門家の知見による外見調査により、取り壊すべきもの、活用促進すべきものなどへ分類整理をいたしまして、GISへもプロット化しようとするものでございます。その後は、特定空き家等の対象としたり、また空家バンクへの登録や民間不動産業者への情報提供等を促進するとともに、リフォームの活用につきましては、岐阜女子大学とのコラボも視野に入れてまいりたいと考えております。

なお、これらの事業につきましては、いずれも地方創生交付金の上乗せ交付金を予定しております。国による審査によって不採択となる可能性もあり、その場合には議会とも御相談の上、事業凍結や変更等も視野に入れまして事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、税務総務費につきましては、法人の予定納税に対する還付金等の増加が見込まれますので追加補正しようとするものでございます。

民生費は、全体で351万9,000円の追加でございます。

老人福祉費につきましては、消費税率の引き上げに伴い、低所得者の介護保険料を軽減するため、介護保険特別会計への繰出金であり、2分の1を国庫、4分の1を県支出金として見込んでおります。

国民年金事務取扱費につきましては、保険料納付猶予制度の対象年齢引き上げの対応をするため、システムの改修委託料でございまして、その全額を国庫支出金として計上いたしております。

農林水産業費は、全体で1,400万円の増額でございます。

農地費につきましては、赤尾地内の冠水解消のため、4割の県補助を受けまして、かんがい排水工事をしようとするものでございます。

林業振興費につきましては、消防職員2名が上限50万円の県補助金を受けまして、狩猟免許や猟銃、保管庫などを取得するための助成金でございます。

続きまして、7ページ以降の歳入について御説明申し上げます。

地方特例交付金と地方交付税につきましては、今般、国によります交付額の決定を受け減額しようとするものでございます。

国庫支出金につきましては、歳出で御説明申し上げました介護保険料の低所得者軽減分とマイナンバーへの対応分、そして、いわゆる地方創生交付金の上乗せ申請に係る分と国民年金事務委託金でございます。

県支出金につきましては、介護保険料の低所得者軽減分、赤尾地内のかんがい排水工事分と職員の狩猟免許取得等の助成金でございます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金の減額は、今般の補正に伴い余剰となります財源について、現在取り崩しを予定している分を減額しようとするもので、介護保険特別会計繰入金は前年度の精算返還分でございます。

次の表の繰越金につきましては、前年度決算の実質収支額を踏まえての追加分でございます。

市債につきましては、普通交付税交付額の決定と同様に臨時財政対策債の発行限度額が決定されたことを受けまして増額をしようとするもので、第2表において限度額の変更もいたしております。

続きまして、13ページの議第75号 平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に840万6,000円を追加し、その総額を23億7,268万7,000円とするものでございます。

18ページの歳入で、国庫支出金につきましては、前年度の精算に係る介護給付費負担金の追加と介護保険料の低所得者軽減分について一般会計で計上することとして減額しようとするものでございます。

支払基金交付金につきましては、前年度分の精算に係る追加分で、県支出金は前年度分の精算に係る追加分と介護保険料の低所得者軽減分について一般会計で計上すること

として減額しようとするものでございます。

一般会計繰入金につきましては、介護保険料の低所得者軽減分について、一般会計から繰り入れようとするものでございます。

基金繰入金につきましては、今般の補正に伴い、余剰となる財源について、現在取り崩しを予定している分を減額しようとするもので、繰越金につきましては、前年度決算の実質収支額を踏まえて追加しようとするものでございます。

20ページの歳出につきましては、保険給付費の財源更生と前年度の国県補助金と支払基金交付金、一般会計に係る前年度精算返還分でございます。

続きまして、資料ナンバー 7、議第76号 山口市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成22年度に議決をいただきました同計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

その変更内容を御説明申し上げます。

まず、区分2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、上島線と水品線の延長変更をしております。

区分3、生活環境の整備では、分団に配置する各種消防車の購入台数を変更するとともに、ソフト事業分として、自動心臓マッサージ器整備事業を追加いたしております。

区分11、過疎地域自立促進特別事業一覧表は、ただいま御説明申し上げましたソフト事業につきまして再掲載いたしているものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、11日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時32分散会

平成27年 9 月11日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

平成27年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 9月11日（金曜日）

○議事日程 第2号 平成27年9月11日

日程第1 質 疑

議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議第69号 山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について

議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第71号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について

議第72号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例について

認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認第2号 平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第73号 平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい
て

議第74号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第75号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第2 議第77号 権利の放棄について

日程第3 質 疑

議第77号 権利の放棄について

日程第4 委員会付託

議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議第69号 山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について

議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第71号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第72号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
認第1号	平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第73号	平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議第74号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第75号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第77号	権利の放棄について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第68号	山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議第69号	山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第70号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第71号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第72号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
認第1号	平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第73号	平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議第74号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第75号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

	議第76号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第2	議第77号	権利の放棄について
日程第3	質 疑	
	議第77号	権利の放棄について
日程第4	委員会付託	
	議第68号	山口市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
	議第69号	山口市職員の再任用に関する条例及び山口市議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例について
	議第70号	山口市手数料条例の一部を改正する条例について
	議第71号	山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について
	議第72号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例について
	認第1号	平成26年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
	認第2号	平成26年度山口市水道事業会計決算の認定について
	議第73号	平成26年度山口市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て
	議第74号	平成27年度山口市一般会計補正予算（第2号）
	議第75号	平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議第76号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第77号	権利の放棄について

○出席議員（14名）

1 番	操	知 子 君	2 番	村 瀬 誠 三 君
3 番	福 井	一 徳 君	4 番	山 崎 通 君
5 番	吉 田	茂 広 君	6 番	上 野 欣 也 君
7 番	石 神	真 君	8 番	杉 山 正 樹 君
9 番	寺 町	知 正 君	10 番	尾 関 律 子 君
11 番	武 藤	孝 成 君	12 番	藤 根 圓 六 君
13 番	影 山	春 男 君	14 番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	総務課長	太 田 智 倫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	石 神 彰 君
市民環境課長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	藤 田 弘 子 君	産業課長	山 田 和 哉 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
まちづくり・ 企業支援課長	鷺 見 秀 夫 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	藤 根 好 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君
生涯学習課長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	宇 野 照 泰
書 記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第1、質疑。

質疑は、9月1日に議題となりました議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更についてまでの11議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 通告に従って質問させていただきます。

まず、第1点目です。山県市の個人情報保護条例の一部を改正する条例について。議第68号、資料2の2ページから7ページです。

年金機構の個人情報漏れ125万人というのは、非常に世間を騒がせました。年金番号や氏名などの年金支給初めさまざまな手続に利用がされます。10月から番号通知を開始すると、国民共通番号、いわゆるマイナンバー制度では、年金情報に適用して使われる予定です。

安倍政権は、まだ設計もしていない段階から、国民の預貯金や健康診断情報など、民間機関が扱う情報にも拡大する法案の今国会成立を目指し、今国会で成立させました。さらに、カルテや診療報酬明細、いわゆるレセプトなど医療情報、戸籍やパスポート、自動車登録など、次々と拡大する方針を打ち出しています。これらの情報が一たび流出すれば、はかり知れない被害を招くと予想されます。

また、中小企業では、扶養控除、源泉徴収票、社会保険の届け出などに共通番号の記載が求められます。そのために、社員やその家族、また取引先の共通番号を管理することが課せられ、取り扱い実務やセキュリティーの面でも不安が広がっています。

この制度に関する国民の理解が進んでいないことは、政府発表の調査でも明らかです。

そこで、総務課長にお尋ねいたします。実施に当たっては、さまざまな混乱が予想されると新聞にも報道されています。この条例改正は、実施に関する条例ということもあり、条文だけの質問とはなりにくい側面もあります。

まず、第1点、冒頭で述べましたこの制度実施に向けた現状を、行政手続の実務面での責任者としてどのように認識されているか。

また、今回の条例改正は、こうしたマイナンバー制度の施行の一環として準備されるものだと認識していますが、制度の根幹にかかわる個人情報の流出という事態への対応の準備は、どのように進められていますか。

2点目、第2条1項5号の特定個人情報ファイルの保有をする前に、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられています。この評価書の種類及び実施された評価書の公開は、どのようにされているのでしょうか。

3点目、条例改正に関して、第7条7項、その中で、事業の遂行上やむを得ないと認められる場合、それから、第8条5号の中の及び第8条2項5号の利用することに相当する理由があると認められると条文にあります。誰がどのような基準で、どのような手続を経て認められるのか具体的にお尋ねをしたい。

4点目、改正条例第8条の、これは2と書いてあるんですが、実施機関は、使用目的もしくは使用方法の制限、その他必要な制限とは何を指すのでしょうか。

または、個人情報の適切な取り扱いについて必要な措置を講じると書かれていますが、必要な措置の具体的な内容は何かお尋ねをしたい。

第23条については、取り消しということでしたので、質問は取りやめます。

以上です。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時05分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 1点目、制度の実施の実務者として、先ほど言いました条例改正についての制度の根幹にかかわる個人情報の流出等の事態への対応は、どのように準備されているかと、よろしいですか。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） せんだって日本年金機構のほうで情報漏えいの事件がございましたけれども、それを受けまして政府のほうで、国、あと、地方公共団体のほうのセキュリティをどうあるべきかということを検討されました。それで、総務省経由で各自治体のほうに、まず、こういった番号カードの情報が載る住基ネットのシステムとインターネットのシステムをきちっと分けなさいという指示が参りましたので、これを10

月5日までになさいと言明がなされました。そのための準備を、今、進めておるところでございます。

従来より山県市の情報セキュリティの教育というのは続けておりまして、例えば、今回標的型メールで情報漏えいになったわけですが、そういった標的型メールをテスト配信して職員の対応の教育を図ったりですとか、もちろん、ソフトですとかシステム上の対応もしておりますし、過去、そういった漏えいの事実、事件はございませんので、引き続きそういったセキュリティのレベルの維持を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 2点目の特定個人情報ファイルの保有の前に、これの保護評価、実施されていると思うんですね。その中身と公開の方法についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 保護評価、11件、評価しております。その公開云々の関係につきましては、後ほど議員のほうに御説明申し上げたいと思います。よろしく願います。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 3点目です。改正条例案、具体的にありますが、7条の7項、ページでいいますと2ページ。資料2の2ページに該当しますが、7条の7項、事業の遂行上やむを得ないと認められる場合、それから、8条の5及び8条2項の5で、利用することに相当な理由があると認められるというふうに書いてあるんですが、誰が、どのような基準で、どのような手続を経て、これを認めるかという点についてお尋ねをします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） この規定につきましては、例えば他県、これは、個人情報条例は、平成2年ほどから神奈川県が先駆的に制定をしておりました。

神奈川県ですとか、他県、他市、名古屋市ですとか、土岐市ですとか、そういったところでは、審議会の方で諮問、あと、答申の蓄積がございまして、その蓄積に基づいて条文の手直しを随時されております。

山県市の場合は、そういった地区と比べて人口も少ないものですから、若干その蓄積が足りないということもあって、そういったほかの自治体の知見を活用して、条文のほ

うにわかりやすく規定したものでございます。

この7号のほうで具体的に読めるかどうかわからない場合については、8号の審議会の意見を聞いて公益上必要があると認めたときということになりますので、疑義があるときは審議会のほうにお諮りをすると、そういう流れになります。

以上です。

〔私語する者あり〕

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） そうですね。わかりました。

4点目のところ、実施機関の使用目的もしくは使用方法の制限、その他必要な制限、必要な措置についてお尋ねをします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） これは、ナンバー法の施行に際しまして、規定の整備の一環で行っているものでございますので、詳しいところは、また運用しながらということに進んでいくものと考えております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 了解をしました。

次、行ってよろしいでしょうか。

2点目の質問です。平成26年度山県市一般会計及び特別会計の決算の認定についてと。資料4と、それから資料4―2の12というところに書いてあります。

平成26年度の決算の認定に当たって、監査委員会の審査意見書のところでは、最後の結びにおいて、決算総額では単年度収支、基金の積み立てと取り崩しを加味した実質単年度収支は、それぞれ3億2,886万円余、6億4,730万円余となっている収支状況について述べています。実質公債費比率18%を切り、起債許可団体から脱したことは評価しつつも、財政は硬直化しており、収支状況については引き続き厳しい状況が続くと予想されています。

住民サービスの向上を目指しつつ、一方で、負債の解消を進めるという点に立って、この間の市政運営に当たっては、職員体制の見直し、削減を図り、その原資の一助としてきた由、市長は発言されてきています。そして、これ以上の削減が厳しいという状況になってきた現状認識も示されて、新規職員の採用も進められています。

そのような中で、今回の審査意見書にある、今なすべき施策については積極的に推進する戦略性も必要であることから、めり張りのきいた財政運営が必要であるという意見

が述べられていますが、このことに関して、山口市第2次総合計画の実施も踏まえた市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 質問にお答えをいたします。

平成26年度決算の特徴の1つといたしまして、実質単年度収支が約6億7,000万円ほど赤字となっております。実質的には、平成18年度以来8年ぶりに財源不足による基金の取り崩しを行ったことがございます。つまり、実質公債費比率が18%を切って、起債許可団体を脱したとはいいいましても、本市の財政状況は決して楽になっているとはいえないわけでございます。

しかし、住みよいまちづくりを目指す上で、財政の健全化だけを目標にして行政運営をしていくことは本末転倒と言えます。

そうしたことから、特に、東海環状自動車の仮称ではございますが、高富インターチェンジの開通を見据えながら、今なすべき施策については果敢に推進していく必要があります。

また同時に、財政の健全化を推進していくためには、効果のない行政施策については廃止、縮小していく必要がございます。

監査委員の御意見は、こうしたことを踏まえられた御意見であると認識しており、全く同感でございまして、そのようにしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今の市長の表明に基づいて今後いろいろ市政を運営されていくと思うんですが、そのことに関して、やっぱり市民の住民サービス向上に向けて具体的に施策を推進されることを希望したいと思います。

では、3つ目の質問に参ります。一般会計の土木費の歳出についてということで、資料4、ページ13と、それから資料4—3、136ページから139ページです。

歳出の土木費の増加の主要項目は、資料の13ページの総額によれば、道路橋梁費で1.1億円増加していると。そこで、今後もこのような計画が発生するのでしょうかということで、具体的に4—3、この決算の成果説明書の部分、139ページ。ここには、具体的な道路の改良工事ということで、具体的な中身について報告がされています。

それから、136ページのところも、各種道路橋梁維持事業ということで、具体的な結果について出されていますが、これらの今後の事業計画の見通しなど、概算等についてお尋ねしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

平成26年度におけます道路橋梁費の歳出額の増加につきましては、今後もこのような計画状況で進むのかという御質問でございます。

まず、道路橋梁費に至りましては、道路、橋梁などの施設の維持管理に関する費用でございます。

あとは、道路新設改良事業につきましては、工事等に係る費用でございます。

まずもって、平成26年度において主な増額の理由でございますが、まず、維持費につきましては、平成26年度におきまして、降雪等の増加によりまして除雪費用が多大な額になって増額となっております。

さらに、小修繕工事等について、点々補修等の対応箇所が増加したということによります。

なお、新設改良費につきましては、主要な市道でございます市道11148号線、いわゆる北町線でございますが、とあと市道13091号線、浄化センターの北側の市道でございますが、その改良工事を実施したことによって工事費が増加しております。

なお、今後の事業の計画などにつきましては、本年度の事業進捗並びに緊急性、継続性、あと、補助金等の交付決定額等の状況によりますところが大きいものでございますので、現段階ではちょっとお答えする段階ではないというふうに考えております。

今後においても、市民生活の利便性、また、まちづくり等について事業のほうを進めてまいりたいとは考えております。

次に行ってよろしいでしょうか。

点々補修等については、次の段階でしょうか。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 同じく、136ページの舗装の点々補修工事についてということですが、補修箇所の現状の把握の方法とか集約方法、実施計画というのは、どのように行われているかというのをお尋ねしたい。

それと伴って、県道とか国道の場合の手続等については、どのような方法で検討がされているか、あわせてお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

舗装の点々補修につきます箇所の把握、集約、実施計画等の状況でございますが、市道の舗装点々補修につきましては、既存の舗装面の陥没などの部分的な舗装補修を緊急的、応急的に行っているものでございます。

よって、箇所の把握及び対応につきましては、建設課職員による道路パトロールの実施、沿線の住民の方々及び自治会長さんからの申し出、あと、通行者の方々からの情報提供によるもので、職員が現地を確認した上で補修業務を業者委託しておりまして、対応について、連絡等をして対応しております。

なお、小規模で軽微な部分につきましては、職員により随時対応している状況でございます。

いずれにいたしましても、早期の対応により事故等の未然防止に心がけていることについて、御理解を願いたいと思います。

また、市内の国県道につきましては、同様に道路管理者でございます岐阜県の職員による道路パトロールの実施と、市道と同様に市民及び通行者等からの情報提供を受けまして、これにつきましても補修業務の委託をしておりますので、その業者に連絡の後、対応を行っているというふうでございます。

以上でございます。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時22分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 4つ目ですね。住宅管理費の新築等祝金事業についてということで、資料4―3の144ページです。

事業成果の評価部分について書かれていますが、実際には64名の方が利用されたということで、好ましいことだというふうに思うんですが、この中で、実際に例えば転入された方とかそのような方がどのくらいおみえになるのかなということと、それから、そこにも少し質問に書かせていただいたんですが、北方町なんかは固定資産税の5年間減免で、平均をすると70万ぐらいに相当するらしいんですね。こんなようなことを考えると、今後、全員協議会で出された山県市の人口ビジョン案とかいうのも踏まえると、こうした事業を定住促進や転入に貢献する事業ということで、この中身をもう少し、今具体的にはわかりませんが、1件当たりで計算をすると3万3,700円というふうになっているんですけども、こうした事業について、今後拡大されるような計画等を含めてあるでしょうか、質問します。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

平成26年度におきます新築祝金事業の申請件数、67件でございます。うち、市外からの転入による申請件数につきましては44件となっておりますが、人数等については、現在、把握はしておりませんので御了承願いたいと思います。

あと、内容でございますが、定住を目的といたしまして住宅の建築購入による転入促進につきましては、祝金制度というのが一応本事業の目的の1つでございます。移住、定住の促進につきまして、現段階では確実に成果を上げているのではないかと考えております。

なお、議員の御質問の中で、北方町の例を取り上げてございますが、その他の市町においても、このような定住促進に関する制度等は、その市町それぞれの状況に応じて行われているということは認識してございます。

そこで、現在のこの新築祝金事業でございますが、本市が現在実施しているこの事業につきましては、まちづくり振興券の交付事業の1つでございます。先ほども申し上げましたが、移住、定住の促進及び市内の建築関係の業務の増加、さらに、まちづくり振興券の流通によります市内の商工関連の活性化が図られるという点では、この事業につきましては、非常にインパクトがある事業と考えております。

本事業も実質3年目を迎えております。年々認知度は当然上がっていると認識しております。申請件数がさらなる増加となりますよう、今後においても市内外への本事業のPRに努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今の報告にありました67件のうちに44件が転入ということでした。

そうである、非常に役に立っているなということで、大いにこういう点はアピールをして進めていただきたいというふうに思います。

じゃ、5点目に移ります。香り会館の管理事業についてということで、資料は4—3、132ページのところです。

具体的な運営実績、利用者数のカウントというふうに書いてあるんですけども、ハーブブレンドですかね、これ、客数でいくと、客単価563円でなかなか厳しいなというふうに思うんですが、現地で私も利用したりしているんですけども、なかなか催事がないと人が来てもらえないので非常に大変だからというようなこともおっしゃっていましたが、こうした取り組み、その後の状況について、どのように進展をしているかというこ

とと、それから、これはちょっと細かいかもしれませんが、利用者のカウントというのは、私も実際にあそこに行っているんですけど、具体的にカウントされたとかということは余りないんですが、この数字は、どのような根拠で出されているんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

まず、香り会館とハーブレンドの利用者数のカウント方法についてでございますが、香り会館につきましては、入園料を徴収しておりませんので正確な数字は把握しておりません。ただ、その中で、体験等をしていただく場合に、団体で見えた方の人数とか、体験をされた方はお金を払っていただきますもので、その人数はカウントしております。

また、ハーブレンドにおいては、店内で飲食等をしていただいた方の人数をカウントいたしております。

次に、563円の単価では厳しいのではということでございますが、この厳しいということについては、経営がどうかということもあるかと思うんですが、単価が上げられるように、今年度、地域おこし協力隊と協働でイベント等の開催、新メニューの開発、また、地域おこし協力隊の協力を得た花の植栽などを行って、そういった集客に努めてまいりたいと考えております。

あと、3点目の現在の取り組み状況でございますが、これは、今申し上げた部分とちょっと重複するところがございますが、ハーブレンドにつきましては、市で直営で4月から行っております。その中で、子供向けのメニューや新メニューの提供を行っております。4月から8月末までの5カ月間の利用者数が約4,900人でございます。5月からは、地域おこし協力隊員を配置して、四国山香りの森公園と香り会館、ハーブレンドを活動拠点として、創意工夫を凝らしながら管理運営を行っていただいております。

具体的には、香り会館は、6月より会館いたしまして体験講座と展示等を中心に運営を行っております。7月には、岐阜女子大学生の協力をいただき、子どもお楽しみイベントや流しそうめん大会等のイベントを開催いたしました。8月には、小学生を対象としたワンコイン体験講座も実施いたしました。

また、先ほど申し上げたように、ハーブ園に来園された皆さんが、季節の花や各種ハーブを楽しんでいただけるように、地域おこし協力隊の協力を得て整備に努めておる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君）　ありがとうございました。

それでは、6点目に移りたいと思います。資料4―3の130ページ。恋洞の企業誘致の事業についてです。結果についてお聞きをしたい。

企業誘致を進めると、取りつけ道路、予算は3年前ですかね、予算化されて、整地を含めて行われました。私も先日も見てきました。

当初、市外とか県外からの誘致は、近隣市の企業団地等々の整備等を見ていてもなかなか厳しいのではないかというふうに思われたんですが、この事業を通じて、現段階での状況と、恋洞の場所での企業誘致の展開についての評価を市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（上野欣也君）　林市長。

○市長（林　宏優君）　御質問にお答えをいたします。

この恋洞の用地につきましては、南北と東西の道路を整備いたしまして、そして、東西の市道を境にしまして、南側の市有地が5,382平方メートルと、北側に市有地と大森生産組合の土地約7,000平方メートルの用地がございました。そして、現在、そうした中で南側の市有地に関しましては公共事業の代替地として既に契約をいたしておりまして、残りの北側に関しましては、市有地だけではないため、公募をどのように実施するか、進出を検討されている企業に要望等をお聞きしながら、今、公募方法を検討しているところでございます。

企業誘致の展開についての評価でございますが、市内の工場用地として活用できる場所を調査、検討しておりますが、開発面積等を確保しながら、また、各許認可を短期間で受けることができ、所有者の理解を得ている場所は、この恋洞と高富地内の武士ヶ洞の2カ所が現実的と考えております。

特に、恋洞の用地につきましては、企業の誘致先として道路等の整備を完了していることもございまして、現在、数社程度の問い合わせを受けており、また、市内で数少ないこの用地として企業に進出していただけることが期待されますので、今後におきましても、積極的に誘致を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野欣也君）　福井一徳君。

○3番（福井一徳君）　具体的に進展をしているという状況でしたが、わかりました。

次、行きます。7点目、商工振興費の商工会補助における経営指導実績についてということで、資料4―3の128ページのところです。

ここの中には巡回指導が264社、窓口指導が410社、経営指導員の経営指導として行われていますということで書かれています。この分野の企業数の内訳とか、及び指導によ

って経営上の具体的な成果というようなものについて教えていただきたいと思います。

地方創生の中、課題でも、既存のやっぱり地場産業の育成とか事業拡大など、この分野の重要視はいろいろされているというふうに思うんですが、具体的な中身についてお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

巡回指導の業種の内訳についてでございますが、264社の内訳は、製造業が105件、建設業が62件、小売業とサービス業が各41件、卸売業が7件、その他が8件でございます。

窓口指導の410社の内訳につきましては、製造業が128件、建設業が116件、小売業が55件、サービス業が73件、卸売業が12件、その他が26件でございます。

次に、指導による具体的な成果でございますが、岐阜県地域活性化ファンドや小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金の申請支援を実施したことによりまして、採択事業所はおおむね前年より売り上げを増加させているとのことでございます。

また、各種専門家の派遣事業により、事業所が行う経営計画策定やネットショップ展開、新製品開発、自社ブランドの立ち上げ等の課題解決にも貢献しているとのことでした。

また、情報化事業としましては、ホームページの開設、ネットショップの展開により新たな販路の開拓、事業所の知名度アップが図られ、売上増加につながっている。

融資事業といたしまして、山県市の小口融資制度や日本政策金融公庫の貸付制度などの申請支援を行い、約3億3,000万円の融資を獲得しております。

税務関係では、源泉、年末調整や確定申告、消費税申告の指導を934件実施しており、事業者の適正な納税に貢献しているなどの成果があったと聞いております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） ありがとうございました。概要がわかりました。

それでは、続いて8点目です。資料4—3の125ページのところです。

林業振興費の育林推進事業補助金についてです。間伐の経費補助がうたわれて300ヘクタールの間伐ができたというふうにあります。今回の間伐の事業の事業費そのものの総額はおよそどのくらいで、この補助金というのは何%ぐらいに当たるのでしょうか。

それから、山県市全域での間伐の必要面積のどの程度の割合になるか。概算で結構ですが、お教えいただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 質問にお答えします。

最初に、間伐事業費の総額のおよそ何%の補助かということにつきましては、約18%程度でございます。

次に、山口市全域で間伐が必要な面積につきましては、人工林が約1万ヘクタールございまして、そのうち間伐が必要と考えられる人工林率50%以上の約7,000ヘクタール程度というふうに推量いたしますと、昨年度は300ヘクタールの間伐でございましたので、約4.3%の量になるのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今、4.3%程度の間伐というふうに言われていたんですけど、これは計画的に毎年推進されるものでしょうか。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 毎年300ヘクタール程度はやっているというふうに思っております。多少の増減はあるかとは思いますが、山口市の7つほどの林業者にそういったことをやっていただいておりますので、このくらいはできているというふうに考えております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 9点目の御質問です。商品開発業務委託について、その成果と今後の展望ということで、資料4—3の109ページ、111ページ、112ページのところです。

岐阜女子大とコラボで具体的な開発業務委託をして進めたということで、100万円を補助し新商品開発とテスト販売、それが特選品の開発事業と結びついているというようなことでその他のページのところも書かれていますが、これをどういうふうに活用して今後の展開につなげていくかということで、具体的なその展開、ここに幾つか書いてありますが、その計画についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 質問にお答えします。

昨年度は、岐阜女子大学に美濃山県元気玉、ニンニクですが、これを活用した商品開発を委託しまして5品目を開発していただきました。ニンニクと豚肉の食べ合わせがよいことや、ニンニクを食べることで脂肪が燃焼しやすくなるなど、健康志向の商品開発を行うことや、新たなブランディングの豚肉を活用した食品を開発し、山口市の農畜産物の評価を総体的に上げることで農業振興につながると考えております。

今後につきましては、先ほど申し上げた健康志向イメージをさせ、飲食店メニューに

活用してもらえるように、材料や加工品を市内外に紹介し、販路拡大の支援を行っていきたいと考えております。

具体的には、特産品開発事業や、朝市コンシェルジュ事業、これは今年度行っておる事業ですが、これを通じて市場調査や結果分析を行い、消費者のニーズを消費開発やPRに反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 最後の御質問になります。資料4—3、107ページのところです。緊急雇用創出事業についてということです。

事業概要によると、インターンシップとか、企業見学会、合同企業説明会、人材マッチングを展開して、山県市内の製造業に5名の就職実績をつくったというふうに書かれています。

それでお尋ねですが、それぞれの企画についての全体の概要と、これは1件当たりで計算をすると350万程度ですが、それぞれの事業の中身について、どのような事業費で具体的にどのように展開されているかを御質問します。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 御質問にお答えします。

この事業につきましては、26年度企画財政課のほうの企業支援室でやっておりましたが、今年度におきましては、まちづくり・企業支援課のほうに引き継いでおりますので、こちらで御回答させていただきたいと思います。

まず、御質問の事業といたしまして、製造業従業員確保事業の中に、先ほど御質問のあった内容が入っております。個々に御説明をさせていただきます。

まず、インターンシップにつきましては、事業を委託しております業者が就職希望者を雇用いたしまして、OFF—JTと言われますビジネスマナーやパソコンなどの基礎的な知識を習得する研修を1カ月、それから、OJTと言われております山県市内の企業での研修でございますが、それを3カ月やった上での就職を目指す事業でございます。

雇用いたしましたのは6名でございます。最終的に市内の企業に就職をいたしましたのは3名でございます。

事業費につきましては、経費等がありますので若干の差はありますが、この事業につきましては1,228万4,000円ほどと思います。

続きまして、企業見学会でございます。

まず、近隣高校生を対象にいたしました。具体的には、山県高校、城北、岐南、岐阜

工業高校等を対象にいたしました。市内の会社6社におきまして、参加者44名で実施しております。

事業費といたしましては55万3,000円ほどでございます。

続きまして、合同企業説明会でございます。これは、ハートフルスクエアGにおきまして、14社の企業出展をいただき実施をしております。

事業費といたしましては136万4,000円ほどでございます。

続きまして、人材マッチングでございます。これは、先ほど述べさせていただいた中の情報をもとに、それぞれの市内の企業とのマッチングをいたしまして、3名を支援いたしました。その中で2名の方が就職をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今、内訳は教えていただいたんですが、インターンシップのところ、一番多くて1,228万4,000円の事業費ということですが、これ、具体的な講座、3カ月間という中身ですけれども、講座に係る費用、それから、企業1カ月間ということでしたが。1カ月間インターンシップに行くというお話だったと思うんですが、大体、その事業の概要の内訳について御説明をお願いします。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 済みません。基礎研修につきましては1カ月でございます。現場研修が3カ月でございます、済みません。

その内容につきましては、インターンシップ生の給料が384万8,000円ほどでございます。あと、委託業者の人件費として262万4,000円、あと、OFF-JTの講師、1カ月の研修の講師料が233万3,000円、OJT、現場研修につきましては、その他経費になりますが、あと、OFF-JTのほうの教室等の借上げが130万2,000円となっております。あと、その他経費が217万7,000円でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 一応、この概要についてわかりましたので、今後、中身について、大いに推進されることを期待したいと思って、以上で質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、今回、4点お尋ねをいたします。

1点目は、議第75号の資料6番、平成27年度山口市介護保険特別会計の中の、ページ19で、一般会計から国庫支出金が入っているんですけども、本来特別会計だったら余剰金があるんですけども、どうしてこういう形になったか、その理由だけ教えていただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

資料6、補正予算書19ページの一般会計繰入金につきましては、介護保険特別会計の当初予算で、国庫負担金205万円と県負担金102万5,000円、予算化しておりました低所得者保険料軽減負担金が、消費税による公費負担ということで、一般会計で受け入れ、一般会計から介護保険特別会計に繰り入れることと通知がございました。

ですから、補正予算書18ページにあります介護保険特別会計の国庫負担金205万円と県負担金102万5,000円を減額補正し、一般会計補正予算書7ページと8ページで同額を増額補正いたしております。その分の合計合わせて307万5,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 了解しました。

それでは、2点目、議第74号の資料4―3の平成26年度決算成果説明書の中のページ66の社会福祉総務費、遺族会の補助金についてですけども、遺族会の現在の山口市の数、それぞれ旧の高富、美山、伊自良の数と、そして、1回当たりの補助金はどの程度なのか、その点をお尋ねいたします。福祉課長にお尋ねします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

遺族会につきましては、高富地区に5、伊自良地区に2、美山地区7の合計14遺族会がございます。連合会として、山口市遺族連合会というものがございます。

山口市の遺族連合会に対しまして、1柱1,450円ということで補助を出しております。合計で166万4,600円ということでございます。

ここから、山口市遺族連合会から各地区の連合会に、14遺族会に補助を、1柱当たり575円ということで補助を出しておりまして、合計が66万100円ということになっております。

14地区ございまして、一番多いところが高富地区の102柱、一番少ないところが桜尾地区の46柱ということで、1地区当たりの平均をいたしますと4万7,150円ほどが連合会か

らの各地区遺族会への補助ということになっております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 了解しました。

それでは、3点目、資料4―3の平成26年度決算成果説明書、ページ89の児童館の浄化槽の再利用ということで、貯留槽という形の中で費用が使われておりますけれども、その用途というのは、どういう形の中で使われているのか、その内容をちょっと教えてくださいと思います。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） お答えいたします。

この下水道の雨水貯留槽につきましては、子どもげんきはうすの下水道に接続いたしましたことによりまして、合併浄化槽を雨水貯留槽ということで転用したものでございます。

これにつきましては、用途といたしましては、雨水を旧の浄化槽に貯留いたしまして、駐車場の植栽、あるいはグラウンド、芝生広場等への散水に利用しておるというものでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 了解しました。

それでは、4点目、同じく、資料4―3、花咲きホールの利用状況が平成26年度、20%ぐらい減っているんですけども、予算はふえておるんですが、その辺の要因は何かということと、そのことに対して平成27年度は何か対策をしているかということ、ちょっとお尋ねいたします。生涯学習課長によりしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） 御質問にお答えします。

上段の部分の花咲きホール利用実績の表の部分にかかわることでございますけれども、花咲きホール利用状況における利用者数につきましては、花咲きホールが主催する自主事業による観客数とホールの貸し館事業における利用者数との合計数値となっております。

花咲きホール自主事業につきましては、平成25年度に対し、観客数で109人の減少となっておりますが、これは自主事業が1事業少なくなったことによるもので、利用者減少は、この自主事業による影響ではないものと考察できます。したがって、利用者数約20%

減の要因は、貸し館事業にあることがわかりいただけます。

この貸し館事業は、利用人数に関係なく、多目的ホール、ステージ、ミーティングルームといった各部屋ごとに1室1時間当たりの料金が設定してございまして、利用者1人当たりに対して料金を徴収しているものではなく、利用者の集計は実績とは多少相違がございしますが、利用申し込み時の、申請時の利用人数をそのまま使っております。

また、この数値のベースとなる貸し館件数は、利用者数とは逆に、平成26年度は77件で、前年度を3件上回っております。したがって、この表における利用者件数につきましては、貸し館事業における借り手側の事業内容によって大きく変動するもので、平成26年度の貸し館事業は、全般に1事業当たりの利用者数が少ない傾向にあったと言えます。

以上のことが、利用者減少の要因となっており、貸し館事業に対する平成27年度の特別な対策は考えておりませんが、今後も貸し館件数の増加を目指してさらに施設のPRに努めるとともに、ホールの集客につながる魅力ある自主事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 了解しました。

これで、私の質疑は終わります。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時10分より再開をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 先ほど答弁漏れの部分につきまして、本市の利用事務内容につきまして、国の特定個人情報保護委員会というところに、本市が行う11の事務につきまして特定個人情報保護評価を行っておりまして、そちらに報告しております。

具体的には、住民基本台帳に関する事務ですとか、国民健康保険法に関する事務などです。

公開につきましては、特定個人情報保護委員会のホームページがございまして、そちらで評価書の検索が、行政機関もしくは地方公共団体ですとか独立行政法人と、そういう

った行政機関種別に、あと、評価書ごと、あと、公開日につきましても日にちを入れて表示ができるようなページがございまして、そちらのほうで公開している次第でございます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 通告順位 3 番、武藤孝成君。

○11 番（武藤孝成君） それでは、議長のお許しを得ましたので、4 点ほど質問をいたします。

初めに、認第 1 号 平成26年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算書の認定について、資料 4 の65ページですけど、企画費の需用費、消耗品、また印刷製本、修繕費等の増額の内容をお聞かせください。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

この企画費の需用費639万7,001円につきましては、おおむね 7 つの事業の複合的な予算でございます。

その 7 つの事業と申しますのは、地域おこし協力隊関係、総合計画の策定関係、それと、まちづくり振興券の発行関係、それと、事業仕分け関係のほかに 3 つの事業がございまして、その合計額でございます。

その中で金額の大きなものを主体に御説明申し上げますと、地域おこし協力隊の住まい等の修繕費が約258万円、その地域おこし協力隊員の活動消耗品が約108万円、第 2 次総合計画のダイジェスト版を含みます印刷製本費が約130万円、まちづくり振興券等の印刷費が約40万円のほか、事業仕分けですとか企画の書籍購入等に係る経費が、残りの約100万円となっております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君。

○11 番（武藤孝成君） よくわかりました。

それでは、次に、認第 1 号、平成26年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算書の認定についての資料 4 の67ページ、企画費の、これも自主運行バスの補助金1,413万3,000 円の減額の内容について御説明願います。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

平成25年度に対しまして、今、御質問がありましたように自主運行バスの補助金が1,413 万3,000円減少となった主な要因でございますが、これは、平成26年度から、ハーバス大

桑線、伊自良線の一部系統につきまして、事業者のほう、岐阜バスですが、新たに国庫補助金約1,300万円ぐらいを受けられるようになったことに伴いまして、市からの補助金が減額になったものが主な要因でございます。

これは平成25年に本市が初めて公共交通総合連携計画というものを策定しまして、また、同年、公共交通会議におきましては、地域協働推進事業計画を策定し、それらを国の認定を受けたことによりまして、このように地域ぐるみの各種バス利用促進策を実行することで、ちょっとごめんなさい、これ、ややこしい言葉ですが、地域公共交通確保維持改善事業費補助金という国庫補助がありますが、その中の、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金というものがございまして、そこでの国庫の補助金を受けるために、生活交通ネットワーク計画というものの地域内フィーダー系統確保維持計画というものの認定要件が、要は、国庫補助を受けられるための認定が、これらの計画をつくったことによりまして、その新規性の要件というものが緩和されまして、この計画をつくったことによって、これが交付を受けられるようになったものでございます。

なお、この補助金は、国の毎年度の予算に応じて市町村の上限額が設定されておるんですが、今後、漸減していく方針、減らしていく方針でございまして、本年度が、26年度は1,300万円ほど、ことしは1,100万円ほどとなる見込み。また、来年度は900万円程度となる見込みでございます。さらにその後も漸減していくという国の方針がございまして、本年度にも、制度改正後、これ、実は制度がまた改正になっておりまして、制度改正後の公共交通網形成計画を策定し、地域公共交通再編実施計画の認定を受けまして、これらの国庫補助の上限額、漸減抑制に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君。

○11番（武藤孝成君） そうなると、改善、改善ということになると、今のデマンドとかそういう体制になっていく方向になる可能性が出てきて、そちらのほうへ回る金額が多くなってという状況に陥っていくことが考えられますかどうか、そこの辺をちょっとお聞かせください。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 国のほうは、手法につきましては、地域の交通事情によって最もいいものを選びなさいと、それが例えばデマンド交通であれば、それでも国庫補助対象になる。そのためには、先ほど言っていますように、まずきちんした需要をつかんで、ただ単に、アンケートだけで乗りますよと言っても、意外と乗られないものなんです。だから、実際に乗られるよというような客観的なデータをもとにした計画を

つくりまして、なおかつ、皆さんに乗っていただけるような促進活動なんかも行いまして、今、バスヘルパーさんというのもボランティアで頑張っていておるんですが、ああいう活動や何かも行いまして、その手法が結果的に、例えば、デマンドであったり幹線の乗り合いバスであったりしても、国庫補助は基本的にはいただける方向になると思いますので、そのためのまず計画づくりを今年度目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君。

○11番（武藤孝成君） それで、この25年度と26年度のバスの利用状況、25年度は2万4,636人、また、26年度が2万3,114人ということで1,500人ほど利用者が減しています。これをいろいろ改善することに、そういうものを得る反面、利用者が少なくなっていくという現象が多くなっていくと思うんですが、そのこの辺のところをお聞かせ願ったらまたありがたいと思うんですが。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） この利用状況につきましては、国のほうの評価もあるわけでございますが、たまたま今年度は減ったということにはなっておりますけれども、そもそも、この乗客人数をどうつかむかということにありまして、アユカデータがありますのでアユカデータと、それから現金収入で、その按分方法によって若干数字が変わったりはします。ただ、全般的には、私のところは、利用者が、こうして実態、そんなに減っているものではないというふうに思っておりますし、国のほうでもそのように評価されております。

ただ、何せこの公共交通につきましては、やはり多くの方に乗っていただければならない、これが最大のミッションでありますので、今後も利用促進につきましては、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 質問を変えてください。

武藤孝成君。

○11番（武藤孝成君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に参ります。

議第74号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）、資料は6の10ページですけど、企画費の地方創生、委託料4,500万についての事業内容を御説明願います。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） これは、先般もお話ししました国の補助金の関係でして、空家等トリアージ事業につきましては、まちづくり・企業支援課となっておりますが、今、地方創生絡みですので、私のほうから一括してお答えさせていただきたいと存じます。

この企画費4,500万円の内訳につきましては、ここにございますように3つの事業、すなわち、シティプロモーション事業が1,000万円、地域ブランド向上事業が1,500万円、空家等トリアージ事業2,000万円の合計額でございまして、いずれも、いわゆる地方創生交付金の上乗せ申請に係る事業でございます。

まず、1つ目のシティプロモーション事業は、本市の地理的利便性ですとか自然環境、雇用の場ですとか教育環境のよさなど、本市の魅力を総合的に発信し市民の愛着度を形成するとともに、本市の認知度を向上させ、移住定住のインセンティブを高めようとするものでございます。

一般的に、販売促進の手法として、マーケティング・ミックスということを言われますが、これになぞらえまして、本市におけるこれらの特性を商品とみなしまして、地域再生、観光振興、住民協働等の要素を複合し、都会の方を対象として、フリーペーパーですとかフェイスブック等のSNS、または、イベントの開催なども視野に入れまして本市を売り込もうとするものでございます。

2つ目の地域ブランド向上事業につきましては、東海地方の大学生を巻き込みまして、実際にその大学生に本市に短期滞在してもらい、学生の目線から見た本市のブランドとしての魅力を新たに発掘していただきつつ、それによって本市の持つポテンシャル等を彼らの口コミ等によって広げていただこうとする趣旨でございます。

次、3つ目の空家等トリアージ事業は、本市に散在します空き家等について、取り壊すべきもの、活用促進すべきもの等に整理しまして、データベース化するとともに県の統合型GISへもプロット化しようとするものでございます。

そもそも、トリアージとは、災害医療時に傷病者の重症度と緊急度によって治療順位等を黒、赤、黄色、緑に分別する手法でございまして、空き家を、例えば悪いかもしれませんが、傷病者とみなし、とりあえずは住宅に関して知見を有する方の専門家等の外見判断によりまして分類してデータベース化しようとするものでございます。

なお、分類につきましては、もしくは分類後に当たっては、自治会ですとかNPO法人の協力も得ながら、特に、取り壊すべきものにつきましては、将来的には、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定しております特定空き家等の対象とし、活用促進すべきものにつきましては、本市の空き家バンクへの登録ですとか民間不動産事業者への

情報提供等を促進するほか、場合によっては岐阜女子大学とのコラボレーションにより
ますリフォームを視野に入れてまいりたいと考えております。

これらの3つの事業の発注につきましては、民間事業者等のノウハウを生かせるよう、
いずれもプロポーザルコンペにより発注したいと考えております。

なお、この3つの事業のうち、シティプロモーション事業というのは、本年10月末ま
でに山県市版の総合戦略を策定することが要件の上乗せ申請タイプⅡというものでござ
いまして、残る2つの事業は、それに加えて、さらに全国的な先駆性等が求められる
上乗せ申請タイプⅠというものでございます。

ちなみに、ちょっと3日前に全国の申請状況が公表されました。本年10月までに総合
戦略を策定することが要件となっておりますタイプⅡにつきましては、全国約1,800ぐら
い自治体がありますが、そのうち4割ほどに当たります734の自治体が申請しておりまし
て、申請事業数が1,605件、申請額の合計が68億円でございます。

他方、さらにそれに加えて先駆性等が求められるタイプⅠにつきましても、4割弱で
すが706の自治体が申請しておりまして、その申請事業数は1,155件、申請額の合計は417
億円というのが、今の、まだ変更があるかもしれんという話ですが、公表された数値で
ございます。

つまり、このタイプⅠとタイプⅡを合わせた現時点での申請額が485億円となりますが、
今般国が用意した上乗せ交付分の予算額は300億円でございます。そのためお金が足りま
せんので、これから、これら全ての事業につきまして、国の有識者会議で評価されまし
て10月下旬に交付対象が決定されるわけでございます。ですので、仮に、今般の3つの
事業について交付対象とならないものがあつた場合には、その事業につきましては凍結、
先送り、または縮小を検討していかなければならないと考えておりますので、御理解を
お願いいたします。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君。

○11番（武藤孝成君） 今のお答えに、やはり、これも採択されなきゃならないという
狭き門なんで、もう立てられた以上は、早々にスタッフを組みまして採択されるように
頑張っていたきたいと思います。

以上で、次の質問に参ります。

それでは、議第74号の平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）の資料6の11ペ
ージですけど、林業振興費、野生鳥獣被害対策費100万の内容について、その根拠をお聞
かせください。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 質問にお答えします。

岐阜県では、野生生物による農林被害、また、生活環境への被害の軽減を図ることを目的に、野生生物管理事業を行っております。

今回、補正をお願いしております有害鳥獣捕獲等に従事する市町村職員の育成事業というのは、その岐阜県野生生物管理事業のメニューの1つでございまして、その要領の中に対象経費などが定められております。

対象経費としては、市町村職員の第1種銃猟の免許、銃所持免許、猟銃及び保管庫取得の経費などで、1人当たり上限50万円の助成を行います。ちなみに、わなの取得のほうはこの経費には含まれておりません。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君。

○11番（武藤孝成君） それで、成果の50万、上限になっていますけど、これは県の支出金でやられると思いますが、今までは10万円で、振興券で、昨年内部の方が取られたんですけど、こういう職員に、ないし、これ、銃とかそういうものを取得するに、今の免許も踏まえ、また、わなも踏まえ、それで50万程度でできる、1人の人が50万でできるかどうかをまたお聞かせください。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 50万円につきましては、やはり、大きな部分が銃の取得と、それと、保管庫の設置であると思うんですが、銃につきましては、本当、安いものから高いものまでであると聞いておりますもので、それにつきましては、やられる方がその範囲内で取得していただくしかないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番、吉田茂広君。

○5番（吉田茂広君） それでは、通告に従いまして、2点お尋ねをいたします。

まず、1点目ですけれども、認第1号、26年度決算。

資料4―3の35ページ、防犯灯の維持管理費につきまして、総務課長にお尋ねをいたします。

25年度1,518万円、それから、今年度は300万円強の増で1,821万4,000円の決算でした。24年度は1,400万円余りでしたので、年々、年々事業費としては増加をしているということになっています。防犯灯の新設に関しましては自治会要望もたくさんあります。それ

から、市民の安全・安心の暮らしたために当然必要な経費というふうに考えていますけれども、前ページにありますように、新設工事、防犯灯を新設すれば必ず維持管理費のほうは増加をしてまいりますので、新設をしながら維持管理費もきちんと維持をしていくというのは非常に難しいことだというふうには考えています。

ＬＥＤ灯を使って経費の節減を図るというふうにありますけれども、今後、維持管理費につきましてどのように推移をしていく予測をしているのか、また、どのように考えていらっしゃるのか。それから、ちょっと通告をしておりますけれども、維持管理費の27年度の予算、どのくらい出たか、わかれば一緒にお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

ＬＥＤ電灯については、蛍光灯と比較して同じ電力使用量であればより明るく、同じ明るさであればより少ない電力量で済み、またその寿命も10年から15年と蛍光灯に比べて長寿命であるという特徴がございます。そのため、ＬＥＤ電灯化は経費の節減につながるわけでございます。

一方で、既設の防犯灯について、球切れ蛍光灯の交換に伴う経費約2,500円に対し、ＬＥＤ電灯に交換する場合は、機器丸ごと交換する必要から、その経費が約2万円前後となり、ＬＥＤ電灯は維持費が安い反面、既設の防犯灯をＬＥＤ電灯に更新する場合には、その初期経費が負担増となります。

従来、蛍光灯管で機器交換や新規設置しておりましたけれども、山県市公設防犯灯設置基準の改正によりまして、機器交換や新設する場合は全て20ワット相当のＬＥＤ電灯を防犯灯として設置しております。現在、約3,300基ある防犯灯のうち約350基ほどがＬＥＤ電灯であり、残り約3,000基ほど、今後、機器の老朽化に伴って、ＬＥＤ電灯に順次切りかわってまいります。平成26年度1年間で115基が切りかわりました。毎年度100基ほどの更新ペースでは、全ての切りかえに30年かかるのかといえ、既存の防犯灯の老朽化は30年より早く寿命が来ますので、年度ごとの更新基数に増減が生じますので、30年よりは早く完了する見込みですが、いずれにしても、待ちの姿勢では長い期間かかりますので、現在よりよい方法がないものか検討中でございます。

ＬＥＤ電灯の開発が進みまして、今後より省エネ効率の高いものが、より安価で手に入ると思われますので、今後ともＬＥＤ電灯への更新作業を円滑かつ効率的に進めてまいりたいと思います。

あと、新設の防犯灯につきましては、毎年度、20基ほど新設をしております。自治会のほうから要望が多数ございますけれども、要望いただきまして、そこから優先順位の

高いものから設置しておりまして、今年度の予算が約60万円でございます。

あと、今説明しました、修繕にかかわってLEDに交換しましたり、蛍光灯、かえたりいたしますけれども、これは平成26年度と同等程度の550万円を予定しております。LED化が進みますと、電気量の使用量自体は下がっていくはずなんですけれども、原油価格の高騰ですとか低下ですとか、そういったいろんな影響で電気代は変わってまいりますので、電気使用量が下がるに従って、電気料の支払いは下がっていくものと期待しておりますけれども、今年の実績としてどういうふうになるかは、電気料のほうはまだ年度の途中ですので、前年度程度なのかなというふうに認識しておるところです。

以上です。

○議長（上野欣也君） 吉田茂広君。

○5番（吉田茂広君） ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

同じく資料4—3、P126林道根尾谷鯨尾線の設計委託料ですけれども、私、この質問、ちょっと自分の中で勘違いをしております、私の思っていた、考えていた林道とちよっと違っております。ですけれども、ひょうたんから駒ということもございますので、あえてお尋ねをいたします。

この事業概要にもございます台風8号で根尾谷鯨尾線が16カ所被災をして、それを災害復旧ということで国の国庫補助で行うということでございます。27年度の予算につきましても、2,700万円余りが計上してあるというふうに思います。内訳は県支出金と市債の発行ということで、補助事業となっています。しかしながら、設計委託料は市の単費で、市の一般財源からの支出になっています。工事費は国庫補助、県補助などで行うことができるんですけれども、この設計委託料に関して、例えば今年度の交付税算入等の補助があって、市の単費を減らすことができるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

この設計委託料につきましては、国、県などの補助対象となっておりませんので、全て市の単費ということになります。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 吉田茂広君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番、寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、通告に従ってお尋ねします。

まず、資料1ですけど、議案書の20ページ、児童厚生施設の施設及び管理に関する条例の

一部を改正する条例ということで、担当課長にお聞きしますけれども、この中を見ると、8条のあたりに、指定管理者による管理というところが出てきます。

そこで、この点についてお聞きしますけれども、指定管理者の導入の検討経過というのはどのようなのでしょうか。特に指定管理者とするということでのメリット、デメリットについても検討されたと思いますが、その評価というのはどのようなのでしょうか。

3つ目として、具体的な指定管理への移行、実施予定の内容とか時期、これはどのようなのでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 質問にお答えいたします。

1点目の導入に関する検討経過ということでございますけれども、本市には児童厚生施設としまして、高富児童館と子どもげんきはうすの2つの児童厚生施設がございます。

これらでは、幼児サークル、ふれあいタイムやげんきタイム、あるいは工作教室といったような行事を行っております。また、高富児童館には、放課後児童クラブの事務局、子どもげんきはうすにおきましては、子育て支援センターがありまして、ファミリーサポートセンター事業などを実施しております。

これらの業務につきまして、指定管理者制度の導入についての是非というものについて、検討をしております。検討の中で、施設の規模、高富児童館におきましては、会議室あるいは行事ができるスペース等があるということがございますし、げんきはうすにおきましては、事務室とあと子供たちが遊べるスペースがあるということとか、図書館ということがございまして、部屋数、施設の規模、あるいはお見えになる方の駐車場の余裕、あるいは今申し上げましたような各種の幼児サークル等の内容につきまして検討をしております結果、規模あるいは事業の内容等につきまして、高富児童館を指定管理として、子どもげんきはうすは現行のとおり行政で対応すると、直営とするということでやっていきたいというふうに考えております。

2点目のメリット、デメリットでございますけれども、メリットといたしましては、利用者の方にとりましては、民間ノウハウの活用によりまして、その事業者が有する新たな発想等によりまして、ニーズに合ったサービスの向上が図られますことによりまして利用者の満足度、あるいは稼働率の向上が図られるのではないかと考えております。

市にとりましては、管理コストの軽減を図ることや、職員の活用を図ることができるというメリットがあると考えております。

また、デメリットといたしましては、指定管理者の希望によりまして撤退された場合

に、ノウハウの蓄積等の妨げになるということが考えられると思っております。

また、3点目の具体的な実施予定の内容と時期でございますが、施設管理を初め、現在実施しております各種の行事、幼児サークル、ふれあいタイム、学童行事など、児童館事業や子どもげんきほうすで行っております子育て支援センター事業と一緒に指定管理ということを考えております。

また、現在委託事業で実施しております子育て支援拠点事業や利用者支援事業にも、一体的な事業運営ができないかということで検討をしております。これに伴いまして、もし指定管理ということになれば、放課後児童クラブ事務局を現在の高富児童館からほかに移すという予定でございます。

導入の時期等につきましては、早急に一般公募を行いまして、指定管理制度につきましては平成28年度当初から実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問いたします。

高富児童館だけにするというのを今、初めて聞いて、そこには放課後児童クラブがありますよということは、最初のほうにお答えがありましたよね。今の3つ目の答えでは、児童クラブの事務局を移すということですが、事務局を移すということと、じゃ、児童クラブという本来の機能自体も移すということなのか、児童クラブという機能は残すのかということはいかがかということと、私も、全国の知り合いのところの児童クラブの話を聞いて、指定管理にすると、非常に問題が発生する事例を聞いていて、懸念があったんですが、今初めてそこに移行する可能性を示されて、ちょっとびっくりしています。

その辺の放課後児童クラブを指定管理にするということの、先ほど、デメリット、メリットでは、いわば子供たちの側から見た問題点というのはなかったけど、その辺はどう認識されているんでしょうかということ。

もう一点ですが、今、業者選定について、微妙にちょっと答えがあったんですけど、もうちょっと明確にしたいんですが、業者なりを選定していくときに、どういう団体、人たちが対象と考えられているのかということ、それから、その選定方法はというときに、入札なのかプロポーザルなのかとか、随契なのかとか考えられますが、そのあたりの方法についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えします。

高富児童館につきまして、放課後児童クラブにつきましては今、事務局があるということでございますので、事務局としては行政で行っていくということでございます。児童館事業というものを指定管理に出すということでございます。

また、場所につきましては、現在、高富児童館で放課後児童クラブを実施しております。そこにつきましては、今後の施設の整備状況にもよってまいりますけれども、児童館を放課後児童クラブの場所として使っていくという予定でございます。

それと、業者につきましては、経験を持った福祉団体とか子育てをしておるような団体ということで、これはガイドラインに基づきまして、一般団体という形で経験豊富なところを募集したいと思っておりますし、募集方法につきましても、一般公募ということで、プロポーザルということで、提案型の形で実施したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 課長に再々質問でお聞きします。

まず、児童クラブが全国の例で指定管理になったときに、ちょっとまずいことが起きているという心配をしていますがということで、そのことについての認識をお聞きしたんですが答えがなかったので、その点についてを改めてというか、答弁漏れと言わずに、今、お聞きします。

それから、もう一点、業者の選定の方法もある程度答えられたということですが、じゃ、山県市の指定管理のときに、例えば香里会館とか美山地区でもそうですけど、業者の地域、例えば市内とか県内、県外とか、枠を決める、あるいは組み合わせで、幾つかでもいいですよとか、単独でとかということも過去にあったわけですけど、そのあたりについては、市内の業者を優先しますとか、ポイントをあげますとか、県内をととか、そのあたりの地域制限、エリア制限、これはもう当然一定の行政的配慮で市長も指定管理については何らかの配慮はしていくという基本姿勢は答えてみえますけれども、そのあたりの想定されていることはどうでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 大変失礼いたしました。

放課後児童クラブの運営でございますけれども、先ほど申しましたように、放課後児童クラブは市の直営で行うということで、市のほうから支援員等の派遣という形で持っていくという予定をしておりますので、放課後児童クラブにつきましては別の形ということで御理解いただきたいと思います。

それと、あと、指定管理者の募集ということでございますが、現在のところでは通常のガイドラインに基づきますけれども、市内あるいは県内までの範囲を広げました経験豊かな法人という形で募集を、プロポーザルをかけるという予定でございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 質問を変えてください。

〔私語する者あり〕

〔「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 放課後児童クラブにつきましては、特に今年度から、伊自良南小学校で開始をさせていただきました。特に今、4年生までですけれども、これをもう少し5年生、6年生と幅を広げていきたいというような思いでおりますので、今の施設では預かる人数も限られてきますので、そういったことを考慮しながら、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） では、通告の次に行きますけど、資料1の議案書の38ページですけど、議第73号ですね。水道会計の未処分利益剰余金の処分ということですけども、余りなじみのない議案ということで、まず、なぜこのような議案が出てくるのか、その経緯の説明をお願いします。

それから、具体的な内容についても説明をしてください。

あと、実際の水道の業務について、具体的な実務とか、業務への影響というのは何か想定されるのでしょうか。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 質問にお答えします。

剰余金処分のうち、山県市水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条により、減債積立金、利益積立金以外の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て行わなければならないと定められていることにより、議第73号として上程をさせていただきました。

経緯としましては、26年度公営企業会計制度の改正により、25年以前に資本として計上しました受贈財産、寄附金、分担金、負担金、国県補助金をみなし償却していたことにより、その他未処分利益剰余金変動額として計上されたことによるものでございます。

具体的内容につきましては、25年度以前に受け入れた総収益額が9億6,136万8,872円で、内訳としましては受贈財産2億828万5,979円、寄附金754万5,021円、分担金2億6,879万4,344円、負担金8,696万7,843円、国県補助金3億8,975万5,685円となります。

これから、平成25年度以前のみなし償却廃止総額3億7,401万7,253円で、内訳としましては、建物償却847万635円、構築物償却3億250万5,889円、機械装置償却6,304万729円となります。

総収益から償却廃止総額を除きますと、5億8,735万1,619円となり、この額に26年度減債積立金564万3,000円をプラスしますと、合計5億9,299万4,619円をその他未処分利益剰余金変動額として計上することといたしました。

また、具体的な実務、業務への影響についてですが、資本金に組み入れることにより、将来的な企業債の借り入れを抑制し、支払利息を少なくし、経営の安定を図ることができます。また、長期的な視点から、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を運営することが必要であるためでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） この件については、法律改正、制度改正もあってというふうに受けとめました。

それで、これ以上は聞きませんので、次に行きますけれども、資料4の決算の認定ということで、26年度決算書の15ページですけど、ここに、税の関係の歳出の整理がされています。それから、成果説明のほうにも、58ページのあたりに税収などについてのデータが出ています。

ここの中で見ていきますと、不納欠損というところがあります。私、決算の議会ではテーマを決めるようにしていて、一昨年は基金ということで、市長にお聞きして、制度改正で、去年からきちっとやっていただくという非常によい方法に変えてもらっていると思っています。

昨年は全般についてお聞きしたんですが、今回は不納欠損とか歳入未済額について、ずっと見てきました。最初に出てくるのは税ということで、ここからいくわけですが、この不納欠損について、25年度というのは873万3,000円と、26年度は2,018万3,000円と約2.5倍になっていますけれど

ども、この事情とか理由というのはどのようなのでしょうか。

それから、この決算で不納欠損というふうにしたわけですが、それぞれ法的な位置づけとかは明確にされているデータ、成果説明にも書いていないのでお聞きしますが、その位置づけと件数と額ですね。

それから、もう一点、収入未済とか不納欠損、徴収率の各項目について、山県市の現状というのは常に毎年一応見てはいるんですけれども、規模が同規模の自治体、山県市と、そういったところと比べて、この3つの項目についてどのようだと担当課としては評価されているのでしょうか。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 御質問にお答えします。

1点目の平成25年度に比べて不納欠損が多額となりました事情や理由についてでございますが、高額滞納者2件を不納欠損としたものが大きな要因となっております。

次に、不納欠損できる法的位置づけ、件数と金額についてでございますが、地方税法第15条の7第4項、これは納税義務者に滞納処分をする財産がないとき、それから滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、それからその所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときは、3年間の滞納処分の執行を停止することができます。この間に納税義務者の納税力の改善が見られるものにつきましてはもちろん停止を解除いたしまして徴収を行います。執行の停止が3年間継続したときは、納付の義務が消滅することになっております。この該当により不納欠損としたものが過年度分、2件6万5,000円でございます。

それから、地方税法第15条の7第5項、これは、納税義務者に滞納処分をする財産がないことにより執行停止した場合において、地方団体の徴収金が限定承認にかかるものであるとき、その他地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは納付し、または納入する義務を直ちに消滅することができるものです。この該当により不納欠損としたものが、現年度課税分、6件28万2,000円、過年度分、3件43万円でございます。

それから、続きまして、地方税法第18条、これは地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利または法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅いたします。この該当により不納欠損としたものが、過年度分248件1,968万8,000円でございます。

2点目の収入未済額、徴収率、不納欠損の項目について、山県市の現状は、同規模の他の自治体と比べてどのようだと評価するについてでございますが、収入未済額、すな

わち、これ、徴収率と同じというふうに考えておりますが、につきましては県内21市町村の中ほどといえますか、中間程度の位置と承知しております。

不納欠損につきましては、本市においても、先ほど御指摘のとおり、平成25年度と差があるように、一概に他市との比較はそぐわないものがあると考えておりますが、県内21市においても、市税に占める不納欠損額の割合は、0.15%から0.95%とばらつきがございます。ちなみに本市の場合は0.6%でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） わかりました。

先ほどの答弁で確認したんですが、不納欠損の中で高額が2件というふうに総論的、抽象的に答えがありましたが、やはり高額であるがゆえに、こういった個人、法人とか、事情とか、それから具体的に幾らぐらいということは明確にしていきたいと思えます。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 個別な案件については、なかなかお答えできることはちょっと……。

○9番（寺町知正君） 名称はいいけど。

○税務課長（石神 彰君） 法人が1件と、それから個人が1件というふうに認識しております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、税務課長に市民税について再々質問ということでお尋ねしますけど、不納欠損が2,018万円あるという指摘をしたところ、地方税法上の3つの理由、その3番目の18条で、いわゆる5年時効、これが248件で1,968万円とメモしましたが、いわば、大部分が5年の時効でということの説明でした。

高額が2件あるということでしたので、その法人、個人の別、それから額をとということでしたが、先ほど、法人1件、個人1件とは答えられましたけど、情報公開の条例の

考え方でも、名称と金額は確かに非常にプライバシーであるということですが、名称を挙げなければ法人で幾ら、個人で幾ら、何ら支障がないので、そこをきちっと最高額の部分は、少なくとも明らかにしてほしいということと、非常に大部分が5年時効ということで、じゃ、27年度はどうなのと。大体今、状況は見たんですよ。5年時効が2,018万のうちの九十何%だったんだったら、27年もどうなんだろうということが気になるので、27年度の大ざっぱなところでいいですから、予測をお願いします。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 再々質問にお答えします。

2件、多額納税、高額滞納者が2件と申しましたですが、1件は法人で、金額にいたしますと492万7,400円、500万円弱が1件と、個人で634万1,900円ですから、600万円強が1件ございました。

27年度はどうなるかということでございますけれども、まだ今後、納税折衝とか、いろんなものをしてまいりますので、確定的なことは申されませんが、わかりませんが、通常ぐらいにはなるんじゃないかというふうな推察はしております。

以上とします。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） では、再々質問が済みましたので、次に行きます。

認1号決算ですけど、決算書の151ページ、ここは国保の会計ですけども、不納欠損額がこの年度は1,590万3,605円、収入未済額が1億5,031万7,865円と、未済が当然多いわけですけど、この両者について、その事情とか理由についてはいかがでしょうか。

それから、不納欠損した分について、そのようにできる法的な位置づけと件数、額はいかがでしょう。

あと、それが前年、前々年と比較して、これは成果説明にも出ていないので、税金は出ていますけど、そのあたり、比較のところを説明してください。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

国民健康保険特別会計につきましても、法的な位置づけにつきましては、ただいま税務課長が答弁いたしましたとおり、地方税法の規定により不納欠損処分を行っております。詳細につきましては地方税法第15条の7第4項の規定、いわゆる執行停止というやつですが、7件47万4,600円。地方税法15条の7第5項の規定による即時不納欠損ですが、30件326万200円。地方税法第18条、これは消滅時効でございますが、これにより不納欠損したものは90件1,216万8,805円でございます。

次に、収納未済額の原因でございますが、これは被保険者の御事情で納めていただけなかったということだと思っております。収入未済額のうち約7割の1億1,000万円ほどが滞納処分、滞納繰越分といったような状況でございます。

続いて、2点目の前々年との評価ですが、不納欠損額は年度によりばらつきはございますが、平成25年度が990万6,548円、平成24年度が1,756万7,305円、収入未済額は毎年1,000万ほど減少しておりますが、25年度が1億7,044万4,466円、24年度が1億8,105万3,877円となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問いたしますけど、一応地方税法と同じ規定でということの中身はお伺いしました。

確認ですが、一応3つの理由に該当する部分がそれぞれということですがけれども、じゃ、その案件で本当に避けることができなかったのか、不納欠損にどうしてもせざるを得なかったのか、もうちょっと何とかすればできたんじゃないというところはあるんでしょうか、ないんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 再質問にお答えします。

もう少し何とかならなかったのかという話でございますが、15条の7、4項執行停止に関しましては、3年間の経過措置を見てやるやつですので、基本的には生活保護になられた方がそういうのに該当してくると思うんですが、そういう方を3年間様子を見て、3年間で落とすということですので、不納欠損処分するということですので、少なくするというのは難しいと思いますし、15条の7第5項の規定の即時のほうにつきましては、30件と申しましたが、これは外国人の方でございますので、現年、過年含めまして、帰国された方ですので、こちらもちょうと何とかならなかったかと言われても、結構難しいところがございます。あと、18条のほうにつきましては、5年時効ということですので、差し押さえ等をやって、時効中断等もございまして、一応それでもだめな方ということで不納欠損させていただいておりますので、何ともならないというのが実情でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 一応、状況をお答えいただきました。

次に行きます。同じく資料4の決算の1号ということで179ページですけど、こちら、

介護保険ですけれども、今までと同じく不納欠損について見ていくと、374万5,440円ということですね。収入未済額が1,110万7,470円ということで、この2つについて、その事情とか理由、これはどのようなのでしょうか。

それから、介護保険の場合の不納欠損とできる法的位置づけ、それから件数や額、これはいかがでしょう。あと、前年、前々年比も成果説明には出ていないようなので、そのあたりをお願いします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

平成26年度介護保険特別会計の保険料不納欠損につきましては、介護保険法第200条の規定に基づく債権の消滅時効の完成2年によるものです。

滞納繰越分のうち時効となりましたのは、100件、374万5,440円でございます。収入未済額につきましては、被保険者のさまざまな御事情により納めていただけなかったものでございますが、平成26年度分で滞納となりました162件、595万4,710円と、過年度分の滞納194件、515万2,760円で、合わせて356件でございます。

2点目の前年等の比較につきましては、平成24年度の不納欠損額は、105件、488万2,480円、平成25年度の不納欠損額は、92件、365万8,840円でございます。収入未済額につきましては、平成24年度の収入未済額が316件、967万4,190円、平成25年度の収入未済額は323件、1,068万4,340円でございます。前年、前々年度と大きくは増減いたしておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 介護保険については介護保険法で時効2年ということもあってということの説明でしたが、一応大体わかりましたので、次に行きます。

次ですけれども、やはり決算ですけど、決算書の219ページ、こちらは簡易水道の特別会計ですけど、やはりこちらの収入未済額、不納欠損はありませんので収入未済ということで見ますと、112万1,138円ということの額が出ています。備考欄を見ますと、過年度の水道料金ということで過去の分ですが、69万7,201円というふうに説明されています。この2つについて、その事情とか理由はどういうふうなのかということです。簡易水道も水道もですけれども、水道の場合の特質としては料金の支払いがなければ速やかに水道をとめると、供給停止するというルールがあると思うんですけど、そういったことから考えると、速やかにとめるわけですから、年度を越して過年度というのが発生するということがちょっと理解しにくいので、そのあたりも説明していただきたい。

それから、ごめんなさい、不納欠損ってちょっとなかったの、通告したこの1行は削除して、不納欠損の部分はとりあえずいいですし、答えを用意してもらっているなら述べてもらってもいいですけど、それから、2点目としては過去の年度との比較、このあたりも説明をしてください。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 質問にお答えします。

過年度水道料金につきましては、給水停止までに約3カ月から4カ月の期間を要することから、現年度末における水道料金の未納分は過年度水道料金として翌年度以降の収納となり、過年度分として収納することになります。ということで、未納分が給水停止の期間がある以上、翌年度への繰り越しということになっております。

24年度未納額でございますが、138万8,106円で、26年度と比較しますと26万6,968円の減、過年度未納額は、77万3,189円で9万1,461円の減です。25年度未納額は、137万6,325円で25万5,187円の減、過年度未納額、は67万7,079円で2万122円の増でございます。

あと、水道事業における料金収入は、経営の根幹をなす重要な財源でもありますので、今後も料金収入の確保に努めてまいりたいと思います。不納欠損はございませんが、条例、法的根拠としては民法が適用になりますので、173条ということで、一応水道料金に関しては2年というものが定めてあります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今の説明で、過年度についてはたまたま年度の切りかわり、重なったときになるという、そういうカレンダー上の問題であるということがわかりました。それから、水道の時効は2年ということの説明もありましたのでいいんですが、やっぱり払えないという人には生活上の理由がというのは、先ほどから税金とか、いろんなところ、共通している思うんですけど、そういうときに、過去に供給停止を受けて、困るということの相談を受けて、水道課と話したこともあるんですけども、減免制度、いろんな市の制度には、事情によって免除したり減らしたりということが、市長の判断でできるというふうにあるんですが、それについて、水道には当時減免がなかった、制度が、ということで、それはつくってはどうかということも課長に話したし、市長にも話したような覚えがあるんですが、その後、水道の規定として払えない人の中で、徴収しなきゃいけない場合はもちろんですけど、どうしても払えない人を減免という形で整理することもできると思うんです。その辺、制度上、条例に減免措置というのは盛り込まれているのかどうか、いかがでしょう。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 減免措置としましては、生活保護者の方については工事割負担金、その負担金については減免措置があります。ただ、使用料に関しては、水道料金に関しては物を売っておるという考え方から、使用料に関しては減免という措置は今のところ条例にはございません。

以上です。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 先ほども言いましたが、過去、もう5年以上前ですけど、水道にも減免規定を設けてはどうかということですが、今のお話だと、使用料については従前と同じで、使用料の減免はないということです。ぜひこれは他のいろんな市の場合と一緒に、どうしても払えない人に払わないんだったらどんどんふやしていきますよなり、その考え方でもう水道だけはとめますということは、本当に命の糧ですから、減免ということもぜひ考えてほしいというふうに市長も含めてその何年かぶりにまた検討をお願いします。これは答弁は結構です。

次ですけど、やはり決算ということで、231ページの集落排水ですね。

こちらで見ますと、使用料の不納欠損ということで、39万2,879円、それから収入未済については158万2,711円というところが出てきます。これらの事情とか理由についていかがかということ、それから、不納欠損とできる場合の法的な位置づけ、件数と額はいかがでしょうか。あと、過去の比較、前年、前々年との比較、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 御質問にお答えします。

法的な位置づけと件数の金額でございますが、法的な位置づけとしましては、地方自治法第236条第1項の規定により5年間で消滅するとなっております。続きまして、対象者ですが、5名で39万2,897円でございます。両者の事情としましては、転出による所在不明、死亡等による債務継承者がいないことによるものでございます。

続きまして、比較でございますが、24年度未納額ですが、133万1,216円で25万1,495円の増です。不納欠損額は1万8,375円で、37万4,522円の増加です。

続きまして、25年度の未納額は、162万5,589円で4万2,878円の減、不納欠損額は、2,100円で39万797円の増でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 自治法の5年時効ということですね。転出とか不明とか死亡などが原因ということがわかりました。

大体認識しましたので、次に行きますけど、同じく決算書の247ページ、公共下水の関係の会計で、まず、負担金という部分ですね。下水の場合は負担金があるということで、この不納欠損について29万3,000円というのがあるということですね。収入未済については1,231万5,328円というふうに出ています。両者の事情や理由はいかがでしょうかということ。

特に下水道の負担金の不納欠損というのは、加入しますよ、加入するなら払ってくださいよというお金ですけど、これの不納欠損というと、ちょっと理解しにくいということもありますので、わかるように説明をお願いします。

それから、不納欠損にしたということで、その法的な位置づけ、件数、額も明らかにしてください。

あと、過去の前年、前々年との比較もお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 御質問にお答えします。

法的位置づけと件数と金額でございますが、法的根拠としては、都市計画法75条第7項及び地方税法第18条が法的根拠となっております。これに基づいて5年間で消滅するとなっております。

対象者は5名で39万2,897円でございます。両者の事情としましては、受益者の面会拒否により債務承諾が得られないことによるものでございます。

24年度未納額ですが、1,961万2,100円で729万6,772円の減、不納欠損額は、この年はございませんでしたので、29万3,000円の増です。25年度未納額は、1,576万3,400円で344万8,072円の減です。不納欠損額は、74万5,000円で45万2,000円の減でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 都計法とか地方税法ということで、5年時効を前提にということでした。

大体わかりましたので、次に行きますけど、実は、次、皆さんのお手元にある通告書、私、一昨日、通告したのですが、財産収入、貸付収入ということで通告をいたしました。これは、所属委員会のことは委員会という申し合わせがあるということも承知して、私はそれはおかしいんじゃないということは常に申し上げていきますけど、今回そこにも書きましたが、ここの案件を調べたら、やっぱりこれは市長の判断だ、担当課の間

題ではないということで、これは委員会には市長は出てこないの、本会議で聞くしかないかなということも付言して、つけ加えて通告しました。

ところが、昨日議長から、それは委員会でやっぱりやって、例外は認めませんという話があって、納得できないですということを聞きましたが、この状態でできないということ。議会運営委員会がけさ招集されて、実は追加上程が後ほど説明されると思うんですけど、ここで私が問いかけている問題について、議会の権利放棄の議決をすることかという、非常に私は質問を通告したのに質問はできないのが、議案が出てきて、何か処理されていくという、非常に納得できない思いを持っていて、追加上程されるであろう議案についても、ここで質疑ができないという宿命を負っているという、非常に納得できません。それだけは申し上げて、といて、ここで議長の指名と許可がなければ発言できないということで、次に移りますが、通告の次ですけれども、資料5、認第2号水道事業会計の決算です。

資料5の10ページですけど、ここには事業報告書ということで文章化されて整理されていますけれども、この中に、中段あたりですけれども、当年度の純利益は4,990万8,962円を計上というふうに書かれています。こういったことで、経営状態の評価、山県市水道会計について、これを良好と見るのか、ちょっと不良であると見るのか、そのあたりの担当者としての評価をお願いします。

それから、さらに読み進むと、今後の課題として幾つかあり、財源確保が必要というふうにされています。水道会計というのは独立採算であるということが、地方公営企業法で定められていて、水道事業がそこに当たるわけですけど、具体的にどのように財源確保をするのか、必要とされる財源確保をどのようにするのかというところを説明してください。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 御質問にお答えします。

まず、経営状況の評価でございますが、まず、最初に、収益性の指標における経常収支比率、これは営業収益と営業外収益を営業費用と営業外費用で除したパーセントが115%となり、100%を上回っていることから、黒字経営となっております。

次に、資産の指標において、企業債償還金を減価償却費で除したパーセントは47.5%となり、内部に資金がたまりやすいという状況となっております。

次に、財務状況の指標においては、流動資産を流動負債で除したパーセントは320%となり、短期債務に対する支払い能力は高いと判断されます。

以上のような指標の結果により、経営は良好と判断をいたしております。

財源確保についてでございますが、今後は計画的な施設の更新とか、人口減少による施設規模の見直しや給水区域を見直すことにより、電気代等の動力費を自然流下方式に切りかえることも考えながら、財源の確保に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問しますけれども、評価のことはわかりました。それから、財源確保が必要という文言の具体的な意味について、今、自然流下にするとか、幾つかのことがありましたが、当然普通に考えれば、水道料金、これを上げるか下げるか、そのまま財源としては直結するわけですけど、そのあたりについては現在、どのように考えて予定しているのか、いかがでしょう。

○議長（上野欣也君） 大西水道課長。

○水道課長（大西敏彦君） 財源確保の一番簡単な方法は、水道料金を上げれば当然確保はできますけど、それまでにやるべきことはいっぱいありますので、経費削減に向けて、人口減少とか、人口集中とか、いろんな、北部は当然、人口は今減っていますので、まず、そういうところの管の布設がえについては、既設管路より細いものを入れるとか、そういう費用の削減を図りつつ、料金値上げをできる限り遅くしたいというのは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） 失礼します。発言通告書を出しておりませんが、今回、きょうの質疑の中で少しお尋ねしたいと思ひます。

まず、1点、今、寺町議員もお尋ねになりましたが、決算書の中の不納欠損、収入未済について、お尋ねしたいと思ひます。

資料4の15ページ、ここの市税の中で、現年課税分として不納欠損がそれほど多額ではありませんが、28万2,433円、税の公平性からいえば、不納欠損をできるだけ少なくするのは当然だろうと思うんですが、この現年分の不納欠損というのはちょっとよくわからないんですが、教えていただければありがたいです。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） お答えします。

先ほども税法上の根拠のところで申し上げましたですけれども、即時という形で現年度分を外国人で、もう転出された方で、もう収入が取れないという方を不納欠損処分しております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） それは、例えば調定変更ではないんですか。いわゆるもう最初から課税をするという前提でやっておるということですか。調定変更ではなくて、課税して、不納欠損だという意味で捉えていいですか。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はございませんか。

村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） 同じく、発言通告書も出さずに質問して申しわけありません。

福井議員の中でちょっと質問が出てきておりましたけれども、商工会への補助金のことが出ておりましたけれども、お尋ねします。

地域産業の振興のためには、商工会というのは非常に大事なポジションだろうと思うんですが、過去、去年で結構なんですけれども、商工会の経営指導員の方々とのそういう連絡調整会議等はあったかどうか、それから、今年度についてはあったか、どうか。今後どういうふうにするかをお尋ねしたいんですが。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午後1時29分休憩

午後1時31分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

そのほか質疑はございませんか。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、税務の関係ということで、お聞きします。ちょっと数字のことも調べてほしかったので、昨日、税務課長にもちょっと内容はお伝えしておきましたけど、一応過去3年分の市税に関して、年間の差し押さえの総件数と対象の総額、それから、1件当たりの最低額と最高額は概念できると思うんですけど、そのあたりの数字をお願いします。

それから、そもそも差し押さえをするということは、行政の意思決定があって初めて

行うわけですけど、そのときのタイミングとか、今もうしなきゃしょうがないよねという判断の大まかな基準というか、自分たちが持っている判断基準、要因、要点、こういうときはというのがあると思うんですけど、その説明をお願いします。

あと、近年、山鼎市の差し押さえについて、どういう基本姿勢で臨んできているのか、そのあたりをお答えください。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） お答えします。

過去３年分の差し押さえ件数と金額でございますが、平成24年度は326件、換価代金でございますけれども、2,426万1,077円でございます。平成25年度は255件、換価金額は3,240万6,806円でございます。平成26年度は318件、換価代金は2,952万9,670円でございます。３年間で１件当たりの差し押さえした最低額は21円、最高額は295万7,100円でございます。

差し押さえに至る経緯についてでございますけれども、これは、催告を行いまして、それでも納税または納税相談のない滞納者、それから約束不履行、連絡のとれない場合などに財産調査を行いまして、財産がございましたら差し押さえを行います。基本姿勢といたしましては、納税は国民の義務であり、税負担の公平性を守るため、また、市歳入の根幹をなす重要な税収の確保に努めてまいりたいということを考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○９番（寺町知正君） 再質問しますけれども、財産があったら差し押さえしますという、当然押さえるものがあるからということですけど、そのときに、先ほど行政が意思決定するときのタイミングとか判断基準ということをお聞きしたんですけど、差し押さえをするという場合に、この件はやめておこう、これはもうがながんやるぞとかと裁量的に見えるような部分、そういう余地はないのかという、行政のほうが、この会社は、この人はちょっと厳しくいこうとか、ここはちょっととか、そこはどうなんですか。先ほど、明確にタイミングとか判断基準ということが示されていないようにも思うので、そのあたりいかがお答えになりますか。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 個別に、おっしゃるようなことはないというふうに思っておりますけれども、先ほども申しましたように、タイミングというのは、法的にいいますと、納付期限までに納めていただかない方がおみえになりますと、まず、一番最初に督促を出します。督促を出して、納めていただける方が多いと思いますけれども、督促状

を。それでも納期までに、納期を過ぎて、この間までに納めてくれということをお願いしても納めていただかない場合は、年3回、4回ほどを催促というのを、先ほども申しましたようにしております。これでも全く連絡のない方については財産調査に入って、差し押さえる財産がございましたら差し押さえるという形で、この人はやめておこうとか、この人はやろうということは、一応そういうものはございません。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 課長の答弁はそれなりによくわかりました。

次、もう一点、別の件ですけど、これもきのう、担当課長にちょっとお願いしておきましたけど、一昨年の決算議会で、決算の剰余金があった場合に、一般会計は法律に従って2分の1を基金に積んだりきちっとしていると。ところが、特別会計はやっていないということをお聞きしたら、市長はできるだけ法律のほうに合わせてやっていくということをそのとき答えていただいて、昨年の決算でおおむね整理されたと思っていますが、そのときの最後の答弁の中にも、これから1年間で具体的に、市民にも議員にもわかりやすい形で整理するよう検討をして、今回の決算、そこできちっと示したいという趣旨の答えがありましたので、そのあたり、今回の決算、一応見せていただいて、随分きちっと整理されたなど私は見ていますけど、そのあたりの今回の決算の剰余金についての整理の仕方について、基本的な総括を市長にお願いしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 平成26年度決算におきましては、地方財政法の第7条の規定を踏まえまして、これに適用していることがより明確となるよう、全ての会計において実質収支の2分の1以上の金額を決算剰余金として積み立てているものでございます。それぞれの各会計で決算剰余金積立として明許いたしております。

○議長（上野欣也君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更についてまでの11議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 議第77号 権利の放棄について

○議長（上野欣也君） 日程第2、議第77号 権利の放棄についてを議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました案件につきまして、御説明を申し上げます。

資料ナンバー8、議第77号 権利の放棄につきましては、善隣住宅、これは旧高富町の町営住宅でございますが、その用地の使用料、平成13年度から平成20年度までの8年間の未収金である滞納繰越分73万8,255円の権利の放棄について議会の議決をお願いするものでございます。

相手方は、岐阜市本町7丁目11番地、石上 保氏。山県市佐賀584番地、久保田捷昭氏。岐阜県柳津町上佐波東3丁目93番地、中山繁雄氏。山県市西深瀬484番地1、三島 勝氏の4名であります。

当初は、公法上の債権の処理と解釈して不納欠損処分措置を行ったところでございますが、今回、この使用料につきましては、私法上の債権での処理とする案件であることが判明をいたしましたので、地方自治法第96条第10号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。十分なる御審議を賜りまして、適切な御決定をお願い申し上げます。

日程第3 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第3、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第4 委員会付託

○議長（上野欣也君） 日程第4、委員会付託。

議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから議第77号 権利の放棄についてまでの12議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

14、15日は総務産業建設委員会、16、17日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、18日は午前10時より会議を再開します。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時43分散会

平成27年 9 月18日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成27年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 9月18日（金曜日）

○議事日程 第3号 平成27年9月18日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	操 知子君	2番	村 瀬 誠三君
3番	福 井 一徳君	4番	山 崎 通君
5番	吉 田 茂広君	6番	上 野 欣也君
7番	石 神 真君	8番	杉 山 正樹君
9番	寺 町 知正君	10番	尾 関 律子君
11番	武 藤 孝成君	12番	藤 根 圓六君
13番	影 山 春男君	14番	村 瀬 伊織君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優君	副市長	宇 野 邦 朗君
教 育 長	伊 藤 正 夫君	総務課長	太 田 智 倫君
企画財政課長	久保田 裕 司君	税務課長	石 神 彰君
市民環境課長	奥 田 英 彦君	福祉課長	江 口 弘 幸君
健康介護課長	藤 田 弘 子君	産業課長	山 田 和 哉君
建設課長	長 野 裕君	水道課長	大 西 敏 彦君
まちづくり・企業支援課長	鷲 見 秀 夫君	会計管理者	遠 山 治 彦君
消 防 長	藤 根 好君	学校教育課長	渡 辺 千 俊君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 影山春男君。

○13番（影山春男君） それでは、議長のお許しを得ましたので、総務課長と市民環境課長にお尋ねをいたします。

マイナンバー制度についてですが、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が成立しました。このマイナンバー制度は、国民一人一人に新たな番号を指定し、その番号を利用することにより効果的な情報の管理や利用を可能にするための社会基盤であり、行政運営の効率化、行政分野における公正な給付、負担の確保など、国民の利便性の向上を図る目的とされております。

平成27年10月1日から住民票を有する全ての方に12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーが通知されます。すなわち、自分の番号が記された通知カードが簡易書留で各世帯に届くものと思います。平成28年1月からは雇用保険、医療保険などの手続や確定申告など、税の手続で申告書にマイナンバーの記録が求められることになると思います。マイナンバーは、社会保障の分野、税の分野、災害対策の分野の中で、法律で定められた行政手続により使用されることになります。

マイナンバー制度が始まりますと、住民にとって行政機関に手続をする際、添付書類が削減されるなど負担が軽減され、利便性が向上するものと思います。行政機関にとっては、マイナンバーを用いることによりさまざまな情報の照会に要していた時間や労力が削減され、業務が効率化するものと思います。

そこで、本市における現状や今後の取り組み等についてお伺いをいたします。

まず、1つ目、マイナンバー制度の導入に向けた準備状況及び今後のスケジュール、すなわち条例整備等も含めたものについてです。

2つ目、本市の利用事務内容とシステムづくりは。各課情報の共有と連携について。

3つ目、マイナンバー制度の導入に当たり個人情報の保護対策について。

4 つ目、本市のマイナンバー制度への不安解消策。

5 つ目、マイナンバー制度の開始に伴う市民への周知、広報対策は。

以上、お伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えいたします。

1 点目のマイナンバー制度の導入に向けた準備状況及び今後のスケジュールでございますが、質問にもございましたように、マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野の行政手続におきまして、国や自治体などが保有する個人情報を、個人を識別するために個人番号を付するものでございます。

この個人番号は、住民票を有する全員に1人1番号で重複がないように付番され、最新の基本4情報、氏名、住所、性別、生年月日でございますが、が記載されることになります。

準備状況につきましては、個人番号は住民票コードを基本に生成されますので、住民基本台帳システムの改修が必要となります。この改修は平成26年度中に完了しております。現在は、ひとり暮らしで医療機関や施設に入院、入所されている方、DVやストーカー行為などの被害者で住所地以外に移動されている方など、やむを得ない理由で住民票の住所地で受け取ることができない方の居どころ情報登録申請を9月25日まで受け付けております。

今後のスケジュールといたしましては、10月5日から個人番号の生成が開始され、10月中旬から順次、市民の皆様へ個人番号の通知を開始いたします。なお、この通知には、通知カードと個人番号カードの申請書が同封されておりますので、個人番号カードを申請された方には来年1月以降に個人番号カードが配布されることとなります。これと同時に、順次、児童手当の手続、税の確定申告などの際に、提出書類に個人番号を記入していただくこととなります。

さらに、翌平成29年1月からでございますが、国の機関が先行いたしまして情報の連携を開始いたします。その半年後の平成29年7月からは、各自治体もこの情報連携に加わることができるようになります。この連携に加わることで、添付書類の省略など、マイナンバーを用いた新たな行政サービスの運用が開始される予定となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

1 点目のマイナンバー制度の導入に向けた準備状況のうち、必要な規定の整備といった

しまして、既存の条例との整合を図るために、例えばこの定例会では、議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について御審議いただき、前回の定例会では、議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について、番号制度の導入に伴い必要となる改正をお願いしてきたところです。

今後につきましては、個人番号を独自利用する場合や、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合、いわゆる庁内連携などの検討を踏まえまして、必要に応じた新たな条例の制定、もしくは既存の条例の一部改正をお願いすることとなります。

なお、個人番号カードの独自利用につきましては、独自利用時にあわせて随時新たな条例の制定、もしくは既存の条例の一部改正を行うこととなりますが、本年6月定例会にて抑制的に利用する旨の市長答弁を踏まえまして、慎重に検討していきたいと考えております。

また、今月3日にはマイナンバーの利用範囲を拡大する改正共通番号制度関連法が衆院本会議で可決、成立したところですが、こうした法改正への対応につきましても遺漏のないよう努めてまいります。

2点目の本市の利用事務内容につきましては、住民基本台帳に関する事務を初め、国民健康保険法に関する事務や予防接種法に関する事務など、11の事務につきまして特定個人情報保護評価を行い、国の機関である特定個人情報保護委員会に報告しており、その評価内容は当該委員会のホームページで閲覧可能となっております。

また、システム整備につきましては、ソフト、ハードの両面について国が示してきた改修スケジュール、総合接続テストは平成28年7月以降を予定しておりますが、これに応じて各種準備を進めております。

具体的には、ソフト面について、既存住基システムに当たる総合行政システムのほか本市で使用している各種システムについて、マイナンバー対応に向けたシステム改修、今議会で補正予算上程中の団体内統合宛名システムの開発、これらと並行して福祉システム関係が総合行政システムに移行することを予定しておりますが、これらを岐阜県市町村行政情報センターに委託して行っていきます。

ハードについては、国が管理する自治体中間サーバーへの管理、接続端末購入費を今議会で補正予算上程させていただきました。この中間サーバーへ接続する際に使用するVPN、バーチャル・プライベート・ネットワーク装置の配布につきましては、地方公共団体情報システム機構の配布計画により順次配布が始まります。

なお、3点目の個人情報の保護対策も関連しますが、さきの日本年金機構の個人情報

漏えい事件を受け、総務省の自治体情報セキュリティ検討チームが、8月12日、サイバー攻撃による自治体からの情報漏えいを防ぐための中間報告をまとめました。この中間報告に基づきまして、業務連携などを装ったウイルスメールを送りつける標的型攻撃による情報流出は各自治体でも起こる可能性があるため、緊急対策として、住民基本台帳システムとインターネット用の端末を完全に分けるよう求められています。

本市においては、ネットワークは分離しておりましたが、端末を共用しておりましたので住基システム専用とインターネット用に分離する作業に早速取りかかる必要が生じたところ、その期限が10月5日に設定されるなど、その対応に大変苦慮しておる次第です。この場をおかりして御報告をいたしますが、当該期限厳守を国より求められており、9月補正予算対応でも間に合わないため、急遽予備費対応をさせていただいております。

3点目の個人情報の保護対策については、システム整備面に対応する部分のほかに、さまざまな対策ソフト、ネットワークを駆使して、現状でも高いセキュリティー環境を整備しております。こうしたシステム全体の監視と並行して、職員を対象にした研修、訓練の実施、セキュリティー情報の共有を図るなどして、これまでウイルスの侵入、標的型メールによる攻撃被害は生じておりません。これからも高いセキュリティー環境を効率的に維持してまいります。

4点目の不安解消策につきましては、いわゆる特効薬なるものはございません。裏を返せば、本市の信頼をいかに勝ち得るかということに尽きますが、日本年金機構の例を挙げるまでもなく、どんなに強固に見えた信用、信頼も一夜にしてもろくも崩れ去った例は枚挙にいとまがございません。本市職員一人一人の不断努力により、市民皆様の御信頼、本市の信用を勝ち得るほかないものと考えております。

5点目の市民への周知、広報対策につきましては、これまでも広報やまがた6月号から毎号で番号制度の広報を展開するとともに、国作成のチラシの配布、本市ホームページに広報ページを設けるほか、内閣府の広報ページにリンクを張るなどしてまいりました。9月3日、内閣府発表のマイナンバー制度に関する調査によると、内容を知らないとの回答が5割を超えたとの報道もあります。広報活動を10月から再度強化したいと甘利社会保障・税一体改革担当大臣が表明され、さらに、9月4日の閣僚懇談会では、周知徹底に向け所管する業界団体などへの働きかけを強めるよう、各大臣に求めたとの報道もありました。

番号制は国の基盤制度でございますので、これから国、県による広報活動がより活発化してくるものと想像されます。本市としましては、それらを補完する形で広報戦略を

展開できればと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） それでは、再質問をいたします。

ただいまもろもろ御答弁をいただきましたが、次の事項についてお伺いをいたします。

カード発送に対しまして、受け取れない方との対応は、例えば郵送物が何らかの理由で戻ってきた場合の対応はどのようにするのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 再質問にお答えいたします。

通知カードは、10月中旬からおおむね11月中に簡易書留で住民票の住所地に届きます。留守等で不在であった場合は、郵便局で一定期間は保管されますので、郵便局からの連絡票などに従い、保管期間内に受け取りをお願いしたいと思います。

郵便局の保管期間を過ぎますと、宛てどころなし、保管期間経過などの理由で、本市、山県市に戻って来ることになります。戻ってきた通知カードにつきましては、住民票記載事項の確認、調査を行い、市内で転居などで受け取れなかった方につきましては、本人確認の後、窓口で交付または再度送付をいたします。他の市町村への転居、また、お亡くなりになられた場合には、返還登録というのを行います。その後、破棄することになります。他の市町村へ転居された場合ですが、破棄しますので、転入先の市町村で転入手続後に通知カードが再送付されることになります。これで、ほぼ全員の方に通知カードが送られることになると思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） ありがとうございます。もろもろ大変なことばかりですけれども、今後なるべく問題の起こらないよう努力していただくことをお願いして、次の質問に入ります。

生涯学習課長に、子どもの読書活動推進計画についてお尋ねをいたします。

平成13年12月に子ども読書活動の推進に関する法律が公布、施行され、これを受けた各自治体が子ども読書活動推進計画書を策定し、計画に基づいた取り組みを積極的に展開されています。子どもの読書活動の推進に関する法律は、基本理念として次のように書いてあると思います。子供の読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていくという文言が書かれています。全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそ

の環境の整備が推進されなければならないと思います。

そこで、基本理念を踏まえ3つの基本方針を定め、山県市子ども読書活動推進計画を、平成25年から平成29年までの5年間として、現状と課題、施策と具体的な取り組みと行うことで各セッションごとに計画されたと思います。推進計画について、その達成状況を評価及び点検するよう努めていかねばならないと思いますが、今年度は計画の中間点ですが、その達成状況について伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） 御質問にお答えします。

子供の読書活動の評価や点検につきましては、子ども読書活動推進に係る委員会などの組織は設置しておりませんので点検評価という形では実施していませんが、本市の図書館の場合にあっては月報や年報によって分析を行っており、図書館協議会の中でも協議しております。図書館以外につきましては、それぞれの分野で点検等が行われ、読書活動の推進が図られているものと認識しております。

議員御質問の達成状況につきましては、読書活動の内容を数値化して評価することはいたしておりませんので、各分野の主な取り組み状況を申し述べさせていただきます。

まずは、乳幼児期における読書活動について申し述べます。

この時期の子供に対しましては、絵本の読み聞かせに重点を置き、図書館を初め児童館、保育園などで積極的な絵本等の読み聞かせを実施しています。そのうちの1つ、図書館では、館内アンケートにより利用者のニーズ把握に努めているほか、参加者の増加を目指し、夏には納涼読み聞かせ、親子で楽しむものづくり講座などを行っているとともに、読書通帳も本年度4月から実施しているところでございます。

この読書通帳につきましては、市内の絵本作家、高畠純先生の協力を得て、表紙のイラストを作成していただいたもので、大人も子供も親しみの持てるデザインとなっております。市内全小中学校の児童・生徒に配布するとともに、一般利用者の方には図書館の窓口で配布いたしております。

また、児童館でも、保護者を対象とした読み聞かせ講座など新たな取り組みを行っているほか、花咲きホールの事業でもよい子に読み聞かせ隊の隊長、作家の志茂田景樹氏による保育園、児童館などへの読み聞かせのアウトリーチや、ホールでの公演を行い、推進を図っております。

次に、小中学校等における読書活動について申し上げます。

小中学校及び高等学校の児童・生徒の読書活動は、学校が中心となっております。本市では、各小中学校に8名の読書指導員を配置しており、お勧め本の紹介や展示を通し、

子供たちの読書意欲を促す工夫を凝らしているほか、各校、地域ボランティアを活用するなど、特色ある読書活動を推進しております。

平成26年度には、富岡小学校が岐阜地区学校図書館教育優秀賞に輝いております。

また、連携面では、市図書館の一部予算を活用し、市図書館職員と学校の図書委員による図書選書を行い、放課後における読書活動の推進につなげています。

高校生につきましては、計画の状況にあるように、受験や部活動等で時間的余裕がないことから読書量の少なさが課題となっており、朝読書など学校での取り組みが大きな鍵を握るものと考えております。

その一方で、市内の山県高校では、生徒がボランティアで市内の小学校や保育園を対象に読み聞かせを行うなど、喜ばしい活動も見受けられます。

また、市図書館を利用する高校生が少ないことからヤングアダルトコーナーなどを設け、高校生の読書推進につなげるよう努めています。

以上、子どもの読書活動の主な取り組みを述べましたが、今後も現状、課題の把握に努め、各分野の連携を図り、市全体で子どもの読書活動の推進につながる事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） 答弁いただきまして、いろいろ工夫されておりますようで、まずは安心をしたところでございますが、そこで、再質問を教育長にいたします。

学校図書館と図書館機能の充実を十分に高めながら、読書活動を通じて親子のコミュニケーションに取り組まなければならないと思うのですが、そして、読書感想コンクール大会とか親子読書会などの活動を進めてはどうかと思うのですが、いかがなものでしょうか。また、いかに子供たちが本に親しむべきかということも進めていくべきではないかと思うのですが、改めてお伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 質問にお答えいたします。

親と子が一緒になって読書することは、親子がコミュニケーションを図る上で有効な活動であると認識しております。ある学校では、家庭教育学級で親子読書に取り組み、親子の会話の機会がふえるなど、成果を上げたということも聞いております。このような学校の取り組みとは別に、親子で読書をするという習慣は、幼児期からの環境づくりが重要で、家庭においてその環境をいかにつくっていただくかということが鍵になってくると考えております。そのためには、親に読書に対する関心を高めていただくことが

先決で、議員御提案のとおり、親子で参加する読み聞かせ会への参加を積極的に促していかなければならないと考えております。

また、読書感想文コンクールにつきましては、市の夏休みの作品展に読書感想文部門を設け、市内の多くの小中学生が参加し、その内容も充実してきています。そのほかにも、国や県、各種機関の読書感想文コンクールに各学校で応募するなど、読書活動の推進が行われております。

本に親しむ子供たちを育てていくためには、保護者など周りの大人の読書活動も同時に推進していかなければなりません。本離れが進む現代社会であります、あらゆる年代において読書活動が進められるよう、家庭、学校、地域が連携し、一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） いろいろ努力され、推進されているとのことでは喜ばなければならないことかと思いますが、そこで、再々質問として生涯学習課長にお伺いをいたします。

以前、山県市子どもの読書活動推進計画検討委員会のメンバーが作成をされております。委員の方が13名で、地域代表の方が5名、家庭代表の方が1名、幼稚園、保育園、学校等の代表の方が7名と事務局3名及び作業部会の方が6名ということでしたが、現在活動は継続中でしょうか、メンバー変更はあったのでしょうか、答弁を求めて私の質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） 御質問にお答えします。

山県市子どもの読書活動推進計画検討委員会の任期等につきましては、当委員会設置要綱第3条第3項の規定により、委員の任期は当該推進計画が策定されるまでの期間となっておりますので、現在、委員の任期は終了しており、委嘱してございませんが、次期計画、平成30年度から平成34年度までの5カ年間の計画の策定時に新たに委員を委嘱していくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

通告順位2番 石神 真君。

○7番（石神 真君） それでは、通告に従い、質問を本議会では1点させていただきます。

まずは、市内のトイレ清掃管理及び自治会等をお願いがしてある草刈りなどについて担当課の方にお伺いをいたします。

まず、トイレの清掃管理と草刈りについては、各担当の方と今言いましたが、まとめてお話を聞いたほうがわかりやすいのではないかとということで、新たにできましたまちづくり・企業支援課の課長にお伺いをしたいと思います。この質問を出した時点で、各担当課からの情報を収集し、答弁にまとめていただいたと思っております。

そこで、市内にあるトイレの数、委託先及び金額は。

公園の草刈り等の整備が委託してある件数、並びに金額は。

また、自治会及び連合会などに草刈り等をお願いしてあるもの。

まずは、この３点をお伺いいたします。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 石神議員の御質問にお答えをいたします。

議員も申し上されたように、多課にわたりますので、まとめてまずお答えをさせていただきます。

まず、１点目の公園等のトイレの数と委託先及び金額につきましては、全体といたしまして19カ所、210万5,000円でございます。委託先として、４自治会、山県市シルバー人材センター、伊自良湖管理組合に委託をしております。

内訳といたしまして、市民環境課の所管するものといたしまして３カ所、27万6,000円。委託先といたしましては全て山県市シルバー人材センターでございます。次に、建設課の所管するものといたしまして12カ所、144万8,000円。委託先といたしましては、山県市シルバー人材センター10カ所、132万8,000円と、３自治会で３カ所、12万であります。２自治会につきましては公園内の清掃も含まれております。次に、産業課の所管するものといたしまして３カ所、38万1,000円でございます。委託先は、１自治会で１カ所、2万1,000円と、伊自良湖管理組合１カ所で36万、もう一カ所につきましては地元財産区において管理をしていただいております。

次に、２点目でございますが、公園等の管理委託の件数と金額につきましては22カ所、981万9,000円でございます。

３点目の自治会等への委託につきましては18カ所、99万1,000円で委託をしております。

以上、答弁いたします。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○７番（石神 真君） 割かし細かく答弁をしていただきました。その中でまず１点目の答弁の中で、残り１カ所は地元財産区に管理をお願いしてあるというところでありま

すけど、その財産区はどこで何をお願いしてあるのかと。

そして、2点目につきましては、公園の管理等及び管理委託料金については答弁いただきましたが、22カ所全部その委託なのか。それと、ちょっとわかりにくいかも知れませんが、建設課で日々雇用の職員の方も採用をたしかしていると思いますが、これについてはどのような扱いで、この管理の中から外してあるのか入れてあるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

また、公園等のトイレの関連の質問ですので、ちょっとここで1つ追加という形でお伺いをいたします。

(仮称)福祉健康広場、国体をしましたグラウンドで馬術を行ったグラウンド跡地ですけれども、今、ここでは各いろんなクラブ、グラウンドゴルフなどいろんな方が使われております。ここにトイレがあったかなかったか、もう撤去してないと思うんですが、ここについてはどのようにされていくのか。今、皆さん使ってくれという形で各団体が使っているということを聞いておりますので、これも少しお答えをいただきたいと。

そして、3点目の自治会等の委託は18カ所全部、これも全て委託なのか。それについて、もしここで所管の課長に詳しく答弁をいただければありがたいと思います。

○議長(上野欣也君) 山田産業課長。

○産業課長(山田和哉君) それでは、再質問の1点目についてお答えいたします。

残り1カ所の地元財産区はどこで何をほかにお願いしているかということにつきましては、富永財産区と富永自治会にみやまの森のトイレ1カ所、椿野はじかみ林道にございますトイレ1カ所の清掃管理、それに、椿野はじかみ林道のはじかみ側の草刈りをお願いしております。

以上でございます。

○議長(上野欣也君) 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長(鷺見秀夫君) 椿野の御質問が出ましたので、2点目以降につきましては、まちづくり・企業支援課のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、2点目の公園22カ所の委託内容と建設課で採用しております日々雇用職員のかかわりについてでございますが、22カ所のうち4カ所は、全部業者委託となっております。自治会委託につきましては、18カ所は、清掃、草刈り等を主体にした委託となっております。18カ所のうち13カ所につきましては、剪定等の作業につきまして日々雇用職員によることで実施をしております。

また、椿野の国体跡地につきましては、平成26年度に建設課が競技施設の一部に芝を

張り整備をしておりますので、今年度より利用ができますように整備を進めていく上で、御質問のトイレ等は必要と考えておりますので、現在、9月中に設置に向けて発注をし、準備をしております。

次に、3点目でございますが、18カ所の自治会等委託先につきましては、公園等の所在する地域の自治会等に委託をしておりますので、複数の委託ということはなっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 端的にお答えをいただきましてありがとうございます。再々質問という形になりますが、まず、大体主に大きく1点目で答弁いただきましたのが、シルバー人材センターを使ってということでありまして、シルバー支援人材センターには山県市の高齢者の方が働きに行っているということで、山県市に対して人材を活用しているということはいいことだと思っておりますが、まず、産業課の課長の答弁の中で、富永自治会と富永財産区に、みやまの森、椿野はじかみ側各1カ所のトイレその他、はじかみ側の林道の草刈りもお願いしているというような御答弁でした。その点については、私も地元の人からある程度お話を聞いておるところもありますが、財産区で今まで一生懸命やっていた、甘えていたのではないかなと、私は思っているのですが、どこも各自治会も高齢者が多くなり、なかなかずーっと自治会に甘えているようなことでは難しいのではないかと。ある程度どこの自治会も草刈り等は一斉清掃などで一生懸命草刈りなり、側溝の掃除なり、各自治会で市に協力しているというところもあります。ある程度は目を開いていただくところも必要ではないかなと考えておりますが、その点について産業課長の答弁を求めます。

それと、2点目、3点目の委託の内容につきましては、建設課の採用の日々雇用も含まれているということで、この日々雇用の方々もよく市役所で、また、各公園などで剪定など、雨の日も天気の日も頑張っているというところを見ておりますので、今後とも体に注意をしていただいて日々雇用の方々にも頑張ってもらいたいと。

そして、続きまして、あと国体跡地のトイレの設置ですが、芝生などでグラウンド整備がしてあるということでありますが、9月中に整備をしたいと担当課長のほうから申し出がありました。これについては、どこにどういうふうにするという話を今ここでしていても、なかなか絵に描いた餅ではないですが、図面があるわけなので詳しくはお聞きませんが、常設、仮設にかかわらずトイレを設置していただくということですので、利用者に対してもきちんとした対応ができるということでもあります。それについても設

置するのであれば、清掃管理に対してもきちっと進めていただきたいをお願いいたします。

それで、産業課の課長に再々質問の答弁を求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） それでは、再々質問にお答えさせていただきます。

議員の言われますとおり、椿野はじかみ線の富永側の除草、それとトイレ等につきまして、開設当初より地元のほうに甘えていたということはございます。ただ、これらの施設につきましては、市の施設でございますので、本来市が管理していくというのが適切ではないかと思えます。ただ、市内各所で除草等の作業をボランティアで行っていたいておる施設等が各所でございますので、それらの施設との調整を図りながら検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前11時00分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3 番 福井一徳君。

○3 番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名いただきましたので、通告いたしました消防の広域化、デマンドバスの実現に関する 2 点の一般質問を行います。

一般質問に先立って、山県市民の命と暮らしを守る議員の立場から、実はちょっと寝不足気味ですが、昨夜からいろいろテレビ報道されている中身についての意見表明をしたいと思ったんですが、きょうは、一般質問の場ですので、改めてまた別の機会にお話をしたいというふうに思います。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

質問番号 1 番で、消防長への質問です。質問事項は、消防の広域化、岐阜市への指令機能を含んだ本部機能の委託について質問をいたします。

市町村単位の自治体消防が基本原則との消防組織法にある精神を踏まえて、住民を守る消防力の自立を図る立場から、岐阜市への委託についてお尋ねをいたします。

初めに、今回の消防の広域化に関する岐阜市との協議については、新聞報道にて議会

として初めて知るという指摘から始まりました。その後、調査で、岐阜では細江市長が3月2日の市議会で報告されていたことも判明をしました。しかし、その後、この件に関しては、私は当時議員ではありませんでしたが、昨年8月27日の山県市市議会の全員協議会にて、消防の広域化に関して当時横山消防長から概要を説明しながら、県及び近隣市町、そういったところと協議をしていきたいとの説明がなされていました。直接岐阜市との協議の内容に関するものではありませんでした。議事録には報告に対して異議なしということになっておりました。私は、岐阜市との協議内容の議会への報告は必要であったというふうに思っております。ただ、今回の消防の広域化に関する取り扱いは、行政の議会軽視までとは言いきれない経過があったのかなというふうに思います。

その上で、改めて、消防の広域化について何点かお聞きをしたいと思います。6点にわたって御質問いたします。

まず、第1点、なぜ今、消防の広域化を進める必要があるのか。山県市の消防の現状に関する評価、問題点と課題、広域化に関する問題点と課題について消防長にお尋ねをしたいと思います。

第2点目、6月の全員協議会での説明の資料にありました人員配置の効率化に関して、全国的にも75%程度との総務省の報告も過去にございました。山県市の消防職員の充足率の現状はどうか、何%程度かを教えていただきたいと思います。

3点目、広域化をし、本部体制を委託し2分署にすると、全員協議会での説明は、現行52名の職員体制を維持することを前提に、南消防署27名を南分署32名に、北消防署12名を北分署16名にそれぞれふやせるとしています。そこで、52名を確保の上で指令機能を含む本部機能の委託をすると、費用がふえることになりませんか。委託にかかわる費用の計算方法と実際に想定される総金額について、おおよその目安として教えていただきたいと思います。

第4点目、同じく説明資料別紙1では、委託に当たって、緊急車両3台から2台に削減されるとありました。522平方キロの山県市の現状を考えると、現場までの出場時間などを考えても、現状の台数、3台の維持は重要課題だと思います。削減の根拠は何か、現状維持の観点からの対応もあわせて御説明をください。

第5点目、広域化にかかわって消防組織法では、住民が主役で、地域の特徴や特性に見合った消防体制を目指すという、市町村単位の自治体消防が基本原則とするとされています。消防本部が山県市から離れ、指令機能等が地元になくなったもとで、東海大地震や河川の水防問題など、それぞれの地域に固有の問題に対して機動的に、有効に対応できるか疑問のあるところであります。この点で、本部機能の委託に関する危惧される

点や課題についてどのように認識されているか、お尋ねをしたいと思います。

第6点目、最後ですが、広域化にかかわって職員の対応問題などについてお尋ねします。

消防業務は、災害が発生した場合にその被害を最小限に食いとめる警防業務及び人命救助の救急業務と、災害を未然に防ぐための予防業務及び職員の人事管理などの庶務的業務に大別することができます。この業務の性格上、前者が隔日勤務、後者が毎日勤務に分かれていますとされています。今回は、毎日勤務から隔日勤務に勤務形態が変更になる職員が出るということでしょうか。

全国的に職員体制の確保が厳しい状況が見られ、非番も緊急呼び出しに備える、連休がとれないなど、労働環境面でも全国では問題が指摘されています。山県市の広域化に向けて職員の勤務体制の問題や職員の不安などはないでしょうか。そうした問題も広域化の中でどのように扱われているか。

以上6点に関して消防長にお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 藤根消防長。

○消防長（藤根 好君） 御質問にお答えします。

1点目の消防の広域化の必要性につきましては、近年の災害や事故は複雑多様化及び大規模化し、これまで経験をしたことのない災害が発生しており、消防はこのような環境の変化に的確に対応し、今後も市民の生命、身体、財産を守る責務を全うする必要があります。しかしながら、小規模な消防本部においては、出場体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、財政運営面でも厳しさがあるなど、消防体制としては必ずしも十分ではございません。

本市においても、数年先には東海環状自動車道西回りが開通し、高速道路上で起こり得る大規模な交通事故や中高層建物での火災に対しましては、今の消防力では対応が困難となる場合が考えられます。これらのことを克服するためには、消防の広域化により本市にない特殊な装備を持つ特別救助隊やはしご車の出場など、災害発生時における初動体制の強化や統一的な指揮のもとでの効果的な運用が必要となってまいります。

また、総務省消防庁において、平成25年4月1日に市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部が改正され、広域化の推進期限が平成30年4月1日までと5年間延長されました。なお、本改正は、期限延長に加え、消防本部の管轄人口規模の目標がおおむね30万人以上とされていたことが具体的な目標を定めないとされたことや、国や県が支援を集中的に行うために県知事が指定する消防広域化重点地域の創設など、地域の実情に即した広域化の着実な推進を重視するものとなっております。このようなことから本市

では、消防の広域化を進めるため、岐阜市との協議を始めたところであります。

続きまして、山県市の消防の現状に関する評価、問題点と課題であります。市民に直接関係する火災や救急の活動面につきましては、年間の災害発生件数、消防団との活動連携などから考察しますと、今のところ市民サービスの低下を招く要素はないと考えております。しかしながら、実際には、現場活動要員は少なく、非番職員を召集することで災害対応をしているのが現状であります。

また、広域化に関する問題と課題につきましては、活動拠点である署所の機構と定数配置のあり方であり、このことは、消防体制の基盤を強化する上で根幹となることから近々の重要課題であると考えており、現在調整中であります。

2点目の消防職員の充足率の現状につきましては、消防力の整備指針に従い算定したところ、平成27年4月1日現在の充足率は54.2%となっております。

3点目の委託に係る費用の計算方式と実際に想定される総金額につきましては、消防活動体制や勤務体制などの変化により新たな経費が必要となっておりまして、現在調整中であります。

4点目の救急車両の削減につきましては、消防力の整備指針により、救急自動車の台数は、人口10万以下の市町村にあってはおおむね人口2万ごとに1台を基準としていることから山県市の基準は2台となっておりますが、現状は、常用として2台、非常用1台として運用しています。救急車の配備につきましては、現状を維持することで調整中であります。

5点目の本部機能の委託に関する危惧される点や課題につきましては、消防や救急活動などの市民サービス低下に結びつく要素は少ないと考えております。消防組織法第6条での消防に関する責任につきましては、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとされ、また、消防組織法第31条消防の広域化では、市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならないとされております。本市は、従来と同様に市町村消防の原則に基づき、その消防責任を十分に果たしていくための消防の広域化として位置づけております。

6点目の職員の待遇問題につきましては、本部機能を岐阜市に移行することにより、毎日勤務者である本部事務要員や通信指令要員が現場活動要員として配置されることとなります。これにより、現場活動要員の増加と出場体制が強化することで、非番日の召集が著しく減少することになります。一方で、消防の広域化により体制が大きく変化することにより、職員は少なからず不安を抱いているのではないかと推測しております。このような問題に対しましては、人事面における職員の不安解消に向けた努力をしてまいりたいと考

えております。

今後も、消防の広域化につきましては、住民サービスの保持と消防体制を充実、強化し、市民の安心・安全の確保をするため岐阜市との協議を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 消防長に再質問させていただきます。

今、御答弁の中で、実際には、現場活動要員は非常に少なく、非番の職員を招集することで災害対応をしているとかという、なかなか今求められている具体的な消防力との関係では、現場の中でのそういう問題があるんだというような現状が披瀝されました。

それで、再質問ですが、消防職員の充足率が54.2%。国の算定している基準からいくと半分ぐらいということですが、なぜこういうふうになっているかということと、消防の広域化で、これ、いろいろ調べてみると、広域化推進ということでここに書いてありますが、対象人口がどんどんどんどんふえると基準が逡減されていくということで、広域化の中での基準、例えば3万人の都市を10都市集めて30万というふうにすると、今度は基準が30万人の都市の基準でくるんですね。だから、そういういろんな矛盾があるということは承知しています。国レベルでのそうした問題があるんですけれども、山県市の現状の消防職員の充足率54.2%というような数字に対して、今後どのように強化をしていこうというふうにお考えになっているかというのが1点です。

それから、もう一点は、委託に関する費用です。具体的な交渉、これからということで調整中というお話でした。例えば、今、瑞穂市は山県市と同じような形態で、岐阜市に本部機能を委託しているということですが、瑞穂市の場合の事例を少し紹介していただけませんか。

以上2点です。

○議長（上野欣也君） 藤根消防長。

○消防長（藤根 好君） 再質問にお答えします。

1点目の消防職員の充足率につきましては、岐阜県下、22消防本部の平均値は64%となっており、50%に満たない消防本部が3本部ございます。本市は平均値よりも下回っていることから、今後につきましても県の平均値に近づけるよう努めてまいります。

2点目の既に岐阜市に消防事務を委託しています瑞穂市は、人口約5万3,000人、面積28平方キロメートルを職員70名と車両13台を配置し、消防業務を行っておられます。委託に係る費用は、人口按分、職員按分、署所数按分、台数按分で算出され、おおむね6億円となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 再々質問しかありませんので、市長にお伺いをいたします。

今の消防力が岐阜県下の平均の中からいくと10%ぐらい低いと。これは今後拡充をしたいというお話でした。当然この委託にかかわって本部機能等々の中での整理があると思うんですが、実際には委託費等々も含めてあります。そういう点では、この交渉の中身は非常に重要になってくるのではないかなというふうに思います。岐阜市への消防の委託の交渉内容については、交渉事ですので、詳細まで言及できないというのは当然承知をしております。

しかし、山県市民のやっぱり命と暮らしを守る、安全を確保するという立場からいえば、例えば戦争法案に反対をして抗議するということも当然ですけれども、こういう消防力強化がされるということは非常に大前提だと思うんですね。その点で、今、ずっとこの間の経緯を見ますと、広域化というのはなかなか全国的に進んでいない。ですから、今、平成30年までというのもどんどん期限が後へ後へととなっているんですね。恐らく今後とも、なかなかそれは一直線に進むというふうには思われないうふう思うんですが、そこで、岐阜市との交渉に当たっては、山県市の現状の消防力が少しでも前進すると、先ほど言われた充足率なんかについても、これが強化される方向で進むということが非常に重要じゃないかなというふうに思っていますが、交渉に当たっては、山県市のそうした現状、消防能力が後退するような条件とかということであれば、撤退もあり得ると。私は、広域化についてはまだまだこの先もあるのではないかなというふうに思うんですね。ですから、その基本的な線はしっかり持って、交渉にぜひ当たっていただきたいというふうに思いますので、この点での市長の立場を最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの再々質問にお答えします。

まず、消防の広域化につきましては、以前にも協議がなされました。その経過を見ますと、この岐阜県域で広域化しようということで、その中で岐阜市を除いたほかの市町はその広域化の形のあり方として委託にするのか、広域の連合の組織をつくって運営していくのかということで、岐阜市は委託でないと受けないという、広域化には参加できないという、そういった意思表示でそこで終わりました。

今回、今、協議をしておりますのはそういった形ではなくして、先ほど消防長が答弁させていただきましたように、今の消防、救急も含めまして、防災体制が従来以上に非

常に高いレベルの消防力が求められていると思います。特に、先ほどの東海環状ですとか、また、この岐北病院の8階建てが新たに、ことし、今、計画されておりますけれども、あと2年ほどしますと、そういった建物もできてまいります。ただ、その中で、基準で例えばはしご車のような装備を設置しなければならないということはございませんけれども、そういった機能を強化するために、言ってみれば岐阜市のような大きな消防力を、私どもの規模の小さい消防署がそういった消防力の強化を享受させていただくような形はないかということで、今、検討を進めております。

たしかに瑞穂市と同じような形式になりますと委託料がかなりふえますので、そういうことのないように、今のこの予算的なレベルを維持しながら、消防力の強化を図るための広域化の検討をしていることでございます。

ただ、相手があることでございますので、相手、岐阜市さんがそういったことを受け入れていただければ、それは、今の協議の結果的には当然な結果になると思います。が、今、そういった現状でございますので、消防力の強化のためにしている。

そして、もう一点、先ほどから充足率が低いということで、充足率の低さの解消にはもう職員をふやすしかないんですが、そういったことも含めて、大きな消防署の、今の現状を、組織体制の中で強化をすると。そういった充足率等も踏まえながら、今、検討をさせていただいておる現状でございます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君、質問を変えてください。

○3番（福井一徳君） 質問番号2番、デマンドバス全市で早期実現と、パーク・アンド・ライド構想についてと。

デマンドバスについては6月の議会の中でも質問させていただきました。

私は、この間、山県市社会福祉協議会の懇談会、なるべく時間を割いて各地域に出させていただいて、地元の率直な声をお聞きしたりしてきました。ですから、なかなか地域によって非常に違うんだなと。美山地域と例えばこの高富地域、非常に違いなんかも知ることができました。そういう地域の実情に合わせながら、いろんなことをどう進めるかというのは非常に大事だというふうに思いましたし、本当に市民の皆さんのいろんなお力を一緒に合わせながら、この山県市、住みよいようにしていくにはどうするかということで、きのうも企画財政課長ともお話をしていましたけれども、国は、1カ所にコンパクトシティーにしろというふうに言うけれども、やっぱり山県市で見れば、伊自良だとか、美山だとか、それぞれの地域の中でやっぱり市民が生活、暮らしをしている。そこのところをどういうふうにカバーするかということは考えないと、国の通り一

遍のそういう政策の中で、じゃ、それにいこうかというふうにはならないというようなこともお話しさせていただきました。

デマンドバスというのも、そういう意味では、そういう暮らしをきちっと守っていくという意味で非常に重要なことですし、これを、私は何としても山口市の中で最適な形でぜひ実現をしたいというふうに思っています。

6月の議会でいろいろ質問をしまして、そうしたら、結構市民の方々からその後の反応もいろいろありましたので、きょうは、具体的に、前回の6月議会で取り上げました質問に対する市長の答弁を中心にしながら、質問させていただきたいと思います。

一般の質問通告書の中、冒頭にいろいろ書いてありますが、総じて空気バス状態をこれから先4年間も放置するのかと。それに値する説明をお願いしたいということで、回答に関して全般にわたり質問しますということにしましたが、これだけだと何が何だかわかりませんので、きょうは6点ほど質問の中身を具体的に書いてきました。市長にも先ほどこの議会が始まる前にお渡しをいたしましたので、私、いつも話が長くなるので何を聞いているのかわからなくなるといけませんので、文章で指し示させていただきます。

まず、1点目です。現在の山口市の公共交通連携計画は、市民アンケートや市民座談会を開催して、山口市公共交通会議が立ち上げて2013年に策定をされました。ところがその後、2014年末からことしにかけて地方創生ということで、従来の計画にまちづくりを視野に入れた新しい計画策定を求められているとのことですというお話を聞いています。

これは企画財政課長にお伺いしたいんですが、そこで山口市としては、新たに、地域公共交通活性化再生法に基づく新しい地域公共交通網形成計画は、策定し直されたかどうか。また、策定されていないとしたら、今後どのような検討スケジュールになるのか、1点目、お答えをいただきたいと思います。

2点目、山口市の……。

〔「議長、済みません、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○3番（福井一徳君） それでは、一般質問では、デマンドバスを実現する会の提案に対しても特別交付税がなくなれば数千万円という莫大な金額がかかると、持続可能な公共交通を考えると、玄関から玄関へのデマンドバスの実現は難しいという答弁でした。

そこで、実際に、部長に検討させたいと言われる検討内容の詳細に関して、具体的な資料とともに検討内容についてお尋ねをしたいと。事業者である岐阜バス及び、通称、高富タクシーとの協議に関する内容、協議相手が意思決定権のある役職者レベルかも含めてお尋ねをしたいと思います。

また、4年後のインターチェンジ開通に伴うパーク・アンド・ライド構想がなぜデマンドバスの実現に結びつくのか、その構想の全容と事業の概要について御説明を願いたいと思います。

6月議会についての回答については、再質問で行います。

よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

その前に、きのうちょうどお話しさせていただきまして、ちょっと誤解があるといけませんので、きのうもお話ししましたように、国は国の思いがあります。私のところは、国の思うような方向に進むんじゃなくて、今お話がありましたように、地域の実情に合った、市民の皆様とともによりよい方法をとということで、国の方向とはちょっと考えは一緒にはしておりませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

それで、お尋ねのありました、まず、デマンド交通の事業者となり得る岐阜バス、高富タクシー等との交渉の状況についてでございますが、法人としての正式な結論を求めることまではいたしてはおりません。仮に、現段階で法人としての正式な結論を求めれば、恐らくノーという答えしか返ってこないと考えられるからでございます。

そこで、本市としましては、少しでも実現できるよう歩み寄りながら模索している状況に現在ございまして、現在本市が把握している情報につきましては、相手方の意思を公開できないという行政情報でございまして、詳細についての答弁は差し控えさせていただきますことをまずもって御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

ちなみに、来月からは、乾地区を主眼としましたデマンド交通の実施を予定いたしております。この運行実施にたどり着くまでも幾多の障壁がございました。まず、市内に営業所を持つ岐阜乗合自動車株式会社と高富タクシー有限会社の取締役社長ですとか、代表取締役等と協議を重ねてまいりましたが、実施可能なのは高富タクシーのみということでございまして、さまざまな規制がある中で、利用者と事業者及び、市の歩み寄り

の中で、今般、乗り合いタクシーとして実現できるようになったものでございます。

こうした状況でございますので、現時点において、朝夕のみのバス運行ですとか、昼間のデマンド型交通を全市的に行う意思と安全な輸送能力を持ち合わせる市内事業者が存在していないというのが、現在の私どもの認識でございます。ちなみに、朝夕のみのバス運行として昼間の運行をデマンドに切りかえて乗り合いをやめた場合、そこで浮いてくる経費というのは、担当者レベルの試算ではございますが、単純に本数で半分になれば経費が半分になるよという、そういう連関することはないというのが実情でございます。

次に、パーク・アンド・ライド構想との関連についてお答えをいたします。

同構想につきましては、現時点で必ずしも地権者の方の合意がとれているわけではございませんし、その財源につきましても、現在、国からの補助に対する要望調整をしている真ただ中の段階でございますので、詳細について決まっておるわけではございません。

しかし、国におきましては、東海環状自動車道、仮称ですが高富インターチェンジの開通が平成31年度であるという見通しと公表されておまして、残された期間は余りありません。現時点での理念は、インター周辺にバスターミナルを整備するとともに、何らかの施設もあわせてできれば整備しつつ、そこには民間施設の誘致等も視野に入れ、にぎわいのある拠点の1つとして整備したいというものでございます。また、一定数の無料駐車場も確保し、パーク・アンド・ライドを促進させるとともに、市内交通のハブ機能化を持たせて、J R 岐阜駅方面へのアクセスの強化も目指してまいりたいと考えているものでございます。

しかし、こうしたハブ機能化を目指す上では、それに伴う抜本的な公共交通網の再編を検討する必要があります。例えば、自主運行バス岐北線、岐阜板取線は、岐阜バスの営業路線と一部並行して運行しているというような実情がございしますが、こうした路線の重複も含め、当然デマンド型交通も十分に視野に入れて、本市にとって最もよいあり方を抜本的かつ具体的に検討していく必要があります。無論、そうした際には、議員を初めとします団体の皆様方からいただいております案につきましても、あわせて検討していかなければならない重要な案だとは考えております。

また、具体的にこうした交通網の再編を行うには、現状の利用状況等を調査し、新たに支線となる各沿線地域における影響の分析ですとか、デマンド型交通の導入に対する課題整理等の実施が必要となります。そのため、本市としましては、現在、こうした交通調査に必要な補助金の交付を国に要望しているところでもございます。これは公共交

通会議が受けるようにということですが、財源が確保でき次第、こうした交通調査を実施し、改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、まちづくりと一体となった地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を策定し、国、県の支援を受けながら、交通網の再編を実施してまいりたいと考えているところでございます。

現在、日常生活をする上で移動に苦慮しておられる市民の方が多くおられることは、市としては当然認識はいたしております。しかし、限られた財源の中で持続可能な交通体系を持続し続けていくためには、より多くの方に利用していただける手法を考えることが、先ほど言いました、真に困られておられる方の福祉的な運送を考えることと同様に、同時並行して考えていかなければならない重要な事項でもございます。

特に持続可能な公共交通につきましては、とりあえずやってみようというわけにはまいません。かつて存在しておりました谷合タクシーが廃業されました。十分な検証ですとか、事業者とのコンセンサスが得られないままに実施し、バス会社やタクシー会社の縮小ですとか撤退があった場合には、これをもとに戻すことは相当困難になります。

決して単に先延ばししようとしているものではないことだけは御理解をお願いしたいと存じます。少なくとも、先ほど申し上げましたように、国においては、仮称ですが、高富インターチェンジの開通時期の見通しが公表されておりますので、期限は決まっております。試験的な運行等も視野に入れますと、それまでの期間は余りないものと考えられます。

無論、それまでの間にも、抜本的なレベルには至らないまでの見直しにつきましては引き続き適宜実施してまいりたいと考えておりますので、冒頭でも申し上げました、乾地区を主眼としたデマンド交通のほかにも、この10月から、来月から市役所の北東にあります大型店への乗り入れも実施することになっております。なお、今般の乾地区を主眼としました乗り合いタクシーにつきましては、その乗車量は少ないかもしれません。それは別にしましても、予約から乗降車までの問題点等を検証する視点からは、利用者、事業者、市にとって重要なパイロットケースになるものとも考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

現在、乗降客を乗せないまま運行しているバスが存在している一方で、日常生活をする上で移動に苦慮しておられる市民の方が多くおられることも十分承知をいたしております。そこで、持続可能な、本市にとってよりよい公共交通体系のあり方につきまして

は、可能な限り一日でも早い実現を目指してまいりたいと考えております。

抜本的な検討につきましては、既存のバス会社やタクシー会社の、先ほど課長が申し上げましたが、縮小や撤退によって、かえって市民サービスの低下とならないよう、十分な検証や事業者とのコンセンサスを得ながら進めてまいります。同時に、現在利用しているらっしゃる市民の皆様を初め、今後の利用が予想される市民の皆様の御意見もなるべく組み入れつつ、国や県の補助金等も有効に活用し得る手法を検討してまいります。

具体的な実施時期といたしましては、担当課長が申しあげましたように、遅くとも東海環状自動車道、（仮称）高富インターの開通までには実施主体をどうするかという点も含めまして検討し、実現してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 時間があと7分ほどしかありませんので、幾つか再質問させていただきたいんですが、今の課長と市長の答弁の中から、実は、山県市の地域交通総合連携計画、これは概要版でインターネットに上げられているんですが、それで、この中身が、今のお話ですと、少し先送りだけではないんだと、総合的に見直しをするという話がありました。実は、6月の議会の中では、利用の多い朝夕は路線バスで、利用の少ない昼はデマンドバスにするというのは、非常に合理的な考え方の1つだというふうに市長も評価されて、ただ、国の補助制度の中でいくと、時間帯の多いところでのみ交通インフラを整備していくということが制度としてなっておりませんと。実際には、事業者からすると、なかなか運行料金がなくて、提案のような中身ができないというお話でした。

ところが、この連携の計画を見ると、市としても、朝晩は定時定路線バスの運行と、それで昼の10時から17時はデマンド型乗り合いタクシーというような計画が書かれているんですね。これはどこでやるかということ、大桑線沿線、伊自良線の沿線、長期的な視点でこれ、やりますというふうに書かれているんですが、そもそも6月の議会の中での、そして今の答弁の中でもそうですが、市長が言われている中身でいうと、これは残念ながら実現性が今の時点ではないと。改めてそういう計画をつくるということなのかという点をお聞きしたいと思うんです。これは非常に大きいことだなと。改めてつくるといふことであれば、もう少しいろんな調査もするというようなこともおっしゃっていましたが、具体的にこの検討を始めてからもう数年たっています。

連携計画の市民のアンケートの中でも、例えば市民アンケート調査で、自分で運転するのは何歳ごろまでと考えていますかという問いがあるんですね。これは市でやられた

調査です。その中には、69歳まで、70前まで乗るよという人が13%、74歳までが25、79歳までが27%ということで、80歳未満の方が合計で65%なんですね。続いて80から84歳は17%、累計すると8割ぐらいの人が84でもうやめるよと。ところが、85歳以上は4%で、一方でやめるつもりがないというふうに答えた人が14%もいらっしゃるんですね。これは特徴的なのは、高富地区が11%に対して、美山とか伊自良地区は18%という割合が大きくなっています。自分で運転するのをやめたら交通手段をどうするか、公共交通はほぼ50%、それから家族に送迎してもらおうというふうに答えた人は3割いるんですが、一方で2割の人が送迎してくれる人はいないという結果になっているんですね。これは市でやった調査です。

こういう現状を考えると、改めて、今言われていたパーク・アンド・ライド構想とか、インターチェンジでのバスターミナル構想とかいうことを検討されているというふうに思うんですが、改めてやっぱりそういう市民の声をきちっと聞いていくと。その意味では、先ほど課長が実現する会なんかの提案なんかも含めながら検討したいというふうにおっしゃっていたんですが、私は積極的に、これは山口市全域でこうした問題を解決するという立場に立って、例えばデマンドバスを実現する会とか、そういう市民の人たちが議論に参加をしながらしていく。それは公共交通会議のもとに位置づけるということとは当然ですけども、幅広くそうした行為をきちんと吸い上げて、この交通網計画、新しい計画をつくるというようなことについてぜひ考えていただきたいというふうに思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 済みません、必ずしも考えがまとまっておりませんけれども、まず、市長、先ほども冒頭にありました、朝夕がいわゆる路線バス、昼間はデマンドというのが合理的であるが、なかなか補助制度、今でいきますと補助は多分受けられなくなって結果的には高くなっちゃうということを、多分前回のときにお話しさせてもらったことやと思います。ただ、国も制度は変わっていきます。私のところは限られた財源の中で、やっぱり国、県の財源を有効に活用していこうと絶対に考えていかな

ければならないことで、これは、有利にできるようにということで、そういったこともできないか当然視野に入れて検討してまいります。

先ほどもお話がありましたが、前の総合連携計画は、実はターミナルみたいなのところがありますが、これは今のターミナル、整備工場のところを視野に入れてつくっておるものです。その後、高速道路の下が無料駐車場として貸していただけるような情報が、可能やということを聞きましたので、今、先ほど来お話ししておりますバスターミナル構想というのが浮上してきておるわけです。

この時点では、そのバスターミナル構想って必ずしも候補にもなかったものですから、今回ちょうどこの総合連携計画は、国は残念ながらほぼ法定計画じゃないというふうにされました。今年度、これも国の補助金を今とりにいっていますけれども、調査を今年度中にやりまして、来年度に何とか交通網形成計画をつくりたいと。要は、この計画をつくりますと、そういういろんな意味での補助金がついてくれるようになりまして、さまざまな手法がより国費等を使って効率的にできるということで、今それを目指しておるところであります。

先ほどもありましたが、デマンドバスを実現する会の皆様方、私は会議にも行きましたし、申し入れがあってもちょっと日にちは変えてもらったりはしましたが、拒んだことありません。市長も可能な限り同席させていただいておることは、議員も御承知おきのことやと思います。その意見を組み入れてくださいということがありましたが、当然検討はするんですが、そのまま組み入れられるかどうかはまた検討しなければならない。

今後におきましても、そういった市民の方から合理的な手法があれば聞く耳は持っておりますので、御提案いただきまして、よりよい方法については、今後も限定することなく検討して、実現に向けて、限られた時間ではありますが、目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） ありがとうございます。いずれにしても、これはぜひとも実現させたいというふうに思っていますし、多くの市民の皆さんの願いであるので、引き続き中身については多くの市民の皆さんと一緒に進めたいと思ひまして、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（上野欣也君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 4 番 武藤孝成君。

○11番（武藤孝成君） 議長のお許しを得ましたので、通告してあります2点について質問をいたします。

初めに、保育園の現状についてをお伺いします。

現在、女性の社会進出や経済情勢の悪化による共稼ぎの世帯の増で、就労形態が多様化によって保育ニーズが増大し、都市部では保育所の待機児童問題が深刻化しています。本市においても少子化の進展により学齢前児童は毎年減少しております。また、女性の社会進出により、低年齢児童ゼロ保育児から2歳児の入所希望がふえている傾向にあります。早朝保育や延長保育、また途中入所を希望する保護者がふえていると思います。本市の保育園は合併当時、高富地区が5園、伊自良地区1園、美山地区6園で、合わせて12カ所の保育園がありました。現在では7園となっております。これも過疎化に伴うほか、若年層の都市部への転出が考えられます。そのため、市長は少子化対策の一環として出産祝い金、また、高校生の医療無料化、そして、本年9月からは保育料の無料化を実施されて、安心して子育てができる環境づくりをされております。

そこで、次の4点について福祉課長に質問をいたします。

1点目、各園で行っていた土曜日保育を富岡保育園のみで実施されていますが利用状況は。また、各園で実施していたときとの利用状況の比較。

2点目、保育士の配置について、本年4月1日時点の保育園の7園の園長を含んだ保育士は41名、日々雇用保育士は52名になっていますが、この状況ではクラス担任に日々雇用保育士が担任していると思われませんが、その実態は。また、日々雇用保育士がクラス担任を受け持って問題はないのか。

3点目に、保育士の休憩時間について。保育時間は午前8時30分から午後4時30分となっております。保育士はその間、園児の保育を行わなければなりません。一般事務職員は正午から午後1時までの休憩時間をとることができます。保育士はその休憩時間がとれないのが現状です。この質問は、平成22年第3回定例会におきまして、当時の担当部長は、保育士の休憩については大切なお子様をお預かりしている関係上、現場の保育士には一時たりとも心も体も休まらない状況であると承知しておりますと。労働環境の改善は必要であると考えております。今後、職員の交代制を含めて休息がとれるよう検

討していきたいと思いますとの回答でしたが、現在はどうなっていますか。

4点目に、保育料無料化に伴い、近隣の自治体から対象児童の転入が予想されますが、その状況は。また、住民票を異動させられることも予想されますが、その確認等をどのようにされるのか、以上を質問いたします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

1点目の土曜日保育の利用状況につきましてでございますが、平成25年度までは各園で午前8時30分から午後0時30分まで実施しておりました。全体で1日当たり平均20名ほどの利用状況でございました。平成26年度からは、富岡保育園で午前8時30分から長時間保育を含め午後6時まで実施しておりますが、1日当たり平均30名程度の利用がございます。保育時間が長くなったことにより、子供を預けやすくなったというような御意見をいただいております。

2点目の日々雇用保育士のクラス担任の状況と問題点についてでございますが、平成27年4月現在、全部で45クラスがございます。うち、日々雇用職員が担任を持っているクラスは6クラスで、割合としましては13%となっております。クラス担任を持つ日々雇用保育士は、平均勤続年数が9年ということで経験も豊富で保育を熟知しており、問題はないというふうに認識しております。

3点目の保育士の休憩時間につきましては、正職員、日々雇用保育士とも交代で休憩をとっております。保育士不足、それと、大切なお子様をお預かりしていることもあり、全員が所定の休憩時間を同時に取得するという事は難しい状況でございますが、労働環境の整備の面から、各園の現場での判断により保育士同士が協力して、休憩所のある保育園では休憩所で、休憩所のない保育園におきましては事務所等で休憩をとるようにしております。今後も保育士の確保を図るなどにより、休憩時間の確保等の労働環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の対象児童の転入状況と確認等についてでございますが、途中入園につきましては、本年9月が3人、10月が2人、11月は3人を予定しております。いずれも保護者の就労の都合によるものであり、市外からの転入による入園者はございません。なお、平成28年度の入園募集は10月から開始いたします。

保育所への入園につきましては、子ども・子育て支援法第20条第2項の規定によりまして、子供の保護者の居住地の市町村が保育の必要性を認定した上で入園するということになります。市民の住所についてを規定いたします民法第22条では、各人の生活の本拠をその者の住所とするとあります。住所を得た場合、住民基本台帳法に基づき市長に

届け出ることとされており、同法第3条第3項には、住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届け出を正確に行うように努めなければならないと定められております。このようなことから、議員御質問の状態の方はないというふうに認識しております。もし、万一、そのような事例があれば、関係部局と連携し対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君。

○11番（武藤孝成君） ただいま保育園の現状についての答弁をいただきました。改めて再質問をいたします。

まず、1点目の土曜日保育の利用状況については、利用者が多くなりうれしい喜ばしいことですが、それぞれの地域からの利用状況をお聞かせください。それと、保育時間が長くなり、子供を預けやすくなったということですが、富岡保育園より遠方、美山とか伊自良からの送迎が大変だという意見はありませんか。

次に、2点目の日々雇用保育士の6人がクラス担任を受け持つという状況で、勤続年数が長く経験豊かで保育にも熟知しているから問題ないとの答えでしたが、1時間当たりの雇用賃金と同じで、責任の度合いの違い、また、各種書類の作成等、いろいろ条件面においても差が生じていると思いますが、問題はないのか。また、クラス担任が日々雇用保育士である保護者はそれを周知しているのか。

また、次に、3点目の問題ですけど、保育士の休憩時間について交代で休息をとっているとのことですが、保育士は子供たちが登園してから降園するまで気の休まる時間もないし、状況だと思いますので、時間休憩だけは確実に確保できるよう努めてください。

次に、4点目の対象児童の転入状況と確認等については、まず、9月から11月までに8人の途中入園がありますが、この子供たちは保護者の就労の都合によることから、当然、保育料は負担していただけますか。また、市内在住の子供が保護者の就労の関係で市外の保育園に通園する場合は保育料は本市の負担となりますか。再度、質問いたします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えいたします。

1点目のそれぞれの地域からの利用状況ということでございますが、平成26年度におきましては1年間で高富保育園が454人、富岡保育園が383人、梅原保育園が55人、大桜保育園158人、伊自良保育園220人、みやま保育園113人、富波保育園4人、いわ桜保育園

50人の延べ合計1,437人で行っていました。なお、開設期間は48日で行っていました。また、遠方からの送迎に関しましては、富岡保育園以外の通常の利用者の方からは通勤途中の送迎が多くおられるというようで、今のところ私どものほうに不便になったという意見は聞いておりません。

2点目の日々雇用保育士の勤務条件面での問題につきましては、クラス担任は個別記録、あるいはクラスだよりの作成等の必要があり負担は大きくなっておりますが、現状、5年以上勤続で1時間当たり50円、10年以上勤続で1時間当たり100円の賃金の加算をしております。また、保護者はそのことを承知しているかということにつきましては、正職員と日々雇用保育士に保育の質において問題はないと認識しておりますので、特に周知はしておりません。

3点目の保育士の休憩時間につきましては、大切なお子様をお預かりする事業者として保育時間内は気の休まることはございませんが、職員相互の連携協力、人員の確保などによって休憩時間が確保できるように引き続き努めてまいります。

4点目の保育料の負担につきましては、途中入園の児童は、3歳児が1名、3歳未満児が7名で行っています。そのため、1名の児童の方は3歳児以上ということで無料となりますが、3歳未満児である7名の児童の保護者の方からは通常の保育料を負担していただくこととなります。また、市内在住の児童が市外の保育園に通園するという場合で行っていますが、主として広域保育ということになりますので、議員お見込みのとおり、3歳児以上は無料、3歳児未満は保育料を負担していただくということになります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君。

○11番（武藤孝成君） それでは、再々質問をいたします。

ただいま再質問の答弁をいただきましたが、まず、1点目の土曜日保育の利用状況で1年間の各園の利用人数の答弁をいただきましたが、1日当たりの各園からの利用者の人数は。また、保護者の仕事上の通勤途中に送迎できますが、仕事の場合はです、自営業の場合はわざわざ富岡まで送迎してこななければならないということで、泣き寝入りという声が、遠くまで下まで来てまた奥へ美山へとか伊自良へ戻るというのはなかなか保護者もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、子育て日本一をうたい文句に保育料も無料化したわけですが、保育園運営の面でも日本一になるように御努力をよろしくお願いしますということで、皆に波及してください。

それで、次に、クラス担任の日々雇用保育士には勤続加算ということで50円を上乗せしているとのことですが、日々雇用保育士にはボーナスとかそういうものは支給されま

せんので、正社員と比較すると1時間当たりの賃金が格段に安い、低いのではないかと思いますし、そして、勤務条件面から見ても勤続加算が低いと思われるが、加算額の引き上げはあるのか、ないのか。

また、次に、対象児童の転入状況の確認の御答弁ですが、途中入園児は8人、保護者の就労の関係で市外からは転入による入園者はないとの答弁をいただきましたが、ただいまの答弁では1名の3歳児が無料になるというようなことですが、私の勉強不足かもしれませんが、保護者の山県市内で就労される場合は無料化になるのか、再々質問いたします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再々質問にお答えいたします。

1日当たりの土曜保育の利用状況でございますけれども、各保育園からの利用人数につきましては先ほど申し上げましたが、1日当たりにつきましては高富保育園が約9.5人、富岡保育園が利用者が8.0人、梅原保育園が1.1人、大桜保育園が3.3人、伊自良保育園が4.6人、みやま保育園が2.4人、富波保育園が0.1人、いわ桜保育園1.0人という状況でございました。

2点目の富岡保育園以外の保育園の利用者の方が送迎の距離が遠くなったということにつきましては、先ほど申しましたが、現在のところ御意見はいただいておりませんが、今後、御意見、御要望等がございましたら、保育園の状況等を考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

3つ目の加算額の引き上げということにつきましては、確かに正職員の保育士と日々雇用保育士には、採用時から労働条件の違いがございます。加算額の引き上げにつきましては、他の職種とも関連がございますので難しい状況でございますが、安心・安全に子供さんを預けていただけるように保育士の確保を図るなど、勤務しやすい環境、労働条件の整備に努めてまいります。

最後に、4点目の保護者が山県市内で就労していてもということで、無料化になるのかということでございますが、市外に居住している方が山県市内で勤務されておりますも、居住地の規定によりまして保育料を負担していただくということになります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君。

○11番（武藤孝成君） ありがとうございます。いずれにしても子育て日本一を売り物にしている当山県市でございますので、預けるほうも、また、預かるほうも環境のいい条件でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2 番目の質問に入らせていただきます。

日本版 C C R C 構想について、これは副市長にお尋ねします。

C C R C とはコンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティという、直訳すれば、継続的なケアを行う退職者のコミュニティということだそうです。高齢者が健康なうちに移り住み、介護や医療のケアを継続的に受けながら、余暇や会社活動を楽しむことができるコミュニティを示すそうで、アメリカではかなり前から普及しており約2,000カ所ほどあります。市場規模は3兆円にもなるそうです。

さて、我が国において昨年末に閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、基本姿勢に盛り込まれております東京圏を初めとする高齢者が、みずからの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療、介護の必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現、普及を目指すもので、地域創生の観点から地方への新しい流れをつくることが重要な課題になっており、移住した高齢者が地方で積極的に就労や社会活動に参画することにより地方の活性化に資することを目的にしています。また、地方には長年にわたって医療、介護のサービス整備をしてきた地域が多く存在しており、こうした地域は人口減少が進む中で高齢者の移住により医療・介護サービスの活用や雇用の維持が図られる点で意義が大きく、人口減少対策、増加傾向にある空き家の活用、自治体の収入財源の確保につながるかと思います。その反面、高齢者の増加による医療費問題が心配されますが、国の財政援助を求めればと思います。

本年3月に政府調査により日本版 C C R C の取り組みを推進する意向のある地方自治体は202自治体で、自治体総数の約1割が取り組みの意向を示しておると発表されておりました。残念ながら岐阜県はゼロとなっております。

本市において過疎による限界集落増加と空き家も増加しており、本市は人口増化対策として子育て、環境日本一のまちを打ち出しておりますが、この日本版 C C R C 構想をいま一度真剣に検討されてはと思いますが、本市の考えを副市長にお尋ねします。

なお、8月25日に政府の有識者会議では、高齢者の地方移住に関する中間報告をまとめ、高齢者の生活拠点となる共同体のモデル事業を本年中に前倒しし、来年度創設する新型交付金で支援されるそうです。そして、日本版 C C R C 構想と呼ばれる共同体の正式名称を生涯活躍のまちにするとしております。移住者の増加で介護保険給付金の負担増が見込まれますが、自治体に対し交付金の配付額を手厚くするように制度を見直し検討し、移住前に住んでいた自治体が給付費を負担する住所地特例は拡充しない方向でありますとあります。副市長、よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えいたします。

日本版ＣＣＲＣといいますのは、現在、国が力を入れようとしている施策の１つでございます。本市においても検討が必要な施策の１つであると考えております。

議員も御発言のように、アメリカでは1970年ごろから急増したとも言われており、定かではございませんが、本市が友好都市協定を締結しておりますオレゴン州のフローレンスあたりもアメリカに2,000カ所あると言われるその中の１つに含まれると聞いております。

そもそも、この日本版ＣＣＲＣという用語につきましては、その対象範囲等がまだ明確な定義として定着しているものではないと思われま。コンサルタントの研究報告書等によりますと、例えば岐阜駅前のシティ・タワー43の6階から14階にございます高齢者向け優良賃貸住宅ラシュールメゾン岐阜などもコンパクトシティー型のＣＣＲＣと紹介をされております。

また、この日本版ＣＣＲＣの意図するところが正しい共通認識となっていない気もいたします。その１つに、退職者の移住によりまして、やがて高齢福祉の費用負担が高まってしまうという危惧がございます。地方にしてみれば、ふるさと納税のきっかけともなった発想で、地方で手塩にかけて育てた子供たちが、いざ納税するようになったときには都会で就職をし、年金暮らしの退職後になったらまた地方へ返すというような感情論が先行しているようにも思われま。

しかし、特別養護老人ホームや有料老人ホーム等に加えまして、本年度からサービスつき高齢者住宅、いわゆるサ高住につきましても、住所地特例により移住元の自治体が費用負担することとなりました。また、医療・介護保険等に係る市町村の負担はその一部であり、日本の健康寿命年齢を推しはかれば退職後においても地域コミュニティの重要な役割を担える存在となり得ますし、場合によっては労働力と見込むこともできます。

また、アメリカで成功している事例や国内での先進事例として紹介されております事例の多くは、地元の大学と連携しているものが目につきます。これらのことから、大学が比較的少ない本県においては検討に前向きな回答をした自治体が多かったような気もいたします。

さらに、この調査結果は、国が考えている日本版ＣＣＲＣが必ずしも正しく浸透していなかった段階での結果であったのではないかと考えられます。この日本版ＣＣＲＣにつきましては、さまざまな形態が考えられるのであり、広義に捉えていっても一考の

余地は十分にあるものと考えております。

議員御発言のように、国では本年7月から日本版ＣＣＲＣを生涯活躍のまちという用語で整理される方針です。本市におきましても、今後の国の動向にも注視しつつ、現在住んでおられる市民の方、そして移住を検討してくださる方の双方にメリットのあるような施策を模索し、推進してまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 武藤孝成君。

○11番（武藤孝成君） ただいまは日本版ＣＣＲＣ構想と呼ばれる生涯活躍のまちというに関しまして前向きな答弁をいただきまして。人口増加、または本市財政の歳入化が考えられますが、一方で、現在でも高い高齢化率、高くなると思います。高齢者の交通手段として今後医療面においても検討するよう要することがありますが、元気なシニアを呼び込めということで市長にお考えをお聞きさせていただき、市でまた検討していただくようお願いを申し上げまして私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま副市長のほうから申し上げたとおりでございますけれども、新しい制度ということで、また、いろんな形で国のほうからこの制度の形が示されてくると思います。副市長が答弁申し上げましたように、人口が減りつつある山県市でございますので、こういったことにつきましても積極的に検討を重ねてまいりたいということを考えております。

○議長（上野欣也君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

通告順位5番 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回1件質問いたします。

今までにも再可能エネルギーの推進等の質問をした経緯がございますが、今回は地方創生で木質バイオマス発電による地域活性化は図れないかについてをお尋ねしたいと思います。

市域の70%でその92%を山林が占めている旧美山町、本来、多面的機能を有する森林は、近年、利用の低下、整備のおくれ等により、その機能を十分に発揮できない状況がふえております。一方、森林や山村文化の担い手であるこの地域は、過疎高齢化等の問題を抱え、地域の一活性化が課題となっている。このような中、再生可能エネルギーの社会的関心の高まりを受け、林地残材等のエネルギーの利用を1つのきっかけとして、

森林資源を持続可能な形で活用し、地域の新たな産業、生業を、暮らしの構築やコミュニティの再生に結びつける方法を模索したらどうか、次の点についての所見を産業課長と市長に伺いたいと思います。

1点目は、旧美山町の山林面積、間伐利用可能な面積は。

2点目は、山林業者、製材会社就業者数は。

3点目は、現在までに山県市内における木質バイオマス発電の起業相談、あるいは用地希望者はあったのか、この3点は産業課長に。

そして、4点目に、平成27年1月28日付で農林水産省は林業の成長産業化に向けて小規模な木質バイオマス発電の推進についての資料を発表していますが、本市の現在の考えはどうかを、これは市長にお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 私のほうからは、1点目から3点目について質問にお答えいたします。

まず、1点目の旧美山町の山林面積、間伐等利用可能面積でございますが、山県市の民有林面積は1万7,986ヘクタールで、うち人工林は約6割の1万310ヘクタールであり、この約9割に当たる9,360ヘクタールが旧美山地区に集中しています。また、今後森林整備を推進しなければならないと思われる人工林率50%以上の森林が約6,350ヘクタールで、そのうち木材の搬出可能な山林面積は約1,300ヘクタールになります。

2点目の山林業者、製材業者就業者数についてでございますが、平成27年3月刊行の岐阜県森林・林業統計書によりますと、山県市内における林業労働力は7事業体、就業者数は38人となっております。また、製材会社等の数につきましては、山県市のみのデータがございませんので、美山の製材会社に確認しましたところ、20事業者を割り込んでいるとの回答でありました。就業者数についても多くは3人以内の家族経営で、3事業者が10人未満の雇用をしているということですので、最高で算出しても75人以内であると言えるのではないかと思います。

3点目の山県市内における木質バイオマス発電への起業相談、用地希望者につきましては、今年度に入りましてから、まちづくり・企業支援課のほうへ1件の問い合わせがございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 4点目の御質問にお答えをいたします。

木質バイオマス発電の推進についてでございますが、山県市の広大な森林と森林資源を活用できる小規模な木質バイオマス発電は、山間部の資源を活用することで地域の活性化につながるものと考えております。

しかし、当山県市を取り巻く木材の需要状況につきましては、平成23年度より稼働している中津川市の大型合板工場を初め、平成26年には瑞穂市にバイオマス発電所が稼働いたしました。また、今年度には郡上市で大型の製材工場が稼働予定でございまして、今後の木材の需要量が急速に増大することが予想されます。

さらに、議員の言われる平成27年1月28日付で発表されました農林水産省の資料には、木質バイオマスの集荷想定範囲は半径50キロメートル程度と記載されておまして、瑞穂市の発電所の集荷範囲と重なる部分が多いことで供給不足も懸念されます。

さらに、これは瑞穂市です、当該発電所では、当初予定をしていた未利用材の利用計画の67%、一般材が33%に対しまして、実稼働は未利用材が計画では67%のところは40%、一般材が33%のところは60%ということですか、一般材を三重県、滋賀県、高山市などから集荷していることから燃料調達の困難さがうかがえます。

そうした中にありまして、平成26年度における山県市の木材生産量は約7,100立方メートルで、木質バイオマスの燃料として使える材は2,300立方になります。近隣の瑞穂市で昨年稼働している5,000キロワット級バイオマス発電所の年間燃料使用料が約9万立方で、小規模と言われる2,000キロワットの発電所でも約3万6,000立方の燃料が必要となります。よって、現在の山県市の木材生産量では発電施設の維持は難しいと考えております。バイオマス発電を実施すると仮定すれば、木材生産量をふやす体制の確立、つまり、木を切り出す林業者の育成や作業道の整備等の環境整備に努めていくことが重要であると考えておりますので、それらの施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） それでは、再質問をまず産業課長にお尋ねいたします。

ただいまの答弁、1、2点は、山県市の9割以上の人工山林が北部地域に集中していることが山林価値の下がった北部地域の過疎に拍車をかけ、山林製材業者就業者の減少を物語っています。

3点目の木質バイオマス発電への起業相談もこの1年で1件しかないということは、これだけ国中の地方が企業誘致を掲げているとき、本市は地域資源をもっとPRする点が欠けていたのではないのでしょうか。

そこで、1点目に、市の林業振興に対する事業費の額は、林道整備、そして間伐等、

この３年間の内容についてひとつ産業課長にお聞きしたいと思います。

そして、２点目に関しましては、市長には先ほどの答弁では、山県市の木材生産量ではバイオマス発電を実施すると仮定すると供給量が不足するとの見解ですが、今、私の調査資料によると、従来方式ですと確かにそうですけれども、燃焼効率が悪いということで、今、新しくトルネード方式による高温熱発生装置というものができつつありまして、それは2,000キロワットで間伐材のチップの燃料消費量は１年間で800から850トンで済むといえます。要するに、850立米から約１トンを、木材は比重が１立米が大体１トンということですので、800立米から850立米で済むという、従来型の木材の消費量が27分の１から30分の１という装置が今開発されたようです。これは、竹のチップも可能と聞いています。美山の中央森林組合のチップを今、調べましたら、大体、瑞穂のほうに500トンぐらい供給していると言われました。そして、市内の業者を含めると、山県市内で大体1,000トンぐらいというようなことを言っていました。このような点を踏まえると、ちょっと山県市でも可能じゃないかなということを今思っておりますけれども、これだけ２点を、まず最初は産業課長に、そして、２点目は市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えします。

１点目の林道整備に関する事業費でございますが、25、26年度で約4,172万4,000円、今年度の予算額が2,192万4,000円でございます。間伐材に対する補助金の額の３年間の内容につきましては、25、26年度で1,396万9,000円、今年度の予算額が1,200万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

２点目の燃料の量が年間800トンから850トンで稼働できる装置があるということに対する所見と今後の方針でございますが、まず、そのような装置があるということは聞いておりませんでした。そういった中で先ほどお答えしましたように、そうした中で、バイオマス発電に利用できる山県市の平成26年度の木材生産量は約2,300立方で発電所を設置しても稼働が難しいことを申し上げました。この藤根議員の御提案の装置、ボイラーが活用できれば計算上は山県市内で燃料の調達が可能ということになります。自然エネルギーの太陽光発電に比べまして普及が進んでいないのは燃料の問題ばかりではないと思いますので、その他いろんな要因を検討しながら、実際にこの装置等につきましても検討をさせていただきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 再々質問はよろしいですけれども、一言だけ最後に提言を申し上げて私の質問は終わりたいと思います。

地方創生とは、横並びのプレミアム商品券の発行ではありません。私は、地方創生とは地域にある資源を生かし、また、発掘し、その個性を生かすことで地域の役割イコール雇用の場をつくることだと思います。今、日本中が横並びに企業誘致を声を張り上げていますが、利便性のある広大な土地があるわけではなく若年労働者も少ない本市は、豊富な山林資源を生かすことに知恵を出すべきではないでしょうか。再生可能エネルギー、木質バイオマス発電は、木くずや今後ふえるであろう廃屋の廃材などを燃焼する熱を利用して電気を起こす発電方式です。先ほど申し上げました平成27年1月28日の農林水産省は、小規模な木質バイオマス発電の推進をし、農山村の活性化を図ることが重要であると提言しています。特に、既に発電している先進地はほとんどが5,000キロワット以上が多く、国は500キロ、2,000キロ程度が取り組みやすく、木材生産供給に苦労しなくても済むと言っています。小規模バイオ発電所を一応推奨しています。

私ども議会も10月の視察研修には島根県の江津市、ここはちょっと規模が大きいですけれども、バイオ発電の取り組みについて研修をしに行きたいと思っておりますが、本市も企業誘致には積極的である、その姿勢は評価しますが、ひとつ視点を変えて、バイオマス発電の起業化を募り、地域の山林業者との協業を図り地方再生につなげていただきたい。北部には廃校も2つあります。そして、この小規模ですと、廃校あるいは運動場などを十分利用できる面積だと聞いております。ひとつそういったことを提言して、私の質問を終えたいと思います。

○議長（上野欣也君） 以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） 質問順位6番、保守系無所属、山崎です。

消防長にお尋ねします。

去る5月1日に新聞などの報道で山県市と岐阜市の消防業務の統合について発表され

た。まさに青天のへきれきであった。突然の発表に多くの市民が不安を抱いたことは紛れもない事実です。先ほどの議員が、この問題は議会軽視ではないとコメントをしていましたが、まずは市内全域の市民の意見を集約してから統合についてを進めるのは当然のことです。一家の家庭でも、まず話し合ってから事を進めるべきではありませんか。先ほどから市外の例がいろいろ出されていますが、他の市町村のことはさておいて、地域に根差した内容の協議を行ってから進めてはどうですか。安心と安全を約束していて、最も期待をされている消防業務が統合するということについてをお尋ねします。

まずは、山県消防の設立以来の生い立ちを尋ねます。

○議長（上野欣也君） 藤根消防長。

○消防長（藤根 好君） 御質問にお答えします。

現在の市消防本部の先駆けである山県消防組合は、昭和56年4月1日に高富町、伊自良村、美山町の2町1村により構成され、消防職員29名で発足しました。

当初は、高富町、美山町両役場内の仮庁舎で業務を開始し、同年11月には新庁舎として現在の南消防署及び北消防署が完成、各消防署に消防車と救急車の更新配備が整い、昭和57年4月から本格的な消防業務がスタートしました。

また、平成2年2月には救助工作車を導入、南消防署への配備に伴い、職員34名とし、救助隊員の育成に努め、平成8年から14年にかけては、老朽化した消防車を初め全ての救急車を高規格救急車へと更新し、各消防署に配備するなど、消防力全般の充実強化を図りました。このころには職員も増員し50名となっております。

このような中、平成15年4月1日には山県郡の3町村合併に伴い、山県消防組合が解散し、山県市消防本部が発足、これまで各町村で行っていた消防団事務を消防本部で担当するなど、新たな組織下のもと、職員52名により消防業務を再スタートいたしました。発足後の平成19年2月には老朽化した消防指令施設を更新し、高機能消防指令センターの運用を開始したことで、さらなる迅速な出動と円滑な部隊運用が可能となり、職員の士気も向上いたしました。

また、平成21年から24年にかけては、救助工作車及び高規格救急車を更新配備し、複雑多様化する災害への対応や救急救命士の処置拡大など救急業務の高度化に努めてまいりました。

さらに、本年2月には化学消防車を南消防署に更新配備し、消防戦力の増強を図ったところであります。

現在、消防職員数は市消防本部の発足時と同数の52名で、山県市民の安心・安全を確保するため日夜業務に精励しているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） 消防組合の歴史というか、生い立ちを伺いましたが、昭和56年以前は山県郡3カ町村でそれぞれ常備消防を各町村役場の中で職員によって運営されていました。その後、広域の災害に対する組織の整備のために、3カ町村によって一部事務組合がつくられました。身体及び財産を災害から守るという任務を仰せつかりました。

国を挙げて9月1日が防災の日と位置づけているのは、10万人以上の死者、行方不明者を出した関東大震災から92年、国民一人一人が防災への意識を高め、備えを強めるための大切な日であることは改めて言うまでもありません。戦後だけでも、地震や津波、水害などで1,000人以上の死者、行方不明者が出た巨大災害は12回を超えています。昨年8月に起きた広島市の土砂災害も記憶に新しいところです。また、数日前には常総市の河川の氾濫による被害は予想だにもしなかったことです。

災害時の行政の対応も取り沙汰されております。行政は、地域住民の安心と安全を約束しているではありませんか。統合を進めるより、むしろ山県市独自の地域に合った防災体制を構築し、消防署、消防団、女性防火クラブの組織の強化を図り、ひいては一般市民に至るまで一朝有事に備えて防災のいろはを伝授すべきです。報道関係は事あるごとに消防の報告によると、あるいは、消防関係者によるとと言っているではありませんか。その言葉を聞く限りでは、いかに消防組織を頼りにしているか明らかではありませんか。

災害は時を選ばず、突如としてやってきます。ふだんからの備えを万全にしておくことが行政の務めです。先回の防災訓練でも雨が降ったから訓練の中止をするなど、前代未聞の出来事でした。災害とは、暴風、暴雨、豪雪、土砂災害などを指すものではないでしょうか。防災への認識が甘いと言わざるを得ません。恥ずかしながら、議会の中にも消防署の体制や消防団にクレームをつけ縮小化をうたっている議員もいます。これもまた考えられないことです。防災の専門家は被害から教訓を得て、その後に対策をとる被害先行型でなく、対策先行型の対応が必要だと言っておられます。市民の安心・安全を願う我々が率先しなければ備えが十分とは言えないではありませんか。

質問しますが、なぜ今統合なのかをお尋ねします。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えします。

今、必要とされている消防の広域化につきましては、さきの消防長の答弁にもございましたが、近い将来には東海環状自動車西回りが開通することや、中高層建物などの各

種施設が建設されるなど、住環境の変化に伴う多種多様化する災害対応に重きを置いていることにございます。このような事案に対しましては、広域化によるスケールメリットを生かし消防力を充実強化することで、住民の安心・安全を維持していけるものと考えております。

なお、今後の協議につきましては、両市にデメリットがないよう関係市及び関係部局との協議を継続してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） 執行部の回答はいただきました。あらかじめ申し上げておきますが、この質問は全く私の個人の意見であって、誰かに頼まれたりしたわけではありませんので、そういうことを御承知おきいただきながら、幾つかの質問をいたします。

このまま進みますと、議会の承諾は得られると思っておられるのか。旧美山や伊自良の方々、特に遠方の方の救急体制について納得や理解が得られるか。また、同時に、現地での調査は済んでいるのか。経費の問題はよいのか。職員への説明は果たされているのか。岐阜市に司令塔が移って、地域の細やかな部分に目配りができるのか。市民への説明責任は果たせるのか。理解が得られるのか。などなど、これらの諸問題が得られる見込みがないのなら、即刻中止をしていただき、このまちに合わせた防災組織の構築を進めるべきです。この統合問題は危急存亡のゆゆしき問題と捉えています。どうしてもと言われるのなら、私は体を張ってでも阻止しなければなりません。岐阜市との協力体制を構築したいなら、もっとほかに、例えばごみの問題とか、火葬場の問題とかなどなど迷惑施設の合併を、あるいは統合を進めるべきだと思っています。

今までのように指定管理者の問題や人事案件の問題など、賛成者が多ければ民主主義ですので私自身、泣き寝入りをしてきましたが、この問題はやむを得ないといって妥協できる問題ではありません。私の一方的な発言なので、答弁は副市長の判断に任せますが、よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再々質問にお答えいたします。

議会の承諾は得られるかにつきましては、消防の広域化に係る進捗状況等を逐次報告することで議員の皆さん方に御理解いただきまして議会の承諾を得るよう努めてまいりたいと思います。

遠方への救急体制につきましては、先ほど消防長が答弁いたしましたとおり、現在の救急車3台を維持することで救急サービスの低下はないものと考えております。

経費の問題につきましてですが、現在の常備消防費を維持しつつ消防力の充実強化に努めてまいりたいと、このように考えております。

そして、職員への説明でございますが、進捗状況等は機会を見つけ説明しており、今後も消防広域化に伴う職員の不安を少しでも取り省くよう努めてまいりたいと思います。

岐阜市に司令塔が移設されることに伴い、地域への細かな目配りができるのかという御質問ですが、岐阜市の高機能指令センターは当市の消防指令施設よりも機能性にすぐれ、専属の通信指令員のもと119番受け付けから出動まで迅速かつ的確に行えるため、心配はないものと考えております。

最後に、市民への説明責任でございますが、山県市民の安全・安心を守る立場として重く受けとめております。市民への説明責任につきましては、今後、岐阜市と足並みをそろえて進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君、質問をかえてください。

○4番（山崎 通君） 質問をかえます。

仕事と育児の両立できる山県市政の実現についてを質問いたします。

人口減少で働き手が不足している中で、働く意欲のある人が働き続ける社会にしなければ山県市の将来像は見えてこない。少子化に歯どめをかけるには仕事と育児の両立を図ることです。子育て支援によって育児に対する不安を解消、あるいは軽減するものである。子育てサポートシステムを本市全体で協力体制に入るものとしてはどうかという質問です。具体的には、結婚された、あるいは結婚を前提にしておられる方々に安心して働きながら子育てができる環境づくりをアピールして、このまちに住んでよかったと思われる施策の提案です。

人口問題民間臨時調査会が公表した人口減少が社会に与える影響を検証すると、子育て支援は経済的な支援だけでは子育ての不安問題は解消されないし、これからも期待はできない。煎じ詰めると働き方にまで踏み込む必要があります。男女のライフ構想を抜本的に改める必要がある。

私たちの子供のころは家の前に縁側があり、ひなたぼっこをしながら先人の方から子育てのノウハウを伝授していただいたと聞き及んでいます。遠い昔のように近隣の人たちが寄り添い、よもやま話で子育てのできる環境づくりを試みてはどうでしょうか。山県市子育てサポートシステムですが、援助を求める人、援助協力ができる人、援助の仲介ができる団体などが必要となれば、そういう方たちは、学校から塾への送迎やら、急患の対応まで数多く幅広く活動いただく団体でもあります。要するに、里親の発掘です。

こういう意見ですが、課長の意見を伺います。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

議員が言われますように、子育てがしやすい環境をつくり、そしてアピールするということは、子育て世代の定住に重要なことだと考えております。経済的支援といたしましては、出産祝い金10万円分の支給、また、本年9月からは3歳児以上の保育料の無料化並びに幼稚園保育料の上乗せ補助というものに取り組んでいるところでございます。また、それだけでなく、環境を整えるということも非常に重要だというふうに考えております。

現在、本市におきましては、子育て支援としまして子どもげんきはうす内に子育て支援センターを設け、子育てに関する相談や情報発信、子育てに関する講座、乳幼児教室などの諸事業を実施しております。育児の悩みや不安などに関する子育て相談は、家庭相談員、保健師、子育て支援センターの職員、あるいは保育士等が対応しております。子育て支援センターにおきましては、仕事などのためにお子さんを預かってほしい方と預かる方を紹介するファミリーサポートセンター事業を有料でございますが、実施しております。ちなみに、平成26年度の登録者数は、預かってほしいという利用会員が55名、それを引き受ける援助会員が22名、両方の会員が1名ということでございます。利用状況につきましては、利用延べ人数が180名、利用延べ日数も180日となっております。この活動内容につきましては、主に保育園への向かえ、あるいは帰宅後の預かりというものでございました。

また、児童厚生施設でございます高富児童館と子どもげんきはうすにおきましては、絵本タイムやげんきタイムとともに乳幼児を対象とした行事としてマミーサークル、お子さんの対象年齢に合わせて読み聞かせ教室等も開催しております。学童の対象行事といたしましては、工作教室、パン教室などのもろもろの行事も行っております。また、放課後児童クラブは各校区で実施し、安心して子育てができる環境づくりに努めております。

このほかにも山口市地域子育て支援拠点事業として、ゼロ歳児の一時預かり、子育て親子の交流ひろば、子育てに関する相談、援助、地域子育ての関連情報の提供、子育て支援に関する講習会等も実施しております。また、本年度からは、山口市利用者支援事業を開始いたしまして、アウトリーチによる支援といたしまして各地域で開く出張広場での相談業務、子育て支援ネットワーク協議会による状況把握や問題点の確認、支援方法等の検討も行っているところでございます。また、子育て支援者養成講座も開催しま

して、託児者などの資質向上のための講座を開催し、個々のスキルアップ、子育て支援員の育成なども行っております。

子供や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援するということが必要となっております。子ども・子育て支援事業計画においてニーズに基づく計画的な保育の確保が求められております。今後も働きやすい子育て環境の整備をするということで、仕事と子育てが両立できるさらなる環境をつくるように努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） どうもありがとうございました。

再質問を市長にいたします。

支え合いのまち、人に優しい山口市ということで、ただいまは力強く課長から答弁をいただきました。システム支援推進協議会など各種の取り組みが行われており、机上での内容は網羅されています。各種の施策についても市長から先日多くの紹介をいただきました。婚活支援、子育てサポートなどなど、数多く盛り込まれており、挙げれば枚挙にいとまがありません。子育て支援の制度は充実していると思います。

最近、女性の活躍を推進するための法律も成立しました。本来なら制度だけでなく、日本の企業文化の質的な改革が問われなければとも思います。繰り返しになりますが、仕事と子育てが両立できる妙案を示さなければならぬ。受益者には飛びつくほど関心を持っていたかなくてははいけません。他の市町村で行っているような小出しで行うような一般的な施策ではだめだということです。やるならとことんやるという気持ちが大切です。

先ほど述べたように地域全体の課題と捉え、女性のネットワーク構築などを進め、子育て支援世界一のまちをうたい文句にしなければ、人口減少に歯どめをかけるなど到底無理な話です。世界一なら必ず人口増加が望めると思います。県の資金管理団体に落ち、財政が逼迫したのは林市長就任以前のことで、全てあなたの責任ではありません。財源のみに心を奪われてサービスの提供がおろそかになっては、本来の行政の役割から逸脱をします。思い切った施策で山口市全体が生き返り、復活するよう望んでおります。今後の市長の意気込みを尋ねます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

子育て支援は本当に大切なことと考えておりますし、これからも事業の内容の充実、

メニューの増加を図っていきたいと考えております。ちょうど市の広報に子育て日本一ということで、そういった思いで広報させていただいておりますが、こういったことも含みながら進めていきたいと思っております。議員お話しのようにやるならとことんやる、日本一から世界一ということでございますが、先週だったですか、近隣市の市長さんから今の保育料の幼稚園の支援についてお話がありまして、同じように取り組めないかというお話がございまして、そして、試算をしてみるととても今の状況では無理でしたというお話をいただきました。

いずれにしても、山口市が本当に住みよい、そしてまた子育て支援が充実しているということを、今後におきましては積極的に外へアピールさせていただくことと、また、今まで以上に、今の一番大きな喫緊の日本の子育て支援というのは問題でございますので、そういったところに重きを置きながら今後におきまして行政運営を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） どうもありがとうございました。

再々質問ではありませんが、もう少し議会を頼りにして、一緒に歩んでいけるような方策をとっていただけたら、また山口市も変わった方向に行くのではないかと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願いしまして質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位7番 吉田茂広君。

○5番（吉田茂広君） それでは、通告に従いまして、学校教育課長にまずお尋ねをいたします。

全国的に少子化が進んでおります。今さら私が申し上げるまでもありませんけれども、文部科学省の発表ではことし2015年、14歳以下の人数が1,600万人以下に、そして、約30年後の2046年には1,000万人を割り込み、さらに2060年、今から約30年以上先になりますけれども、790万人程度まで減少するというふうに推計がされております。

本市でも北部地域での児童・生徒数の減少が現実問題でございます。しかしながら、それは北部地域に限ったことではなく、市全域で減少しているとも聞きます。教育委員会では、市内小中学校の児童・生徒数の推計表を毎年お出しになっていますけれども、まず、現在の市内の児童・生徒のそれぞれの合計の人数、そして今後の推移について、また、特に人数の変化に著しい学校があればあわせてお答えください。お願いします。

○議長（上野欣也君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

平成27年度の市内児童・生徒数と5年後の平成32年度の推計値について概要を説明いたします。今年度の5月1日基準日の児童・生徒数は、小学校が1,359名、中学校798名、合計で2,157名です。5年後には、小学校は1,096名で263名の減少、中学校は652名で146名の減少、全体では、1,748名で409名の減少となります。この数字は、5年間で現在の高富小学校児童数377名を超える数が減少することを意味し、平均で約20%減となります。減少率は北部地域に限らず、高富地区でも高富小学校が21%の減、富岡小学校が17%減、高富中学校も17%減が見込まれます。特に減少率が高い学校は、伊自良北小学校が42名から28名になり33%の減少、美山小学校が256名から180名になり30%の減少、中学校では、伊自良中学校が101名から76名となり25%の減、美山中学校は19%減となります。また、現在、複式学級がある学校は、伊自良北小学校と大桑小学校、いわ桜小学校の3校で、そのうち、いわ桜小学校は全校児童数31名で複式が2学級あります。そのほかの小規模校ですが、5年後に梅原小学校は59名、桜尾小学校は74名、伊自良南小学校は98名となり、現在のところ複式学級にはならない見通しです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 吉田茂広君。

○5番（吉田茂広君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、教育長に再質問をさせていただきます。私、今、厚生文教委員会の委員でございますので、同じ所管の質問をするというののもちょっと違和感があるかもわかりませんが、今回、教育長が新しくかわられました。それで、教育全般のことをちょっとお尋ねしたいと思ひまして、あえてお尋ねをいたします。

今の課長の御答弁では、美山地区、そして伊自良地区の児童・生徒数が著しく少なくなると、そういう御答弁でした。そうした現象というのは、つい統廃合という問題に直結しがちですけれども、ここに私、ちょっと事例を紹介したいんですが、ことしの岐阜新聞の記事ですけれども、いかにして小規模校を存続させるかという記事がございました。2つほど紹介したいんですが、まず1つ目、宮崎県の五ヶ瀬町というところがございまして、ここは人口が約4,000人で、小学校、児童数が27人から79人の4つの小学校が町内にございます。小規模校の短所というのは、授業の適正規模を保てないということだと思いますけれども、それを解消するためにスクールバスを利用して1つの小学校に集まって合同授業を行っている、そうした事例がございます。

また、もう一つ、犬山市では山間部の3つの小学校がテレビ会議システムを使ったネットワーク授業を行っています。その目的としましては、他校の子と触れ合う機会をつ

くり、そうすれば人数の多くなる中学校へ進学しても早くなれることができると、これも小規模校の短所を改める工夫を凝らした学校運営をされているということだと思います。

五ヶ瀬町の合同授業をもう少し詳しくお話ししたいんですけども、五ヶ瀬教育ビジョンというものを策定して、アルファベットのG、G授業と名づけて、授業を行っています。私、現地にお話を伺いました。G授業というのは五ヶ瀬のGですか、それとも、グループのGですかというふうにお聞きをしましたら、五ヶ瀬の頭文字のGですというお話でした。

各学級、そして各学年、それぞれ単体ではどうしても人数が少ない、そうしたところで合同で授業を行うことによって、それぞれの学年、そして教科、それに適した人数で学習を行うと。そして授業を行って工夫しながら授業を行っていらっしゃいます。

私は何も五ヶ瀬と同じことをまねしてやる必要は全くないというふうに思っています。ただ、いいというアイデアであるならば、それを取り入れながら山県市らしいプランを作成するということが非常に必要になってくるというふうに思います。

教育ということに関して、今、本当にでき得る最高のもの、山県市でできる最高のものを児童・生徒に与えるというのが一番大切なことだというふうに思います。それで、そのために今現在必要なことが、例えば、統廃合をするということが必要なのか、それとも、他の方法がよいのか、地域性もいろいろございますので一概に言うことはできないと思いますけれども、まず、統廃合についての教育長の考えをお聞きします。

それから、2点目にお尋ねをしたいんですけども、例えば、児童、本当に幼稚園、保育園の子供らに対する読み聞かせでありますとか、それから、学校コラボレーターでありますとか、見守り隊、また、地域のそれぞれの公民館で行っている子供に対するさまざまなプログラム等で、それぞれの地域の本当に多くの方が積極的に学校であったり、教育、また、子育てに携わってくださっています。地域の宝である子供の健やかな成長の一助となるべく、本当に一生懸命活動をしていただいております。ありがたい限りだというふうに思います。

今回、少子化が進む中での質問のテーマが学校のあり方ではなくて教育のあり方というふうに私がお尋ねをしたのは、子供の教育というのは学校と地域それぞれが協働しながら、そして、それぞれが責任を持って行っていくべきだというふうに考えているからです。地域の方、多くの地域の方々に教育に対して携わっていただいておりますけれども、教育長の、例えばその地域の方々に対する期待であったり、思いであったり、そういうものを学校の統廃合と別にまたお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の質問の少子化が進む中での学校の統廃合等についてですけれども、義務教育段階の学校は、子供たちに確かな学力を培い、社会的自立の基礎を養うことを目的としています。このため、学校では教科等の授業を充実させ、子供たちが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決力などを育み、社会性や規範意識を身につけるような教育を進めることが求められます。

そうした教育を十全に行うためには、学習、さまざまな活動において切磋琢磨できるある程度の規模の児童集団が必要であること、さらに、専門性等でバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられます。そのためには学校には一定規模が必要であるという考え方もあります。

また、反面、少人数、小規模であることによって、学習の面において一人一人の学習状況や定着の状況が把握しやすくきめ細かな指導ができること、体験的な学習や地域へ出て地域の方々と触れ合う活動を小規模がゆえに機動的に行うことができ、社会性を養う機会ができること、さらに、少人数であるがゆえに家庭的な雰囲気の中で学校生活を過ごせることなどを利点に挙げる考え方もあります。

どちらの考え方が子供たちにとって適切かということは、それぞれの学校の状況によって変わってくるものであり、加えて、それぞれの地域における学校の役割も考慮することが必要だと考えております。

本市の過小規模である学校も、小規模という点では共通するものの、教育上の課題、地域での役割という点ではそれぞれ異なる状況があります。さらに、1つの学校の今後を考えていく、そういう中でも異なる立場での考え方出てきます。学校統廃合の適否の検討に当たっては、児童・生徒の教育条件の改善を中心に据え、学校の地域社会にとってのさまざまな役割も考慮していく必要があると考えております。

今後、山県市立小学校及び中学校適正規模検討委員会からの答申も踏まえ、現在の児童・生徒の保護者や将来の児童・生徒の保護者の声というのを十分にお聞きし、学校を支えてくださっている地域の方々と教育上の課題や将来ビジョンをぜひ共有できるように取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、もう一点の地域ぐるみの学校と言ったらいいんでしょうか、地域ぐるみの教育という点についてお答えしたいと思います。

議員御指摘の教育は今でき得る最高のものを児童・生徒に与えるという側面から、御

紹介いただいた2つの地域の取り組みを見させていただきました。本市でも活用できるものが幾つかあるなど、そんなことを思いました。特に、地域とのかかわりを大切にした五ヶ瀬町の取り組みの全体像は、今、五ヶ瀬町のエデュケーションという形で紹介をいただきましたけれども、本市が進めている地域とともにある学校づくりと相通ずるものがあるなどそんなふうに見させていただきました。

地域とともにある学校という言葉ですけれども、ときにはコミュニティースクールとも呼ばれることもあります。このような学校づくりを進めていく際に、幸いにも本市には学校支援地域本部を発展させた学校コラボレーション事業という確固たる礎があります。これまでの山県市の持つこういう財産を使えば、山県市ならではのものが、そういう地域とともにある学校づくりが構築できるのではないかと、そういうふうに考えております。そうした中で、市内の全ての学校、地域において、学校と地域が手を携えながら、子供たちに今でき得る最高のものを与えていけるような取り組みができたというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

通告順位8番 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） 失礼します。私、一般質問をさせていただくのは初めてで、すごく緊張しております。お聞き苦しいところがありましたらお許しいただきたいと思っております。

議長の許しを得ましたので、通告書に従って質問させていただきます。

東海環状自動車道西回り完成に合わせたまちづくりについてお尋ねします。

東海環状自動車道西回りが関係各位の努力により、2019年には（仮称）高富インターチェンジが完成との発表がありました。かつては私ども、生きているうちに完成しないのではないかと思われましたが、ほっとしたところでもあります。しかし、高速道路が開通して供用されることに安堵ばかりもしておれません。開通が早くなったことにより、それに合わせたまちづくりが急務になってきました。

そこで、担当課にお尋ねします。

特に、企業誘致につきまして、1番目、過去5年間に山県市への産業の誘致状況はどのようなになっているのか。業種別にお答えいただければありがたい。あわせて、提出された産業はどうか。これも同じく業種別がわかれば教えていただきたいと思います。

2番目、企業誘致に伴って、他市と比べ特記すべき優位性は何か。また、今後、誘致企業への特色ある優遇対策、これはすごいよねというようなところがあれば教えていた

だきたい。

3番目、どのような企業の誘致を考えてみえるのか。また、どの程度のアプローチまで行っているのか。具体的に公表できるもの、公表できないものがあるかもしれませんが、答えられる範囲で教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の過去5年間の企業の誘致及び転出した企業についてでございますが、まず、誘致、支援の経緯を含めましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、支援につきましては、平成24年度に企業支援担当2名を企画財政課に配置するとともに、県の緊急雇用事業を活用し、企業進出動向等の調査分析を行ったところでございます。また、公共事業に伴って発生する建設発生土の紹介などを個別にサポートを行っております。

平成25年度には企業支援室を設置し、企業に有益な行政情報を発信しつつ、企業の宣伝や企業間のビジネスマッチング等を目指し、山県元気企業ナビというサイトを立ち上げております。また、水栓バルブ発祥の地ということで、そのステータスを市内外に発信するべく、「美山語」というアニメーションを作成したところでもございます。また、市内事業所の需要拡大を促進するため、山県まちづくり振興券制度の拡大も行いました。

平成26年度には製造業を主体とする企業の従業員を確保すべく、市内企業の合同説明会、高校生を対象といたしました企業見学会、インターンシップや人材マッチングなどを実施したところがございます。

本年度におきましても、企業見学会や高校等教育関係者との市内企業代表者を含めた意見交換会の場である就職支援会議を実施しております。11月上旬には、名古屋市で開催をいたします異業種交流展示会でありますメッセナゴヤに出展希望する市内企業のための専用ブースを市商工会と連携いたしまして確保し、本市のPRとともに市内企業のPRや市内外企業間の連携促進、新たなビジネス創出が図れるように支援を行っております。なお、メッセナゴヤの出展支援につきましては、25年度からの継続事業でございます。

次に、誘致についてですが、市としてすぐに出店が可能な用地がありませんでした。大規模な工場団地造成には開発面積が大きくなればなるほど費用と時間もかかるため、企業ニーズの費用対効果を検討し、市有地であります梅原、伊自良の境にあります恋洞地内におきまして、市内外を問わず企業の進出希望に対応するため道路等を整備し、その後、東海環状自動車道の代替地先といたしまして一部を市内の企業に提供をいたしま

したところです。こうしたさまざまな施策を行う中、企業誘致といたしましては、2つの企業が市内に進出をいただいております。

また、転出した企業につきましては、過去5年間の法人市民税均等割納税義務者数を見ますと、22年から26年は470前後法人で推移をしており、市内の事業所を廃止した法人は小売業、飲食業、製造業等、さまざまな業種となっております。しかし、市内の事業所が廃止をし、市外に新たに事業所を開設したというところまでは把握をしておりません。ある程度の従業員数等を雇用している企業の転出はないと認識をしております。

次に、2点目の他市と比べて特記すべき優位性、今後、誘致への特色ある誘致対策についてでございます。

それにつきましては、都市部に比べ土地単価が安価であること、西回り完成時には県内でも多くの企業が集積している西濃地区、また、三重県及び関西圏への新たな取引先の拡充が見込まれる交通利便性があると思います。また、優遇対策については、工場新設に要した費用のうち、投下固定資産税相当額を3年間補助する工場等設置奨励金と、新たに雇用した従業員1人に対し年間10万円を補助する雇用促進奨励金を柱といたします企業立地促進条例を平成20年4月1日から施行しております。

次に、3点目のどのような企業の誘致を考えているかという点でございますが、業種ではなく、市民の就労機会の拡大が見込めるような企業の進出をいただきたいと考えております。また、先ほど御説明させていただきましたように、市では大規模な開発が可能な用地を持っておりませんので、企業からの問い合わせがあった場合、企業の要望にあわせ、市内で進出可能な土地を調査し、その情報を提供するという形で対応をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） ありがとうございます。企業誘致をしても特筆すべきところは都市部に比べ土地価格が安価であるということかなと。先ほどの答えの中の投下固定資産税相当額3年間補助とか、その他もろもろは、実は私もインターネットで近隣を調べましたらほとんど変わらないということで、特筆すべきことではないのかなというふうに思っております。今後、誘致に努力していただきたいと思うんですが、再質問をさせていただきます。

私自身も個人的には山県市の誘致企業としては、他の市町村のまねをして大きな工業団地を持ってきたりするというのはなかなかこの山県市には合っていないのではないかなというふうに思っています。そして、また、工場等ですと市民への負担も大きくなる

可能性がありますので、その誘致には十分注意していただく必要があるのではないかな。ただ、研究施設であるとか、物流センター、いわゆる具体的に申しますと、アマゾンや楽天のインターネット販売等、今、これからますます大きくなっていくと思うんですが、このような施設にはアプローチしてはどうかというふうに思っております。

続きまして、インターネットで調べますと、昨年度のテーマパークを含めた各施設での入り込み客数1位は、皆さん御存じだと思いますが、東京ディズニーランドであるとか東京ディズニーシーを含めて約3,000万人、2番目がこれも想像がつくと思いますけれども、大阪のユニバーサル・スタジオ・ジャパンで約1,000万人と。ところが、これも新聞で大きく出ていましたから御存じの方も多いかもかもしれませんが、第3位はどこかといいますと、これは私も驚きました。何と愛知県の刈谷ハイウェイオアシスです。本当に驚きまして、実は私も何度も何度もここは仕事の関係でお邪魔したことがあります。にぎわいぐあい等はよく知っているつもりですが、年間830万人の方が訪れるということには驚きました。もちろんここはサービスエリアですから、（仮称）高富インターチェンジのようなものとは違いますけれども、これもひとつ参考にできるのではないかなというふうに思っております。

また、同じく、昨年の岐阜県の入り込み客数を見てみますと、1位は土岐プレミアム・アウトレット、行かれた方は多いと思いますが、約566万人、それから、2番目がどこかといいますと、各務原の河川環境楽園、アクア・トトぎふを含めますけれども、ここは460万人、ようやく3番目に観光地として有名な高山市が入ってくるという程度なんですね。それを考えますと、もちろんこれらの施設をそっくりまねしてうまくいくとは思いませんけれども、簡単に言いますと、有名観光地でなくても十分入り込み客数というのはふえると思われるんですね。これは方法次第とも思います。

ですから、今後、（仮称）高富インターチェンジができたときのまちづくりの参考になるとと思いますが、関係課の皆さんはもう視察へ行ってみえれば結構ですけども、市としてこのような施設について御存じあれば、山県市のまちづくりとあわせて参考にすることはどんなところか、また、私が提案した研究施設ですとか、物流センターの誘致というのは頭の中に入って構想の1つですよということなのか、再質問としてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 驚見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（驚見秀夫君） 再質問にお答えをいたします。

本県内にも土岐プレミアム・アウトレット、オアシスパーク河川環境楽園など高速道路の利便性を活用した商業施設などが立地され、多くの集客を得て人気施設として位置

づけられているわけですが、当市は、特にインター周辺の土地の性状から工業系よりも物流系、議員御指摘の研究施設、商業系を中心としたまちづくりを考える材料にはなると考えております。これらの既存施設、先進地施設の情報を参考に、当市に合ったまちづくりを考えていきたいと考えております。

また、刈谷のハイウェイオアシスにつきましては、たまたま前年度、東環の担当をしていました関係で山県市の東海環状自動車道の同盟会、それから、富岡地区東海環状自動車道促進委員会の合同研修を行った折に、山県市の商工会を通じまして御紹介いただき研修を行っております。

当市では、ハイウェイオアシスのような形態の施設は考えられないと思いますが、運営方式などは参考になると思います。研修の中で、売り上げの半分は高速道路の利用者ではなく地域の方の利用での売り上げと聞いております。そこで、取り組みとして地域の小学校などと提携をし発表の場として提供するなど、父兄などの参加を得るなどの工夫を重ねられ、地域をいかに巻き込むかが安定した運営に必要であるかということをお聞きしました。当市でも、今後、道の駅などを計画する際には大変参考になるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） ありがとうございます。再々答弁は必要ありませんが、参考にいただければと思いますが、例えば、今おっしゃった子供たち、小学校と連携したり児童の発表の場を提供するというようなお答えをいただきましたけれども、私もかつてそういうイベント関係をやらせていただいていたときに、当時のトップから子供を対象にしたイベントをできるだけ生めということをかなり言われました。最初は疑問に思っておりましたが、結果的に、そういう子供を対象にして、ある施設で子供を無料にするとしたところ、必ずおじいちゃん、おばあちゃんがついてきます。汚いやり方かもしれませんが、おじいちゃん、おばあちゃんは有料にしたんですね。そうすると、使用料を含めて、いわゆる屋根がふける、ちょうど数字が合ってくるということがありました。そういうことを考えますと、当然ながらどなたでもやっぱりお孫さんがかわいいと、議員の中にもおっしゃってみえましたが、非常に子供よりもお孫さんのほうがかわいいんだよという方が結構おられました。子供をターゲットにしたイベントを組むこと、簡単に言いますと、四国山、子供イベントをただにしたらどうですか。お土産でおじいちゃん、おばあちゃんに買ってもらうようなシステムを考えていただければどうかなというふうに思っております。この件につきましては以上で終わりますが、2番

目のことについて続けて質問させていただきます。

2 番目の質問は、地域産業の振興と観光戦略についてお尋ねします。

先ほどともリンクしておりますけれども、東海環状自動車道西回りの開通に合わせて、企業誘致と産業の育成は大事な要素であると私は考えております。それらのことを考えますと、地域産品のブラッシュアップと観光PRも大事になってきます。今、山県市の地域産品と観光戦略についてお尋ねしていきたいと思います。

1 番目、地域産業の強化のための対策として、昨年度の新商品開発としてどのようなものがありますか。また、販売促進事業に力を入れたのは何でしょうか。あわせて、それらについて国及び岐阜県等の補助金を利用したことがあれば教えていただきたいと思います。

2 番目、山県市の産業はこれだと自信を持って言えるもの、また、観光資源はこれだと自信を持って言えるものは何でしょうか。もちろん、複数回答も可です。

3 番目、観光資源は市内の方に周知をするのはもちろん大事ですが、他市や他県の人に来ていただき、この地域で、山県市で消費をしていただくということが非常に大事になってきます。昨年度及び今年度はどのようなこれに対する戦略を打ってこられたのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

1 点目の地域産業の強化のための対策として昨年度開発した新商品でございますが、岐阜女子大学との共同開発で、にんにく肉まん、ウインナー3種類、黒にんにくクッキーの5品を開発いたしました。そのほかに、これは民間企業の企画商品になりますが、美濃山県元気ファームの黒ニンニクにチョコ、果実の粉末をまぶしたイロドリ黒にんにくや、早矢仕ライスラボの早矢仕ライスレトルトパック、てんこもりの農産物直売所のポーノポークウインナーなどがございます。販売促進事業に力を入れたものとしましては、黒ニンニクは東京、大阪、名古屋での販売及び商談会に、雅のイチゴは名古屋、大阪での販売会に、ポーノポークは瑞浪のサミットに参加いたしております。

新商品の補助金につきましては、イロドリ黒にんにくは県の6次産業推進ネットワーク事業を活用し、160万1,000円の事業費で96万4,000円の、やまがたいちご楽園雅の整備では総務省の地域経済循環創造事業を活用し、5,259万7,000円の事業費で3,500万円をいただいております。

2 点目の山県市の産業はこれだと言えるものについてはでございますが、これ以降は私の個人的な考えということで御了解いただきたいと思います。

産業はこれだと言えるものということにつきましては、私がすぐ頭に浮かぶのは、美山の出身でございますので、水栓バルブなのかなというふうに思います。観光資源はこれだと言えるものにつきましては、高富地域では四国山香りの森公園一帯、伊自良地域では伊自良湖及びその周辺、それから、美山地域ではきれいな川と山に囲まれた北山地域一帯であると考えております。さらに、農産物直売所のてんこもりやふれあいバザールも重要な観光資源であり、平成25年度より行っている名山めぐり事業の舟伏山、釜ヶ谷山、相戸岳の3名山も多くの集客が見込めるところでございます。

今後育成していく産業につきましては、業種にかかわらず、今ある市内業者の育成が全て必要ではないかと考えております。今後育成していく観光資源につきましても、先ほど申しあげました全ての場所を育成することにより、1日、2日かけて回れるようなルート、体験する、宿泊する、食事、買い物をするという、そういったルートを築くことが必要であると考えております。

3点目の観光資源における昨年度及び今年度の戦略でございますが、昨年度は、日々雇用職員を雇い、山県市の魅力をPRするための情報収集及びナッチャルくんによる観光PRを実施いたしました。さらに、名山めぐり事業による集客と山県市の周知を図りました。今年度は地方創生事業で伊自良湖を恋人の聖地として整備し集客を図る事業、特産品開発事業とみどりのコンシェルジュ事業を進めております。また、香り会館では、市内で8人目の地域おこし協力隊の協力も得ながら各種イベントを開催し、集客が図れないかを試行錯誤いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） ありがとうございます。今、課長の個人的な見解も入っていたので難しいところもあるんですが、舟伏山、釜ヶ谷、実は私も行ったことがあるんですけれども、今、ヤマヒルが大変出ますよね。それで遠くから来ていただいた方にヤマヒルだらけで血を吸われちゃったよなんていって帰られると、これも評判を落とすので、そこら辺の対策も含めて地域の開発をしていただきたいというふうに思います。

それから、私が気に入ったのは、伊自良湖を恋人の聖地とする、これはこれからどうやって物語をつくっていくかですが、大変格好いいネーミングだなというふうに思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

それから、多分、黒ニンニクについて課長のほうから答弁があるだろうなと思ってインターネットで調べました。黒ニンニクでインターネットを調べますと、岐阜県は出てきません。残念ながら出てくるのは青森県ばかりです。黒ニンニク、それから、スパー

ス、岐阜県を入れてようやく山口市が出てきますが、それも2番目でした。なかなかそういう意味では、まだまだ黒ニンニクというのは認知をされていないのではないかなというふうに思っております。ただ、絶対、どなたかおっしゃいましたが、世界で1番とは言いませんが、ある程度のネームバリューは必要かなというふうに思っております。

それから、岐阜県観光連盟の観光スポットのインターネットを調べてみました。その中の岐阜地区編で検索すると、何と1位が美山観光やなど出てきました。驚きましたね。さらにスクロールして見ていきますと、7位に伊自良湖のワカサギ釣りが出てきました。本当に感動いたしました。ですが、感動もしてばかりもおれないのは、これは岐阜地区、比較的余り有名でない観光地区の代表みたいなところなんです、岐阜地区の中での7月の実績でした。それでも非常に大きな意味を持っております、せっかくこれだけ皆さんが注目しているなら、こういうのも売りになるのではないかなというふうに思っております。ぜひ検討してください。

話は少し変わりますが、先日9月6日にNHK総合テレビで発酵食品でまちおこしということを放送しておりました。ごらんになられた方も多いのではないのでしょうか。以前、私の仕事の関係の友人がやたら発酵食品の開発について熱く私に語ってくれたことを覚えております。彼は、大体朝はヨーグルトのみとっておりましたので、ヨーグルトしか食べてこないそうです。それでもって体調がすこぶるいいということを言っておりました。テレビを見ていますと、きのこ類の研究はもちろんですが、山深く入って、隠れた菌を見つけそれを研究材料にしている風景もやっておりました。

幸いに山口市というところはもともとマツタケを初めキノコが生えているということで結構名前がそれなりに売れている地域だろうと思います。そして、山の中にはきっと、僕は菌を見たことないですが、菌はいっぱいあると思われるんですね。先ほども話題になりましたけれども、黒ニンニクも当然発酵食品なんです、これも。黒ニンニクを売り出すにはその合わせ技というようなものが必要ではないかな。それから、昔ながらのうちもおばあちゃんが亡くなりましたからうちのおふくろはようつくりませんが、田舎みそも当然これは発酵食品ということになってきます。

まちと競争しても勝てませんので、山口市の特性を生かして、そういう発酵食品を中心とした十分研究開発ができる材料があると思いますので、まして岐阜県には、御存じだろうと思いますが、笠松町に岐阜県産業技術センターという発酵食品の研究をしている部署がございます。そことタイアップすれば、おもしろい材料がいっぱいあるのではないかと思います。

そこで、再質問です。

1つ目は市長にお尋ねいたします。

市長が他県などにお土産として、これは山県市の自慢の品ですと、こういうふうな感じで持っていかれるもの、市長の立場としてなかなか言いづらいところはあるかもしれませんが、こっちも大事だ、こっちも大事だといろいろあるかもしれませんが、そういうものがあれば教えていただきたいと。

それから、先ほども申しましたが、新たな商品開発として発酵食品をキーワードに、もちろん研究開発なんて簡単ではありませんけれども、それをテーマにした商品アピールができるのではないかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺はどうでしょう。先ほどテレビの放映をされましたけれども、まだ、インターネットを調べましても全国的に発酵食品をテーマにしてアピールしている市町村は今のところ少ないんですね。そういうことを考えますと、これからの高齢化社会に向けて、特に団塊世代の人が働き過ぎた過去を振り返って、これからは健康に気をつけようやという時代になってきたと思うんですよ。そうすると、非常に発酵食品というのはテーマ的におもしろいのではないかなというふうに思っております。

それでは、2番目の質問ですが、これは産業課長にお尋ねしたいと思います。

今年度、岐阜県の予算の中に地域の魅力づくり、清流の国ぎふづくりに向けた市町村支援として3億円という予算が計上されております。これは年々上がってきておるわけなんです、このような予算を使って市新商品開発、または販売促進はできないものでしょうかね。先輩議員もおっしゃいましたが、実質公債費比率18%を切ったといえ、少しでも市単費を減らして節約できるところはしていったらいいのではないかと考えております。

また、新商品開発補助金という項目でインターネットを検索しておりますと、それなりにいろいろ出てきます。まして、内容を見ますと、その中に委託費というものを含んでいるものが結構あります。委託費を含めた補助金であれば、マンパワーが不足がちかもしれない山県市職員にとって多少は負担になるにしても、それほど負担にならないのではないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

3つ目、また、このような事業は商工会の協力というのが欠かせません。特に経営指導員の指導は不安のある企業の方々、それから、新しく事業を技術革新される方、いわゆるイノベーションを目指す企業の方には大変ありがたいものだと思います。ましてや、市と商工会が同じ方向を向いて産業の育成を図っていくことや、補助事業の紹介などは大事な要素だと僕は思うんですね。

そこで、昨年度、経営指導員が入った連絡協議会のようなものは何回ほどあったんで

しょうかね。それから、また、今年度はどのような状況でしょうか。これはまた商工会に負担をかけますので、特に経営指導員の方は合併前に対してかなり減ってきているというふうに聞いております。何か半分ぐらい減ったようなことを聞いております。経営指導員の方の負担を少なくするためにも先ほども出てきましたけれども、委託料の伴った補助事業であれば、負担が少しでも軽くなるのではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。この3点をお答え願えればありがたいと思います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） それでは、私のほうからは、2点目と3点目について再質問にお答えさせていただきます。

2点目の清流の国ぎふづくりの県予算を活用して新商品の開発や販売促進ができないかということについてでございますが、岐阜県清流の国地域振興補助金を活用すれば可能であると考えております。この補助金は、交付対象団体が市町村等の団体で補助率が2分の1、補助限度額が1,000万円でございます。本市においては、平成26年に山県市清流の国ぎふづくり推進計画を策定しておりまして、新商品開発や販売促進事業は対象事業となり得ると考えております。

今年度は地方創生事業を活用して特産品開発事業を今現在実施しておりますので、その結果を検証した上で検討してまいりたいと考えております。また、新商品の開発、物をつくるということばかりではなく、現在ある、メジャーになったと自負しております、先ほどは余りメジャーじゃないというようなことも言われましたが、うちのほうでは割とメジャーになっておると認識しておるんですが、黒ニンニクや観光協会の推奨土産品などをブラッシュアップして販売促進につなげることも重要な新商品開発ですので、商工・観光事業を進める上で、岐阜県清流の国地域振興補助金が有効な手段となるのであれば活用していきたいと考えております。

3点目の商工会との連絡会議でございますが、去年は協議会というような会議は開催しておりません。補助金の申請など担当者レベルでの打ち合わせを随時行っておりまして、今年度は、産業課とまちづくり・企業支援課、商工会の合同で6月に打ち合わせ会を行いました。そして、今月の30日ですが、この日に2回目を行いまして、この後、3カ月余に1回程度でそういった話し合いを持っていこうというふうでやっていく予定でおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、私がお土産を持っていくということですが、余りお土産を持っていくことはないんですけれども、持っていくときは黒ニンニクとイチゴを持っていっております。その時期にもよりますけれども、黒ニンニクとイチゴでございました。

そして、先ほどの御提案の健康づくりのまた一環としまして、山県市内の発酵をテーマにした開発ということでございますが、ただ、余りイメージが、基本的にはわかりますけれども、こういった形で、こういったお金を使って、こういった費用がかかるのか、また、開発するのにこういった手段、時間、そういったこと等も含めながら、そして今の、先ほど課長が答弁しました清流の国ぎふづくりの補助金ですとか、そしてまた、国の補助金ですとか、そういったことにつきましては十分模索していきたいと思っておりますし、そしてまた日ごろから、各担当課にはそういった新しい、特に市内の商工業者の方に対する指導といいますか、先ほどの経営指導とは別に、商品の開発、今ある商品をもう少しブラッシュアップして山県市の名産品として売っていくことはできないかという、そういったことも二、三カ月前でございましたけれども指示したところでもございますが、いろんな補助事業を活用しながら積極的に戦略として進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） ありがとうございます。確かに私の説明だけでは発酵食品をどうやってこれからやっていくんだということは難しいかもしれませんが、ひとつ参考にしていただければと思いますのが、先ほど言いました委託料という項目で補助金が岐阜県産業経済振興センター、これはインターネットで僕も引っ張り出したんですけれども、この中に結構そういう類いの委託料が入ってきます。例えば、5年間で上限1,500万円までの2分の1補助事業、または、場合によっては、3分の2以内ということで、最長5年、これは年度を繰り越してもいいそうですから非常にやりやすいと思うんですが、新商品開発、新技術開発、新役務開発事業という項目があります。その分のコンサルタント委託等による新商品、新技術、または新役務の開発・研究に要する経費ということで載っております。2番目として、専門コンサルタントの委嘱等による新商品、新技術の起業化に要する経費ということで、これも計上されております。だから、意外と金額が大きい割に委託費がありますので、言うよりか、それほど市の職員に負担をかけないのではないかなというふうに思っております。先ほども言いましたように、インターネットを見ていますと意外とこういうのはあちこちでぼろぼろぼろぼろ、時期を逸するとだめですけれども出てきます。同じく産業経済センター、もう一つ同じような項目で、ま

るっきり別メニューで地域ブランドの創出というもので、また同じように新商品、新技術開発、販売力強化事業というのもございます。これも年度を繰り越してもいいようなことを書いてあります。これの要綱を見ますと、これも5年間で1,500万円、継続できるということですね、5年間もやれるということですから。これも参考にさせていただいたらどうかというふうに思っております。これはもちろん参考にさせていただければ結構ですので、再々答弁という必要はございません。

あと、もう一点だけ、これも答弁を求めるつもりはございませんが、産業課長さんの回答の中で、1日、または2日間の観光コースを想定しているというようなことはおっしゃってみえたわけですが、多分、具体的な構想を1泊2日というと、例えば、非常に僕は難しいと思うんです。山県市だけでそれをやろうとすると。そうすると、これからは、広域観光を視野に入れないとだめではないかな。いわゆる岐阜市ですと関市であるとか、そういうものを含めて、もちろん宿泊が一番お金が落ちるんですけれども、場合によっては高富でお昼だけ食べていただいて、どこかで泊まっていく。長良川河畔でお泊りいただくようなコースも構想に入れるべきではないかな。どうしても私もそうでしたけれども、行政機関におりますとこの区域だけで物事を考えてしまう。ではなくて、もっと広域に物事を考えて、その中で山県市に少しでもお金が落ちる方法、山県市の大きな魅力じゃなくて小さな魅力で僕は十分だと思うんですね。少しでも、ここですと、美山の奥のほうに入ってきていただいて、あのきれいな山や川を見ていただく、そんなようなコースも当然考えておみえだと思えますけれども、ここだけ、山県市だけで完結するというのはなかなか難しいと思います。ですから、ぜひ今後は広域観光というのを視野に入れていただきながら、それともう一つ、マニアックな観光と、ワンバス、いわゆる40人のワンバスを対象にした観光とはまるっきり別ですから、これは食事場所も、トイレも全部違います。それもひっくるめて観光コースというのは設定していかなきゃいけないだろうと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。

○議長（上野欣也君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

24日予定しております一般質問は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時27分散会

平成27年 9 月24日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成27年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 9月24日（木曜日）

○議事日程 第4号 平成27年9月24日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	操 知子君	2番	村 瀬 誠三君
3番	福 井 一徳君	4番	山 崎 通君
5番	吉 田 茂広君	6番	上 野 欣也君
7番	石 神 真君	8番	杉 山 正樹君
9番	寺 町 知正君	10番	尾 関 律子君
11番	武 藤 孝成君	12番	藤 根 圓六君
13番	影 山 春男君	14番	村 瀬 伊織君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優君	副市長	宇 野 邦 朗君
教 育 長	伊 藤 正 夫君	総務課長	太 田 智 倫君
企画財政課長	久保田 裕 司君	税務課長	石 神 彰君
市民環境課長	奥 田 英 彦君	福祉課長	江 口 弘 幸君
健康介護課長	藤 田 弘 子君	産業課長	山 田 和 哉君
建設課長	長 野 裕君	水道課長	大 西 敏 彦君
まちづくり・企業支援課長	鷲 見 秀 夫君	会計管理者	遠 山 治 彦君
消 防 長	藤 根 好君	学校教育課長	渡 辺 千 俊君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

18日の一般質問の答弁の訂正がありますので、発言を許可します。

鷲見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷲見秀夫君） 失礼いたします。

通告順位 8 番、村瀬誠三議員御質問の東海環状自動車道西回り完成時に合わせたまちづくりについての中で、過去 5 年間の法人市民税均等割納税義務者数、平成22年度から25年度の法人数を470前後と答弁をいたしました、670前後に訂正をお願いいたします。

以上です。

日程第 1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第 1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位 9 番 操 知子君の質問は取り下げられました。

通告順位10番 杉山正樹君。

○8 番（杉山正樹君） それでは、議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

地方創生総合戦略について、副市長並びに企画財政課長にお尋ねをいたします。

国の政策での地方創生総合戦略締め切りが間近に迫っております。担当課長の久保田課長には大変御苦労さんでございます。確かに自民党、安倍総理の、地方こそ成長の主役、岐阜から日本再生など、大変奥行きのある耳ざわりのいい言葉でございますが、もとより山県市を活力のあるまち、あるいは元気なまち、住みたいと思うまち、住んでよかったと思うまち、訪れたいまち、夢かなうまち、誰でもがそう思っております。こういった言葉はいろいろな場所で使う言葉であります、これを実現するには大変よく勉強せねばならないことばかりであります。

そこで、今回、客観的立場の皆さんで、山県市まち・ひと・しごと創生会議を課長が段取りをされまして会議を進めておられる。客観的目線も大事でありましょうが、ここに住む者にとっては、将来を思い、命がけで取り組まねばならない重要な問題と考えております。我々議員は、このような重要で、しかもこれからの本市の行く末の道筋を語るのに、こんな機会でないと思いが述べられないような感じがいたしましたのは、

私1人ではないと思います。大変遺憾なことと思っております。

選挙では、市長を初め議員になった人は皆このことを訴えて選ばれた人ばかりであります。したがって、本日発言の機会を与えていただきましたので質問に至った次第であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

いただきました資料で、人口動向ビジョンの資料がありました。人口減少問題は山県市の問題のみならず、歯どめのかからない全国的傾向であります。このようなことは、本市にとりましても多方面に悪影響を及ぼします。転出者が転入者を上回り始め、出生率は県内で一番低い状態の問題などはいろいろあると思いますが、そこで、課長にお尋ねをいたします。

まず1点目ですが、人口減少や人口構成についての思いをお聞かせいただきたいと思っております。

2番目に、山県市からの転出理由と転入にちゅうちょされる理由。

3点目は、私、話は変わりますが、今回の地方創生総合戦略の国の制度内容についての説明をお願いします。

そして、4点目でございますが、こうした制度をうまく利用するのは行政として当然のことと思いますが、副市長にお尋ねをいたしますが、各課から要望は出たのかどうか。簡単に、各課からの要望が出たものについて、課ごとに紹介をいただきたいと思っております。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

国内の自治体の情報が得られる冊子の1つに、株式会社ぎょうせいというところが発行している『ガバナンス』という月刊誌があります。その今月号では自治体計画の特集が組まれておりまして、議会の関与につきましても論点の1つとされておりました。

ある村では、若手2人の村議と村職員による作業部会が設けられていることが紹介されておりましたが、この関係は、議会の行政監視という見地から議論があるかもしれないとも記述されていたところでございます。

私も、我がまちの実情と将来は、そのまちに住む者こそが最もそれを知るというのは1つの事実だと思います。ヨーロッパ自治憲章にもございますように、近接性、補完性の原理もそうした考えが根底にあるのでございまして、こうした考えは、今後の我が国においても重要な理念の1つであると考えております。ですからこそ、今回の国の補助金も、従来のようなメニュー方式ではなく、現場を最もよく知っている地方からの提案型となっているものでございます。

ただ、今般、国からの交付金を申請するに当たりましては、多様な視点での立案です

とか検証が求められております。つまり、産業界、行政、学校、金融機関、労働関係、報道関係の、いわゆる産官学金労言での協議、検証が求められておりまして、本市もそうした構成をしているものでございます。

なお、昼夜ともに住む人の視点だけではなく、平日の昼間だけ住む人である在勤者等の視点ですとか近隣に住む人、学識者による外部目線等を含めて、本市との利害に関する多様な視点での議論を期しているものでもございますので、まずもって御理解をお願いいたします。

そこで、１点目のお尋ねの人口減少や人口構成について、私の思いをお答えさせていただきます。

以前お配りした資料にございますように、国勢調査で見た場合、本市の人口のピークは平成７年の３万１,５３４人であると考えられます。その１５年前である昭和５５年の人口が２万９,６６９人で、その１０年後は、昭和５５年から３０年たった１０年後ですが、２万９,６２９人と、直近の平成２２年とその３０年前とでは４０人減少しているにすぎません。しかし、この３０年間で高齢化率は１１.３％が２５.８％になりまして倍以上となり、後期高齢者の占める割合に至っては、４.２％が１２.８％と３倍以上になっております。これは、市民の長寿化も影響しておりますので喜ばしいことではあるのですが、一方で年少人口の占める割合が２３.８％から１２.７％へと半減しており、喜んでいるばかりではられません。

現在まさに国勢調査の実施中であり、結果が気になるところでございますが、本市の他の行政情報を鑑みますと、人口が減少し、年少者の割合が低くなって、高齢化率が高くなっているであろうことは容易に推察できます。こうした人口減少と高齢化が本市の地域社会にさまざまな負の要因をもたらす可能性があることは議員とおおむね共通認識だと思いますので、ここでは省略をさせていただきます。

ところで、本市の人口ピークである平成１７年は、人口減少社会元年と言われることもあります。実はこのころは団塊の世代ジュニアと言われる方々が出産可能適齢期でもありまして、実は人口減少の減少幅は小さかったんです。しかし、これからは出産適齢期の人口そのものが減少しますので、多少合計特殊出生率が向上したとしても、当分の間は人口減少と少子高齢化は加速していくものと考えます。無論、本市も例外ではございません。

そこで、本市が今なすべきこととしまして、車は急にはとまれないと言いますように、私たちの孫子の世代の人口規模と人口構成を考えた長期的な視点での施策が必要であります。

他方、直近５年間の抑止・改善策も推進していくことが必要であります。すなわち、

この長期的視点と短期的視点とを車の両輪のようにして同時並行して進めていかなければならないものと考えております。

次に、2点目の本市の人口の社会減少理由についてでございますが、2つの視点からお答えしたいと思います。

まず、1つ目は住宅事情によるものでございます。住宅事情による転入、転出は現在ほぼ均衡しているのですが、実は平成4年から平成6年までは毎年400人ぐらいの転入超過となっております、平成19年ごろまでは100人から200人の転入超過となっていました、現在は均衡状態となっているところでございます。これは、端的に見れば、バブル経済崩壊後の都市部の地価下落による要因が大きいものと考えられます。昼間人口は名古屋を中心として北のほうに向かって減少しています。つまり、本市から名古屋方面に向かって通勤される方が多い中で、名古屋市近郊の地価の下落に伴い、そちらのほうへ住まれる方が多くなったからだと考えられます。これを抑止するための現実的な手法としましては、より低廉で環境のよい住宅が供給されていくことが必要だと考えられます。そのための1つとして、本市内における空き家ですとか空き室の有効活用が有用な手法ではないかと考えられるわけでございます。

次に、2つ目は住民意識によるものと考えられます。すなわち、本市の自然環境のよさは今さら申し上げるまでもないことでございますが、岐阜、名古屋を初め東京さえも比較的便利に行くことができます。さらに、子育て環境のよさや防災、治安、衛生面も比較的すぐれておりますし、加えて優しい市民が多く住むまちである本市は、客観的に見ても比較的すぐれていると考えられ、少なくとも私個人はそう感じております。

しかし、こうした本市の魅力や事実等の正しい情報が広く認知されていない状態にあります。それどころか、本市の存在自体の認知度が近隣においても低いため、少なくとも東海地方では認知度のある岐阜市等への移住、居住が進行するのではないかと考えられます。今般、本市内の官民による20代の若者によるワークショップを実施しましたが、こうしたことは、彼らの間でもほぼ共通する認識でありました。

そうしたことから、今般、山県市の地域ブランド向上事業やシティプロモーション事業、そして、1つ目の理由で申し上げました対処として、空家等トリアージ事業の補正予算を計上させていただいているところでございます。

次に、3点目の地方創生総合戦略に係る国の支援制度につきまして、財政的支援についてその概要を御説明申し上げます。

国においては、昨年度の補正におきまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生交付金として4,200億円の補正予算を確保されました。そのうち、2,500

億円については、地域消費喚起生活支援型とされ、本市においてはプレミアム振興券の発行として、現在多くの市民の皆様方に御利用いただいているものでございます。残る1,700億円のうち1,400億円につきましては、基礎交付分として人口、財政力等を勘案して申請限度額が示されましたので、本市においては、15メニューの事業について本年第1回定例会にて補正予算の議決をいただき、現在事業を実施しているところでございます。

そして、今般補正予算にも計上させていただいておりますが、残る300億円につきましては、上乗せ分として整理をされております。さらに、この300億円の上乗せ分につきましては、タイプⅠとタイプⅡとに整理されておりますので、これらについて、そのポイントを端的に御説明申し上げます。

まず、タイプⅡにつきましては、産官学金労言による組織において設定、検証されるK P I等、国の示す基準を満たした地方版の総合戦略を本年10月末日までに策定すれば、上限1,000万円を目安として交付されるというものでございます。

他方、タイプⅠにつきましては、市町村の場合、2事業までを目安とし、3,000万円から5,000万円を目安に交付されるというものでございますが、タイプⅠの要件に加えまして、ビッグデータ等の活用ですとか先駆性等の要件が加えて求められております。

なお、仮に全ての団体が上限近く申請しますと、300億円では不足をすることとなりますので、特にタイプⅠにつきましては、先駆性等をもとに外部有識者の評価によりまして対象事業の選択がされることになるものでありまして、いわば全国の自治体によるコンペと言えるものでもございます。

なお、これらはいずれも基本的にはソフト事業が対象とされておりまして、交付決定は10月下旬にされる予定となっております。本市における上乗せ交付事業は、今般の補正予算にございます地域ブランド向上事業、シティプロモーション事業、そして空家等トリアージ事業の3つでございまして、それぞれの事業内容と趣旨につきましては、本定例会初日に市長が提案説明で御説明申し上げたとおりでございます。

ちなみに、9月8日に全国での申請状況が公表されました。本年10月末までに総合戦略を策定することが要件のタイプⅡにつきましては、全国約1,800自治体のうち、その4割に当たる734自治体が申請しておりまして、申請事業数は1,605件、申請額の合計は68億円でございます。他方、それに加えて先駆性等が求められるタイプⅠにつきましても、約4割に当たる706の自治体が申請をしておりまして、その申請事業数は1,155、申請額は417億円となっておりますので、300億円を超えており、今後コンペという形で選定されることになると考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 4点目の御質問にお答えをいたします。

今般のいわゆる地方創生交付金の活用としまして、各課から出た要望ということでございますが、実は、こうした制度が国から具体的に説明され出したのは本年1月ごろのことでございますし、その時期におきましては、本市の第2次総合計画の策定期間と重なっておりまして、何より本年度当初予算編成時期の正念場の時期でもございました。こうしたことから、今般の交付金に向けて、明確に各課から要望のあったものというような区分けはしにくいものでございます。

プレミアム振興券事業及び先行型事業の15事業と今般の上乗せの申請に係る3事業につきましては、いずれも各課からの要望等を踏まえての施策であると御認識いただければと思います。

なお、先般の全員協議会の場におきまして、総合戦略のスケルトン案に各種施策を掲載しておりますが、これは、ただいま御説明申し上げました18事業のほかに、現時点で出てきている施策案の1例でございます。今後は、本市の第2次総合計画にて想定しております各種施策を初めとして、このスケルトン案に肉づけをしまっている所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 杉山正樹君。

○8番（杉山正樹君） そこで、両者に再質問をいたします。

まず、副市長の答弁の4点目の各課の要望について、副市長より御答弁をいただきました。今回補正が上がっておりますスケルトン3案件をもって各課の要望と御認識いただければと言われても、これはちょっと厳しい感じがいたしますが、答弁しておられますことは私なりに理解をさせていただきます。また、この3案件、4,500万につきましても、内容にけちをつけるものではございません。この際、質問の答弁は、副市長、結構ですので、また後ほど総括でお願いをいたします。

さて、企画財政課長にお尋ねですが、答弁の前段の部分につきましては同感でございますので復唱はいたしません。ぜひこのことにつきまして忘れないでいただきたいと思っております。

そこで、1点目の人口推移の分析については、過去のこととはいえ、大変よくできた100点満点の御答弁でよくわかりました。また、車は急にとまれないということもわかりました。

ところで、平成17年、人口減少社会元年とは実にいい表現であります。そこで、平成17年といいますと、本市には合併して2年目であります。10年がたった今、人口減少問題が今回の一般質問でも多く出ました。元年から10年たったわけですが、この間、車の両輪施策はどんなことをしてこられたのか。長期的な視点とは何であったのか。むしろ学校の3校の学校建設などは、子供がふえ続けるという想定であったのではないですか。お答えをいただきたいと思います。

さて、人口構成の中で、私も元気であれば、わずかにいたしますと諸先輩と同じ後期高齢者の仲間入りとなりますが、何とか生涯現役を貫きたいものと思っております。高齢化率が30%近い状況とのことでございますが、問題は、ふえ続ける高齢者を、当てになる労働力として活躍の場を広めてあげて、いかに元気に有効活動していただけるかがこれからの本市の課題であり、行政手腕と言えるのではないのでしょうか。今後の自治体の勝ち組と負け組の分かれ目とはそういったことがあるのではないかと、一考を仰ぎたいと思います。

そして、3点目の地方創生総合戦略制度につきましてはよくわかりました。これもアベノミクスの肝いりでございますので、各自治体での競争になるんだろうと思いますが、市長を先頭にして、そして、ぜひ職員一丸となって頑張りたいことをお願いし、再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の平成17年以降の長期的視点での施策についてでございますが、私なりにこの10年を一言で申し上げるなら、安全・安心を中心とした守りの行政が中心であった気がいたします。例えば、子育てや高齢者に向けた福祉政策、健康対策、災害予防等の防災対策、生活環境や自然環境の保全などの施策が重点的であったと考えられます。学校に関しましても、第1次総合計画をごらんいただければ御理解いただけますように、子供の増加を想定していたものではございません。むしろ児童・生徒の安全を確保することが主要因であったのだと考えられます。無論、この間こうした施策以外にも企業誘致等にも取り組んでおりますが、確固たる結果が出ていないと言えます。

先ほども申し上げましたが、我が国では既に平成17年には人口減少社会元年と言われながらも、その減少幅が少なかったものですから、これは本市に限ったことではございませんが、長期的な人口対策の視点や本市的な対策に対する意識が欠けていた気もいたします。しかし、今後当分の間は人口減少と少子高齢化は加速していくものと考えられますので、過去の回帰を目指す地方再生ではなく、また、単に自治体による企業や人口

の奪い合いだけに終始することなく、今言われているのが、新しい手法で新たな地方をつくり出す地方創生なのでございます。無論、こうした地方創生の取り組み等に対し、冷めて捉えられたり、否定的な評論家等がおられることも承知はいたしております。しかし、少なくとも本市においては、東海環状自動車道のインターチェンジ開通までの道のりとも重なっているこの5年間は、長期的視点で本市を見た場合の勝負の時期でもあり、国の施策と相まって、本気で長期的視点と短期的視点で地方創生に取り組んでまいらなければならない時期だと考えております。

次に、2つ目の高齢者を労働力として活躍の場を広げるという点についてでございますが、私も重要な視点の1つだと考えております。国内はもとより、本市においても生産年齢人口の減少に伴う労働力の確保は、地域経済発展のためには重要な要素の1つであるからでございます。労働生産性を高めるために、ロボット等の情報技術の向上を期すところではございますが、やはり一定数の自然人の確保は重要であります。しかし、生産年齢人口の減少が見込まれる中ですので、それを補完するために外国人、女性、高齢者という3つの要素は重要なテーマになってくるものと考えられます。中でも高齢者を労働力と考える発想は、健康寿命の延伸という点に関しましても、心身ともに健康であるための要素として特に重要な課題であると考えております。

本市の地方創生において、本年度は女性就職支援という事業に着手しておりますが、高齢者に関しましては、シルバー人材センターの支援程度のことしか着手していないのが実情でございます。そのため、今後は、高齢者の就職や生きがいづくりの施策を具体的に検討し、実施していく必要があるものと考えております。現段階で具体的な施策を申し上げられませんので申しわけありませんが、私の思いは議員の考えと同じくしております。

3つ目の、市長を先頭に職員一丸となってということでございますが、今般の地方創生は、こうしましたというアウトプットではなく、こうなりましたというアウトカムが従来以上に強く求められております。そのため、地方創生に当たっても、従来以上に、省庁縦割りではなく内閣主導型の展開が国ではなされているところでございます。本市におきましても同様でございまして、アウトカムという結果を求めるためには、セクショナリズムを排除した山縣市丸ごとの戦略という発想が必要になってまいります。本課としましても、結果を重視し、特に複数課を横断するような施策等につきましては、市役所の企画調整部門というミッションを全うし、従来以上に市長をトップとした力強い政策の実施に取り組んでまいりますので、今後とも御指導と御協力をお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 杉山正樹君。

○8番（杉山正樹君） 総括といたしまして、再々質問をさせていただきます。

地方創生、簡単に言いますと、山口市創生といったほうが整理がしやすいと思います
が、私の言いたいのは2点であります。

まず1点は、副市長に申し上げますが、元気で活力のある山口市には、まず何といっ
ても行政がリーダーシップを発揮し、そしてバックアップをすることが重要であると。
そして、本日御出席の市長を初め課長さんたちが一丸となって、真に山口市の将来をど
うしたらいいのかを考え、市民を引っ張っていただければならないと思っております。
今回の総合戦略には、日ごろ思っているもなかなかできない仕事などが各課から要
望があり過ぎて困るというくらいの活気があっていいのではないのでしょうか。我々もも
ちろん市民から付託された者の集まりですから、一緒に汗をかくのは当然のことであり
ます。本来であれば、こうした案件の場合、議会は特別委員会でもつくって提案をさせ
ていただくのがよかったのではと思っておりますが、何分にも聞いたのが遅く、間に合
わなかったことは残念でなりません。

いずれにいたしましても、副市長は、課長や職員の全体のリーダーですので、職員の
士気を一層高めていただきまして、しっかりと職域全うをしていただきたいことを切に
お願いするものであります。何か知らん、場違いの話になったような感がありますが、
山口市創生の根本は役所にあるとの思いから、こんな機会を捉えて副市長の気構えをお
尋ねいたしたいと思えます。

そして、もう一点は、企画財政課長に申し上げますが、今回外部の皆さんからの目線
で検証が進んでおりますが、人口問題やシティプロモーションは、各自治体合戦の感を
受けております。問題は、山口市の魅力をどう打ち出すかであります。すなわち、人を
引きつける魅力があるかないかで、本市に住むか、ほかに住むかであります。

そこで、魅力でございしますが、魅力の1番はトータルの生活コストであります。例え
ば、1家4人が名古屋で1カ月で20万かかるとうたしましょう。山口市なら10万円で生
活ができるとなれば、少々不便でも移り住もうということになりませんか。思い切った
政策が求められていると思えます。

2番は、本市はおかげさまで近年災害が大変少ないことであります。災害に遭われま
した地方の方々にはお見舞いを申し上げますが、昭和33年9月の伊勢湾台風、また、昭
和51年9月12日の豪雨災害、その後は大きな災害救助をしてもらうようなのはなかった
かと思えます。これも大きな魅力ではないでしょうか。自然に恵まれた本市ならではの
と思っておりますが、所見を伺いたいと思えます。

以上、地方創生戦略についての質問といたしますが、山県市の市長を先頭として、総勢で住みよいまち、住んでよかったと思えるまちづくりに頑張ろうではありませんか。

以上、再々質問とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再々質問にお答えをいたします。

元気で活力ある山県市を目指すためには、市民一丸とならなければなりません、議員御発言のように、少なくとも市役所は市長をトップとして一丸となることは当然大前提でございます。また、各課からは新規施策の予算要求等においても整理が大変なぐらいに活発化しておればよいのですが、正直なところ、議員お察しのとおりで、そこまでの活気はなく、日々の不満や苦情ですとか、避けられない事務に追われている感が否めない状態にあるのも事実の一端でございます。

私が副市長に就任させていただきました2年ほど前のことですが、最初に感じましたのは職員の閉塞感でございました。夢がないといいますか、暗い感じがして、職員の活気を感じなかったのでございます。その1つの原因は、10年たっても後輩ができないと、部下ができないという、新人職員不採用によるのが大きかったような気もいたしております。しかし、幸いなことに、ここ2年ほど新規の職員採用ができることとなりまして、少しずつ職場に活気が出かけているような気もいたしております。

他方、幹部職員等につきましては、私の性分上、口を酸っぱくして檄を飛ばすほかないと今のところ思っております。職員も市職員としての自覚と自負心、責任感を持っておりますが、時にはできない言いわけに徹する場合もございます。かの山本五十六連合艦隊司令官の言葉に、やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば人は動かじという名言がございますが、私としましては、職員に対して幹部職員の一角として、みずから行動をし、市民に信頼される市役所を目指してまいりたいと思います。

なお、地方創生に関しましては、始まったばかりでございます。議会からの公式、非公式にでも御意見をお伺いできればと、このように考えております。今後とも御指導と御協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再々質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本市の魅力としての生活費の安さに関してございますが、私も有用な着眼点の1つであると考えております。議員御発言のように、首都圏等に住む人の所得が高いのは知られておりますが、同様に消費生活費も高く、どちらが経済的にゆとりがあるのかということにつきましては、必ずしも明らかにされておられません。そこで、こ

うした点に関しましては、最近では民間のシンクタンクにとどまらず、移住を促進しようとする国においても、総務省の家計調査の結果等を踏まえまして、さまざまな情報が発信されております。特に日本版ＣＣＲＣ構想が打ち出されて以降、ホームページ上においては、内閣府を初め、国土交通省、厚生労働省等による情報発信がかいま見られるところがございます。しかし、これらは都市部と地方との一般的な比較でありまして、個別の事例になるといまいち現実味が感じられない可能性があります。

そこで、本市としましては、岐阜大学におられる生活経済学の教授の力をおかりして、山県市独自の家計経済シミュレーションシステムが構築できないかを検討したことも実はございます。ただ、今のところ、10月末までに策定する地方版総合戦略に掲載するまでには時間がなさ過ぎるということで見送っている状態にあります。

しかし、議員御提案のように、簡易なものでもよいので、本市独自の何らかのものを情報発信できないかということにつきましては、地方版総合戦略への追記も視野に入れまして、今後も検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2つ目の本市の自然災害リスクの少なさに関しましては、これをうたい文句とすることに是非はあるかもしれませんが、私も有用は着眼点であると考えております。現に民間のシンクタンクが実施しているインターネットアンケート、3万人による調査結果において、地震や津波の被害の少ない安全な場所に住みたいかという問いに対しまして、2011年、2014年とも5割以上の方がそうしたいと答えておりますし、8割以上の方がそうしたい、もしくは、ややそうしたいと答えられてもおります。

ちなみに、こうした視点は企業誘致の際の売り込みにも使えるものでありまして、当課内に企業・起業支援室があったときにも具体的に提案していた着眼点の1つでもございます。私もこの地域は住むのに本当に適したところと心底思っております。ほかにも本市の魅力は多彩であると思っております。そうした魅力を、今般の議会でも御審議いただいているシティプロモーション事業ですとか地域ブランド向上事業を実施することとなった際には、新たな魅力の発掘も加えまして、総合的かつ戦略的に発信してまいりたいと考えているところでございます。

議員御発言のように、これからは思い切ったダイナミックな施策も検討していかなければなりません。今後におきましても引き続きの御指導と御助言等をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

通告順位11番 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、通告に従って一般質問いたします。

まず最初ですけれども、市長にお伺いしますけれども、自治基本条例案の住民投票の規定ということについてお尋ねします。

議会は3年間の検討を経て、ことしの4月から議会基本条例をスタートさせました。市長が公約としていた自治基本条例は、約2年間、市民や外部の委員らによって検討されてきました。さきの6月には、委員の代表らから議員にも検討案の素案が示されました。その際、委員会事務局からは、来る12月ごろの条例案の議会提案も視野にあること、まだ市長には示していないことなども説明されました。素案の用語の定義の解説では、まず、市民は地方自治法で規定されている住民、すなわち市の区域内に住所を有する個人や法人のほか等とされています。そこで、地方自治法を開くと、10条の2項は、住民は役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負うとされています。市民は市の各種制度の恩恵を受ける権利があるとともに、納税義務なども等しく負っています。この市民には、一定の資格要件を満たす外国籍の人たちも含んでいます。素案はさらに、基本原則として市民参加を規定し、市民の権利、市民の役割と責務なども規定しています。この責務は、私が質問を通告して数日後に配られた最新の条例案の中では、責務というタイトルは取られていますが、中の規定を見ると全く変わっていませんので、趣旨は変わっていないということは明らかですけれども、こういったことを前提に市長にお尋ねします。

1つ目ですけど、素案の後半には住民投票が規定されています。第1項は、住民、市内に住所を有する者を言う、の意思を確認するために議会の議決を経て制定される条例の定めるところにより、住民投票を実施することができるとしています。条例の定めるところによりとすることで、単発、個別の事案ごとの住民投票条例はもちろん、常設型住民投票条例も可能と読み取れます。今や時代は常設型住民投票条例の方向に動いています。基本条例制定後に、市長として常設型住民投票条例を提案してはいかがでしょうか。

2つ目ですけれども、住民投票に関して全国で議論されている観点の1つが、市民の対象者の年齢と国籍です。年齢については、以前から選挙権が20歳であることに関係なく18歳以上とか、中には16歳以上の自治体もありました。この点は、来年7月から選挙年齢が18歳以上と決まっているので、きょうは触れないでおきます。

次に、国籍に関してですが、今や国際化の時代、交流、留学、国際結婚もふえている時代です。ここ山口市に住む人として外国籍の人たちも含めることが時代の方向と認識されます。等しく権利を認めるのは当然の理屈です。一定の資格を満たす外国籍の人は、権利とともに法律で納税義務を負い、住民票も作成されているところに、山口市の基本

条例で市民参加、権利などを新たに明記するというのですから、一定の資格要件を満たす外国籍の人たちも住民投票の権利者に含めるのが理にかなっています。住民投票の権利につき、一定の資格要件を満たす外国籍の人たちも含めることに関して、市長はどのようにお考えでしょうか。

3つ目ですが、素案の住民投票の第2項には、地方自治法の直接請求権による住民投票条例の制定を求めることができる旨を示しています。素案の解説は、あえてこの条例に地方自治法と同様の内容を盛り込むことで、市民の請求権として明確にしていますとされています。直接請求権の基本は公職選挙法が準用されますから、通常の選挙と同じ枠組みになります。第2項を設けるその狙いは、第1項の条例の定めるところによりという制度の常設型とか自治体独自に対象を広げ得るのではなく、従来からの地方自治法の単発、個別事案ごとの日本国籍の人に限定した直接請求権によればいいですよと受けとめるような誘導の規定と映ります。自主的に住民投票の制度を広げることを抑圧、抑制する規定です。

そもそも自治基本条例で住民投票を示すには第1項で十分足りており、第2項は不要であり、かつ、著しいマイナス効果の規定だから削除すべきだと私は考えます。市長の見解はいかがでしょう。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

住民投票につきましては、日本国憲法第95条に基づくものを初め、地方自治法やいわゆる合併特例法などの特別法に基づくものなどがございますが、市町村が独自の判断により条例を設置して実施する場合もあり、本市の自治基本条例での規定は、この最後に申し上げたものについての規定を想定しているものでございます。

さて、本市の自治基本条例の草案につきましては、現在、市民が主体となった自治基本条例策定委員会で検討をしていただいております。当委員会は、半分近くが公募による委員ということで、その構成員は、学識者以外にも現役の大学教授や大学の講師のほか、元大学教授や新聞社の論説委員、裁判所の調停員など、通常なら学識に匹敵するような方がおられます。そのほかに、元自治会連合会長や市社会福祉協議会の会長、各種NPOの代表のほか、世界を転々とした企業戦士や元会社の社長など多様な方がおられます。現時点では、私の思いをなるべく推しはかっていただくことなく、そうした方々の直接、素直な思いによって草案作成に当たっていただくべく、条文案について直接的な意見交換はさせていただいておりません。

しかし、委員さん方が自主的に開催されます食事会へは毎回参加させていただいており、全委員さんのことは承知しておりますし、抽象的なまちづくりのビジョンについては意見交換をしてきているところでもございます。

そうした中で、1点目の御質問でございますが、常設型住民投票条例の提案についてでございますが、現在の私の考えをお答えいたします。

住民投票制度といえば、住民の意思を直接自治体の運営に反映させる点で、民主主義の理想のようにも思われます。しかし、一般的な住民投票は、賛成か反対かといった選択肢をするものでございますが、自治体の政策課題の選択肢は多様でありますし、結論を得るまでには、議会を初めとする多様な主体間での十分な議論があつてなされるべきという観点等の検討も重要だと考えられます。そもそも戦後の我が国における自治体の民主主義のあり方につきましては、二元代表制、首長と議会の皆様、議員の皆様による間接民主主義が基本なのであり、住民投票制度はリコールなどの直接請求と同じく、補完的に機能すべきものであると考えられます。そうしたことから、大都市であつたり、新たに転入して住民が多く、民意がつかみがたいような場合には、より有用な手法ではないかとも考えられます。常設型の住民投票条例につきましては、そうしたことも踏まえまして、自治基本条例策定以降、本市の実情等を鑑みながら、その是非も含め見きわめてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の住民投票に当たっての国籍要件でございますが、本市の自治基本条例策定委員会においては、慎重論が強いように聞いております。

ところで、アメリカ独立戦争のスローガンに、代表なくして課税なしという言葉がございます。議員御発言のように、外国籍の方も納税義務を負っているものであり、これに照らせば資格要件を加えるべきとも考えられますが、これは、あくまでも植民地の独立の際の話であつて、少々事情が異なる感もいたしております。

こうした問題に関しましてはさまざまな論点があります。現在検討していただいております草案での規定はまだ完全には決まっておりますが、議会へ上程させていただくこととなる条例案につきましては、これを基本としつつも最終的には私の判断によりまして上程をさせていただくことになるものでございます。

なお、その際の条例案に、こうしたことに関する規定は設けない場合には、1点目の答弁と同様、住民投票条例につきましては、本市の実情等を鑑みながら見きわめてまいりたいと考えております。

次に、3点目の住民投票に関する規定の第2項の意義は、議員御発言のように住民投票制度を公職選挙法に準じたものとするための規定であると考えられます。それは、住

民投票に当たっては、国籍や年齢等を選挙権よりも拡張することに関し、本市の自治基本条例策定委員会では慎重論が多いからだと考えております。

そもそも当該委員会では、住民、市民の範囲につきましては、相当に議論されていると聞いております。国籍に限らず、いわゆる2住所者や市外に住む固定資産税の納税者、在住、在勤者など、その範囲は大変に難しい論点の1つであると考えられます。そこで、当該委員会でのコンセンサスが整うまではその議論を見守ってまいりたいと考えております。

なお、現代社会において、市政参加ということは、代表者の選出選挙や住民投票等だけではありません。ちなみに、意向調査等アンケートや公募市民の資格等においては、無論国籍とかには関係なく対象としておりますし、情報公開ですとかパブリックコメント等につきましては、住所要件さえ問うものでもございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 45分しかない質問で、私の質問よりも長い答弁はやめてほしい。時計でずっと見ていました。

答弁について評価しますが、基本的に評価するというのは、常設型については非常に後ろ向きな雰囲気伝わってきます。それから、国籍条項についての市長の見解はまだ伝えていないと言いつつも後ろ向きであるなという印象を強く受けました。今のこの時代、いろんな自治体の首長が新しい時代を進めていこうとしている中で、私はちょっと後ろ向きだな、残念だなという思いを持っています。そこを再質問しても、多分あなたは今すぐには変わらないので、じゃ、今の市民ということね。市長の立場はわかりました。

市民のことについてももう少し再質問で確認しますが、条例には市民という言葉がたくさん出てきます。市民の役割という中には、具体的に役割を担うように努めるという文言が一応素案では入っています。最新でもそうですね。みずからまちづくりに積極的に参加することなど、積極的な参加を求めているわけですね。多分これは変わらないでしょう。そうだとしたら、その前提には、行政が全ての市民にどういう情報を発信するか、何を発信するか、これが不可欠であると。これは明らかです。

そこで考えてみますが、条例の素案には、自治会等地縁組織は条文の中で文言としてきちっと明記されています。しかし、山口市の自治会世帯は全世帯の4分の3しか加入していないわけですね。つまり、4分の1の世帯はこの中には入っていないんですよ。じゃ、どうするんでしょうか。例えば、市民の責務を規定しながらも、市からの

配布物、例えば条例ができて、その条例は届かないわけ、今までのやり方では。あるいは、いろんなイベントとか企画とかそういう情報発信した印刷物も届かないんですよ。現状では。そうすると、じゃ、どうしたらいいんだろうということになります。本質的な矛盾を抱えているわけですよ。今、市長自身が。この条例の矛盾を解決するには、条例から市民を外すか。しかし、そんなことはできませんよね。自治基本条例ですから。そうすると、自治会等地縁組織を外すのか。配ってもらうのはそこだからという答弁はもう過去にいただいていますから。そうじゃなくて、もう一つは、市の責務として、基本条例をつかったからには、全ての世帯に配布物、案内物、情報が届くようにしますという政策転換があるか、どちらかなんだと思うんですね。

そこで、林市長の考え。市民は外せないで、自治基本条例からは自治会等地縁組織を外し、等しく市民と位置づけるのか、それとも、配布物、呼びかけ、情報発信は全ての世帯に届けるような方法に転換するのか、どちらかしかないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

市からの情報発信ということでございますけれども、自治会を通じて広報等の配布をさせていただいておりますし、また、いつの時代からでしたか、それぞれ公民館、公共施設ですとかコンビニ等にも広報の配布をさせていただいております。そういったところからの情報発信は可能な限りさせていただいておるところでもございますが、これを、今の届かないということであれば郵送ということになりますけれども、そういった、どれだけ市民の方が求めてみえるのか、そういったことも考慮しながら、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 自治基本条例で市民の役割などをきちっとうたうんですよ。そうだったら、今までのやり方を変えるという、それがないと画期的な基本条例をつかったということにならないと思うので、検討じゃなくて、もうそうするしかないんだろうと私は考えます。予算化をぜひお願いしたいと思っています。

時間の関係もあって、第2問ですけれども、次は、新教育長制度における市長と教育長の関係についてということで、市長と教育長にお尋ねします。

改正地方教育行政法がことしの4月に施行されました。教育委員長を廃止し、教育長と教育委員長の仕事を1本化した新教育長を誕生させた改正で、教育委員会制度の見直しは約60年ぶりと言われています。この法律には経過措置があり、教育長の教育委員と

しての任期、任期満了までは旧体制のままで構わないとされています。よって、現在、新教育長制度に移行した自治体は一部です。山口市では、6月に前教育長の2期目の4年の任期が来て退任されたことから新制度に移行し、7月1日に新しい教育長が誕生しました。

法律の改正点の要点は、次の5つとされています。

1つ目は、各自治体の首長、市長に教育行政の基本方針となる大綱を定める権限を与え、首長には政府が策定する教育振興基本計画を参酌すると。

2つ目、教育委員を総理する役職として、教育長と教育委員長とを統合して権限を強めた新教育長を置く。

3つ目として、これまでの教育長は教育委員会によって任命されていましたが、新教育長は首長、市長が議会の同意を得て任命する。

4つ目です。新教育長は、一般公務員と同様の給与、勤務条件とし、任期を教育委員4年より短くして3年とする。これは、任期4年の首長の任命を1回は受けるためとされています。

5つ目として、首長と教育委員会をもって構成する総合教育会議を設けて、首長が主宰した上、同会議で調整された事項について教育委員会に尊重義務を課するというふうなことが指摘されています。

そして、さらに、この改正で一番の懸念として強く言われているのが、教育の中立性確保です。特に政治的な中立性です。主な問題点は、3つほど示せば次です。

まず最初に、首長の関与が強まることによって教育の政治的中立性が損なわれるおそれがある。また、選挙によって政治的傾向の異なる首長が選ばれれば、それまで行われていた教育行政が突然変化し、教育の継続性に影響が出て、一定の安定性を持って教育を実施することが困難となる。

2つ目に、新教育長がその権限を強化される一方で、首長により直接任命され、教育委員よりも短い3年となるなど、身分保障は弱められることにより、新教育長は教育委員会で審議された結果よりも首長の意向を受けて、その強められた権限行使をすることになり、政治的中立性、継続性、安定性を損なう恐れが高まる。

3つ目に、首長が策定する大綱の内容は、国の教育振興基本計画を参酌することとされ、地方自治体の権限であるはずの教育行政について国の意向が制度的に反映することとなるというふうに言われています。

旧の制度でも、市長の意向が教育委員会に反映する事例は時に社会問題化していました。通告書に書きましたけど、今ここで省きますが、そもそも自治体の予算というのは、

首長が教育委員会の意見を聞いて予算を編成する構造になっています。教育長は、従来は教育委員の中から選ばれていましたが、ことしから市長の任命を受けた人物にかわりしました。新教育長は、任命してくれた市長の意向に反した予算の要求がしにくい関係がより明確になったわけです。林市長は総務部長当時から、教育委員会側の支援員の確保などの経費、その他の予算など、教育環境の維持発展に深く配慮してきたと私は前向きに評価しています。

以上、述べたように、教育委員会制度が60年ぶりに変わったので、基本的な両者の関係についての基本認識を市長と新しい教育長に確認いたします。

まず、市長に伺います。

1つ目ですが、市長は新教育長制度をどのように捉えるのでしょうか。

2つ目、教育の中立性確保とは、政治家である市長が教育にどのように関与しようとするのかというのが最たる課題です。林市長は教育に関与するつもりはあるのでしょうか。あるなら、どの分野で、どのように考えているのでしょうか。それとも、基本的に従前、今までと同様の姿勢で行くのでしょうか。

次に、教育長に伺います。

まず、1つ目として、長く教育の世界にいた教育長は、新制度において自分を直接任命した市長に対して、仮に教育の中立性確保を疑われるような事象、タイミングが生じたとき、毅然と対応できるのでしょうか。

もう一点ですが、教育委員会に必要な予算は、きちっと説得的に要求することができるでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の新教育長制度の捉えについてお答えをいたします。

7月1日に新教育長として伊藤正夫氏を任命いたしました。今回の法改正に伴いまして、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップはより高まり、同時に首長は総合教育会議の主宰者となり、教育行政に一層関与することが求められています。

これまで本市においても、私と教育長や教育委員会とは良好な関係のもと、教育行政が円滑に推進され、結果、児童・生徒の安定した教育環境が保たれてきたと考えております。このような状況の中でありまして、今回の新制度は、教育行政にかかわる首長の権限強化であることは間違いございません。しかし、私は必ずしも首長による強権発動を意味するものではないと認識をいたしております。むしろ、首長の選任において教育

長を任命し総合教育会議を主宰するという事は、教育長の手腕を信頼し、議論すべきは議論して、教育委員会任せではなく、市長部局を含めた行政組織が一体となった民主的な教育を行う制度であり、教育行政における首長や教育長の責任の所在が明確にされたものと認識をいたしています。

この考え方の具体例として、2点目の教育の中立性確保や教育への関与についてお答えをいたします。

このたび新教育長にはイデオロギー的な偏りがなく、教育実践や教育行政に精通した人物を模索してまいりました。なおかつ、ふるさと山県を愛し、人間性豊かな子供や市民の育成を目指す本市教育行政の継承と発展を人選の条件として、伊藤氏を責任を持って任命いたしております。

また、教科書採択や個別の教職員人事など、政治的中立性が要求される事柄については、従来どおり、今までどおりの教育委員会で協議をしていただきます。

教育への関与という点では、今回の教育大綱の制定に関し、後期の教育振興基本計画に、師を仰ぐ心という文言を位置づけていただきました。親や教師、年配者を尊敬する心を養うという意味で、政治信条や時代の変化、洋の東西にかかわらず大切にしたい事柄でございます。これにつきましても、教育委員を含めた総合教育会議において、主宰者であります私から提案をし、賛同を得た上で事務局により文章化されており、民主的な理論の手續を踏んでおります。

このように、制度上、私は総合教育会議の主宰者として位置づけられましたので、教育長や教育委員、学校現場の意見に耳を傾け、教育方針や大きな予算を必要とする施設の充実、いじめなどの重大事案対応等の分野に関しましても、これまで以上に対話を重視し、行政経験を生かして積極的に議論に参加し、本市の教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 3点目の教育の中立性の確保への対応についてお答えをします。

先ほど市長の答弁にもありましたように、私は山県市のこれまで培われてきたふるさと山県を愛し、人間性豊かな子供や市民の育成を目指す本市教育行政の継承と発展のため、言葉をかえますと、山県市の学校教育及び生涯学習の発展、充実のために精励するよう教育長の命を受けたと認識しております。

これまでもそうであったように、教育行政の推進にとって教育の中立性は欠くことができないものであります。特に政治的中立性が要求される事柄については、従前どおり

教育委員会の責任で対応してまいります。議員御指摘の仮にという事態は、さきの答弁で示された教育委員会との関係についての市長のスタンスからは想定しにくいものではありますが、そういう場合においても、きちんと説明し、理解を求めていくことが、逆に私に課せられた命であると考えています。これまで以上に対話を重視していくことによって理解が得られると確信しております。このような関係を構築していくために、総合教育会議で市長と教育委員会が大綱の策定のみならず、互いに積極的に議論していくことが大切であると考えております。

さきの総合教育会議で市長からの提案で、師を仰ぐ心を教育振興基本計画に位置づけることが紹介されましたが、この敬う心は、これからの教育を考える重要なキーワードの1つであると考えております。この位置づけは意味があるものだとは思っております。本市の総合教育会議が大綱の策定の過程、議論の内容ともに、教育の中立性も含め、望ましい形で進められており、対話を重視する土壌もつくられていると認識しております。

4点目の、必要な予算の要求についてお答えをします。

山県市の学校教育、生涯学習の発展、充実のために必要な施策は何かということを見きわめ、その実現のために必要な予算について市長に申し出ていくことは、教育長、教育委員会の重要な責任であります。そのことは、新教育委員会制度においても変わっておりません。そのために、教育長として、この学校教育、生涯学習の発展、充実のために現状を正しく把握、分析し、発展、充実のためのビジョンを持ち、必要な施策を考えていくことが私の責務であると認識しております。それを踏まえ、教育委員会で十分に審議し、予算として要求していくこと、そのとき、その必要性、意義を説明し、理解を得ていくこと、それも教育長の重要な責務であります。その意味で、新しい教育委員会制度においては、市長と教育委員会が協議する総合教育会議において、教育大綱の策定の過程で教育方針や施策等について市長と教育委員会が議論をしておりますので、この必要な予算の「必要」という部分については、基本的な共通認識をそこで得ることができるのではないかと考えております。市長からの任命は、議員が述べられている必要な予算をきちっと要求していくこと、そのことを責任を持ってやりなさいということでもあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 市長については、基本的には今までどおりの考え方でいくということで、私自身も林市長の教育の姿勢は評価していますので、それはその確認がとれ

たということだと思っています。

新教育長については、議場の答弁、何度かはありましたけど、一般質問できちっとされるのは初めてかなと思って、あえて原則論をきちっと通告いたしました。そういう中で、今のお答えも基本的にちゃんとした答えだなと思って受け取れました。

そこで、私は実はこの問題で、市長や教育長とこの議場で限られた45分で議論できるものとは思っていませんので、通告することで、多分再質問なんだろう、再々質問なんだろうと教育長は十分考えられたと思っています、今も。その気持ちと、いろいろな議場では何を答えなきゃいけないのかという姿勢、それを整理していただけたと思いますので、あえてこの問題は、もう時間も12分しかありませんし、3問目に移るということとでよろしく願いいたします。

次ですけれども、3問目ですけれども、これも市長と教育長にお伺いしますけれども、今回は、生活困窮者の支援における市長と教育長の方針ということでお尋ねします。

先ほどは市長と教育長との関係を質問しました。そもそも市長部局の仕事には、例えば市民全体の福祉の政策の策定、事業の実施もあります。教育委員会には、子供たちの教育のことや市民全体の社会教育の推進などもあります。

そこで、市長と教育長の連携が重要なテーマの1つとして、生活に困っている市民という観点で整理いたします。

生活困窮者へのサポートというと、市長部局では、大人世代、親世代への支援が中心。教育委員会では、子供の教育支援、生活支援がまず考えられます。このとき、教育委員会は独自に予算を持ちませんから、市長の采配で予算をもらうしかないという宿命があります。ことしの4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。生活保護を受けていない方で生活に困窮した方に寄り添いながらの支援をより強化しようという取り組みです。この新しい制度が福祉事務所を有する自治体の義務づけ事業としているのは、相談窓口の設置のほか、離職で職を失って住居を失った人への家賃相当額の支給です。困窮家庭の子供の学習支援を含む4事業は、自治体が任意で実施できるとしています。この法律の生活困窮者としての対象は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者などとされています。単に経済的に生活に困窮している人に限らず、制度のはざまに必要な支援が受けられない状態にある人も対象に含まれます。生活困窮者は多様で複雑な課題を有している場合が多いと考えられるため、相談についても幅広く受けとめるというふうにされています。

この後、具体的にどの程度の人たちがこの市にいるかを一応想定した試算も示しましたが、時間がもう10分しかないので、この試算の部分は省いて、質問そのものの通告の

ところに行きますけど、まず今の前提に、市長にお伺いしますけど、1つ目は、経済の均衡を保ちながら、困っている弱者に手を差し伸べる、それが政治に与えられた使命という考え方があります。この指摘について、政治家としての市長の見解はいかがでしょうか。

もう一点ですが、生活困窮者自立支援法は、市の義務づけとして住居確保給付金相談窓口を上げています。国庫負担は4分の3です。相談業務に関して、ことしの4月以降は、8月までの月別の相談件数及びプランの作成状況はどのようなのでしょうか。その実績をどう評価し、その原因をどう説明するのでしょうか。そして、今後はどうしていくのですか。

次に、教育長に伺いますが、親の状況に関係なく子供は等しく生きる権利があり、社会システムでサポートされる権利があります。生活困窮者自立支援法は4つの任意事業のうちの1つとして、子供の未来をサポートし、貧困の連鎖の防止のために、学習等支援、生活困窮家庭の子供に対する学習支援や保護者への進学助言を実施、これを任意事業としています。さらに、地域の実情を踏まえて対象者を設定とされています。事業経費の2分の1は国庫補助です。既に子供の貧困対策の推進に関する法律、これは25年、2年前ですが、これに基づいて対応がされてきたと思いますが、ことし4月の生活困窮者自立支援法もあわせて、教育委員会では子供の教育支援、生活支援、学習支援がまず求められます。そこで質問ですけれども、教育委員会は、子供の貧困対策の推進に関する法律に関して、具体的にどのような施策を行ってきたのでしょうか。

次に、ことし4月の生活困窮者自立支援法に伴って、任意事業制度のうち最も多く取り組まれているのが学習等支援であると、その旨の中間報告を国がまとめています。教育委員会は学習等支援について、どのような事業を実施してきたのでしょうか。

最後ですけど、新しい教育長の就任前に、今年度、2015年がスタートしています。今後、教育長は、生活保護に至る前、あるいは周辺状況にある子供の貧困対策、そして学習等支援について、どのように進めていく方針でしょうか。新教育長制度における権限強化も念頭に置いて質問いたしますので、見解と抱負を述べてください。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の政治家として市長の見解ということでございますが、議員が言われる考え方もあると思いますが、私は、政治家に課せられた使命、それは、現状が悪ければ改善をして、よければそれを維持し、そしてまた向上するように努めることであるという言葉もございますように、市民の生活を守り、1人でも多くの市民が幸せを感じることがで

きるよう努力するとともに、また、弱者に手を差し伸べ、現状の改善と維持向上に努めていくことが、政治家、市長としての私の思いでございます。

次に、２点目の生活困窮者自立支援法における相談件数、プランの作成状況と実績の評価、原因はということでございますが、生活困窮者自立相談支援員１名を配置し、相談事業を進めております。４月から８月までの５カ月間で、相談件数は14件、プランの作成状況は３件でございました。３件とも就労支援に関するものでございます。

岐阜県が昨年度までの３年間、ＮＰＯ法人へ委託した事業の状況は、山県市の方の相談件数は年25件ほど、支援の開始は４件ほどでございました。現状では特段大きな変化はないと思います。生活困窮者は生活保護に陥る可能性の高い方が多いという状況でございますが、生活保護に陥らないよう相談を受け、支援の対応をしております。個人の意向もあり支援を希望されない方が多いという状況もございます。

生活困窮者自立支援制度は今年度から施行された制度でございます。今後も相談窓口が活用できるように、周知及び関係機関と連携をしまして、生活困窮者の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） ３点目の子供の貧困対策の推進に関する法律に関しての４つの具体的施策についてお答えをしたいと思います。

まず、その１つとして、現在周知のとおり、学校教育法に基づく就学援助制度により、学用品費や学校給食費等に該当する額を援助しています。毎年度当初に全家庭に申請用紙を配布していますが、生活困窮者に全て申請していただいているとは言えない状況にもあります。そこで、より確実に生活困窮者の方に対して経済支援、教育支援が行えるよう、就学援助の申請方法を平成26年度より見直しているところであります。具体的には、申請者側に配慮し、申請用紙の簡素化を図り、民生委員などの意見を聞く欄を削除しました。これにより、生活困窮者の心理的な負担が軽減され、より申請しやすくなったと考えております。

具体的施策の２点目として、本年度から福祉課において山県市生活困窮者支援調整会議が設置されましたので、この会議に担当者が出席し、情報交換を行いながら丁寧に就学援助制度の活用方法や高校進学のための高等学校等就学支援金制度を説明し、その支援を充実させるようにしております。

具体的施策の３つ目に、大学等の就学に必要な教育資金を借り入れた保護者の負担軽減のために、本市独自に教育ローン利子補助金交付制度を平成26年度より実施しており

ます。生活困窮家庭では、高校卒業後の大学等への進学率が低くなる傾向がありますので、高等教育を受ける機会の均等化に寄与する施策と考えております。

具体的な施策の4つ目に、本年度から実施される私立幼稚園保育料助成事業が挙げられます。これにより、生活困窮家庭にも幼児教育の選択肢が拡大したと考えております。これらの施策は、新法の趣旨に沿うものであると考えますので、一層充実させ、周知が図られるよう努めてまいります。

4点目の現在の学習支援状況と5点目の今後の学習支援の方針についてお答えをします。

経済的困窮を背景に教育格差、貧困の連鎖が生まれるという説からすれば、行政機関の連携による経済的支援と生活・就労支援がまず第1段階の支援と考えられます。その上で、議員御指摘のとおり、小中学校においては将来にわたって教育の機会が均等に選択できるよう、義務教育段階での学習支援が大切であることは議員の考えと同じであります。

現在、各小中学校では本市独自に学習支援員を21名配置しております。生活困窮家庭の児童・生徒も含め、個別指導を充実させ、安定した学習環境を整備しております。ただし、これは、生活困窮家庭の児童・生徒に特化したというものではありません。また、さらに、本市では独自に教育相談員、生活相談員を8名配置しております。特にこの中でも退職校長である主任教育相談員は、各学校を巡回し、児童・生徒の生活や学習状況を把握し、適切な指導を行うコーディネーター機能を持ちますので、これを生かし、生活困窮家庭児童・生徒の学習・生活指導を充実させてまいりたいと考えております。

私は教育長として、今後一層学習支援員等の増員等のための予算を要求していくとともに、市長に対してもその必要性を説きつつ協力を求め、総合教育会議の議題としても取り上げていきたいと考えております。この法に関しましては、文部科学省では学校支援地域本部を活用した地域未来塾という取り組みを示しております。本市では、学校コラボ授業の取り組みに学習支援も視野に入れるなど、学校コラボと生活相談員、学習支援員をつないだ、そういう活動も考えることによって、より充実させた支援ができるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

○議長（上野欣也君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

28日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時27分散会

平成27年 9 月28日

山口市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第5号 9月28日（月曜日）

○議事日程 第5号 平成27年9月28日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 議第72号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例について
- 議第73号 平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい
て
- 議第74号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第77号 権利の放棄について
- 認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認第2号 平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について

	議第72号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例について
	議第73号	平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て
	議第74号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）
	議第75号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第77号	権利の放棄について
	認第1号	平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
	認第2号	平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第3	討 論	
	議第68号	山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
	議第69号	山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例について
	議第70号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
	議第71号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について
	議第72号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例について
	議第73号	平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て
	議第74号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）
	議第75号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
	議第77号	権利の放棄について
	認第1号	平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
	認第2号	平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第4	採 決	
	議第68号	山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議第69号	山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第70号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第71号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第72号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第73号	平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議第74号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第75号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第77号	権利の放棄について
認第1号	平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第5	発議第5号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について
日程第6	質 疑
日程第7	討 論
日程第8	採 決
日程第9	議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第68号	山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議第69号	山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第70号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第71号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第72号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例について
- 議第73号 平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい
て
- 議第74号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第77号 権利の放棄について
- 認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認第2号 平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議第69号 山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第71号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 議第72号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例について
- 議第73号 平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい
て
- 議第74号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第77号 権利の放棄について
- 認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認第2号 平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第3 討 論

- 議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議第69号	山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第70号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第71号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第72号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第73号	平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議第74号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第75号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第77号	権利の放棄について
認第1号	平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第4 採 決	
議第68号	山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議第69号	山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第70号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
議第71号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第72号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第73号	平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議第74号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第75号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第76号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について

議第77号	権利の放棄について
認第1号	平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第5	発議第5号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について
日程第6	質 疑
日程第7	討 論
日程第8	採 決
日程第9	議員の派遣について

○出席議員（14名）

1番	操 知子君	2番	村 瀬 誠三君
3番	福 井 一徳君	4番	山 崎 通君
5番	吉 田 茂広君	6番	上 野 欣也君
7番	石 神 真君	8番	杉 山 正樹君
9番	寺 町 知正君	10番	尾 関 律子君
11番	武 藤 孝成君	12番	藤 根 圓六君
13番	影 山 春男君	14番	村 瀬 伊織君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優君	副市長	宇 野 邦 朗君
教 育 長	伊 藤 正 夫君	総務課長	太 田 智 倫君
企画財政課長	久保田 裕 司君	税務課長	石 神 彰君
市民環境課長	奥 田 英 彦君	福祉課長	江 口 弘 幸君
健康介護課長	藤 田 弘 子君	産業課長	山 田 和 哉君
建設課長	長 野 裕君	水道課長	大 西 敏 彦君
まちづくり・企業支援課長	鷲 見 秀 夫君	会計管理者	遠 山 治 彦君
消 防 長	藤 根 好君	学校教育課長	渡 辺 千 俊君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（上野欣也君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） ただいま議長の許可をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月14日、15日、委員会を開催し、審査を付託されました議第68号、議第69号、認第1号、議第74号、議第76号及び議第77号の所管に属する条例案件2件、決算の認定1件、補正予算案件1件、その他案件2件の6議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑について、議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでは、代理人の位置づけ、法定代理人の資格などの確認について、セキュリティー対策の予算について、財源は。認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務産業建設関係）では、補助金、負担金、交付金の区分と整理、交付要綱について。実質収支に関する調書について、単位を円にした理由と経緯。一般会計の決算状況等の財政指数について、実質公債費率、当年度は17.8%となり、起債許可団体を脱したとあり、18%を切った要因について。総務管理費、一般管理費、防犯灯新設工事の事業成果について、事業内容と、刑法犯認知件数について。総務管理費、財産管理費、庁舎施設維持管理業務事業の浄化槽保守点検委託料について。議第74号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）（総務産業建設関係）では、総務費、総務管理費、情報管理費、備品購入費、名寄せの設定の内容と今後の改修費用について、また今後もシステム改修費が必要なのか。総務費、総務管理費、企画費、委託料のプロポーザルにおいて新商品の開発の目的、どんなことがやりたいのか、またメンバーの選定について。総務費、総務管理費、企画費、委託料、地方創生と総合戦略の関係は、そしてなぜ委託料としているのか、また職員のリーダーシップと戦略にどうかかわるのか、全庁挙げて対応する必要があるが、その考えについて。農林業水産業費、農業費、農地費、工事請負費、県単かんがい排水工事の内容について。農林業水産業費、林業費、林

業振興費、負担金補助及び交付金、野生鳥獣被害対策の内容と今後の募集について、また振興券での対応と補助金の関係について。議第77号 権利の放棄についてでは、一般会計歳入歳出決算の財産貸付収入、不納欠損についての経緯と現状の説明。佐賀財産区と市との契約内容と、財産区への支払いと財産貸付収入との関係について、また変更契約について。不納欠損とできると考える法的な位置づけについて。権利放棄対象者への徴収対応、記録、財産の調査、また不納欠損とした年月日と、その権限者について。不納欠損処分について、市長の責務について、また今後佐賀区との契約について。議案として、債権の明示についてなどの質疑応答がありました。

討論では、認第1号及び議第77号の反対討論、賛成討論が行われました。

採決の結果、付託されました議第68号、議第69号、議第74号及び議第76号の議案は全会一致で、議第77号及び認第1号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

済みません、ちょっと開催日の日付が抜けておりましたので、総務産業建設委員会は9月24日も行いました。

○議長（上野欣也君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月16日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第70号から議第75号、認第1号及び認第2号までの所管に属する条例案件3件、認定案件2件、予算案件2件、その他案件1件の8議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例についてでは、平成27年10月から住民票を有する全ての方に1人1つのマイナンバー（個人番号）が通知されるが、市における具体的な発送手続について。議第71号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでは、条例改正に関して児童館をどのような現状評価に基づいて指定管理とするのか。児童館の管理運営について、指定管理者制度導入を行うことの具体的なメリットについて。議第72号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでは、介護保険法施行規則等の一部改正に伴う関連条例の改正点の詳細について。認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、臨時福祉給付金における給付目的について。青波福祉プラザ事業における指定管理料の内容及び耐震補強工事の見通しについて。婚活サポート事業の具体的な内容について。

て。公益社団法人山県市シルバー人材センターの組織運営内容及び市補助金の算出根拠等について。緊急通報システム設置事業における対象者の概要について。敬老会事業における開催運営のあり方及び高齢者の長寿を祝う記念品の内容について。地域密着型サービス拠点等施設整備費補助事業における対象施設及び開設後の利用状況について。高校生等福祉医療費助成事業における支給人数は一般的な受診率からして妥当な数値であるか。また、対象者への広報以外での告知方法について。重度身体障害者紙おむつ購入助成事業における助成件数及び助成額が減った要因について。地域子育て支援拠点事業における利用者増加の要因について。児童館事業費における委託料増の内容について。子どもげんきはうすにおける利用実績数値について。生活保護扶助費における被保護世帯数の検証及び国民健康保険における低所得者世帯との関係について。クリーンセンター管理事業における運営管理委託料の内容について。生活相談員報酬における活動実績として、相談件数及び来室利用状況等が著しく減少している要因について。小学校改修事業におけるトイレ改修工事の今後の計画及びエアコンの設置計画について。2つの特色ある学校づくり補助事業の内容の違い及び趣旨について。地区公民館管理事業において、北山公民館と美山中央公民館の館長及び主事の兼務に伴う報酬減額による不要額が生じた要因について。花咲きホール公演事業における山県市オリジナル演劇やまがたりの取り組みについて。みやまジョイフル倶楽部耐震補強事業完了に伴い、今後の施設の有効活用について。社会体育施設における指定管理委託事業について、利用者数と委託費との因果関係及び管理業務内容の充実について。配食サービス事業での認知症の利用者におけるサービスの取り扱い及び利用開始までの手続についてなどの質疑応答がありました。

採決の結果、議第70号から議第75号、認第1号及び認第2号までの所管に属する全ての付託案件について、全会一致で原案どおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 常任委員会委員長の報告が終わりました。

山崎 通君。

○4番（山崎 通君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩の申し出がありましたので、暫時休憩いたします。

議場の時計で10時45分より再開をいたします。

午前10時13分休憩

午前10時50分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（上野欣也君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 先ほどの総務産業建設委員長の報告についてお尋ねします。

私、委員ですので、だからこそお聞きするわけですけど、先ほど、最後に24日に会議があったということを最後に追加されましたけれども、じゃ、どういう内容があったかということについては報告がないんですが、多分緊急に開かれたわけですから、それなりの重要さがあるはずですのでその報告は不可欠だと思います、いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） ちょっと暫時休憩願います。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） 15日の総務産業建設委員会の中で、市長の発言の中に訂正がしたいという申し出がありましたので、その件で、24日に会議をいたしました。

以上です。

〔「内容を聞いているんですよ、大事な内容」と呼ぶ者あり〕

〔「内容ってあんた……」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言を許します。どうぞ。

総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） 暫時休憩願います。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） 内容は、議第77号の権利放棄について、損害はあるかどうかということで、その件について、市長のほうから損害があるというのを、それを訂正したということです。損害はなしということで。

以上です。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今の委員長の説明ですけど、私も委員ですから当然聞いていますが、そのときに、採決も終わった後で、市長の訂正だけを職権ですということ、私は市長が損害はないとおっしゃられたのは記憶しています。もうちょっと正確に言えば、市に入ってくる、入ってこないということで。14日の委員会のことですけど、損害がありますと答えなければ、実は時効の援用もない限り権利がありますので、損害はありませんということを口頭で答えられましたよね。その意味を、今そこだけを損害がないということだけを委員長がここの議会で報告されると、ああ、じゃ、権利放棄して損害がないのとってしまいうんですよ。私はそこを市長に確認しようと思ったら、議長は私に質疑をさせてくれなかったの、今委員長に確認するんですけど。損害がないのは確かなんですよ、今時点では債権があるからね。でも、提案した市長は、正確に言うとするなら、権利放棄の議案を出した市長が、この議会が認めたら、その時点で債権はなくなるわけですから、なくなったということは、そこで損害が明確になるということですよ。そのことについて、きちっと委員長は認識していないし、今の答弁だったら、損害はないで終わってしまったんですよ。そのことがきちっと議論されなければならない。なぜ損害かということは、これははっきりしている。

委員会の中で、市は、家がある人の分をちゃんと地元にお金を、地代を払っていました。お金をもう出しているんですよ、市の金庫からね。その分が入ってこないというのが今回の問題で、普通の税金が取れるのに取れないという案件とは違うわけですよ。

お金を出していたのに入ってこないことを、もう取ることを放棄しましょうというんだから、これは誰が見たって損害でしょう。

今の委員長報告は、損害じゃないよということだけではいけないわけですよね、最終的にどうなるかを委員会で明らかにしていかなければいけない。その点、損害は最終的に議決したら損害になるんじゃないんですか。そこをきちっとしていただきたい。

〔「議長、暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時58分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） 私のほうとしては、市長のほうから、その件に関しては訂正をお願いしていただきたいということだったものですから、その件を損害はないというふうに、私もそれでいいということで、それで終えたわけです。

内容については、もう8年分、既に時効になっている分で、まだ向こうが援用ということをしていないから権利としては残っているんだけど、一応、3月31日の決算認定に関しては、要するに議決がしていないからということで、それはミスだということで、それを認めたということで、その後において、その中で市長が、要するに損害があるということの答弁があったから、そのことに関しては、市長のほうから、実質まだ損害が決定しているとか、まだ結論は出ていないわけだからという内容だったから、私は市長の答弁を認めて、一応それで結論を出したわけです。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（上野欣也君） 日程第3、討論。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論したいと思います。

10月から住民登録している全ての国民に、生涯変わらない12桁の番号をつけて通知されるとともに、来年1月から、マイナンバー制度の運用が開始されます。これに向けて、平成27年3月1日に閣議決定された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の実施に伴う市条例の一部を改正する議案が提案されています。

マイナンバー制度は、年金情報の流出問題で国の情報管理体制への不安が強まり、年金番号とマイナンバーを結びつける時期が延期されました。そして、社会保障、税金、災害関連の3分野を中心とした行政手続で番号を活用するとされています。この制度は、住基ネットと比べものにならないほどの個人情報が収集され、これら個人や法人のプライバシーが丸裸にされる危険性があります。内閣府の調査でも国民の理解も進んでいないこの制度。

一方で、中小企業では、扶養控除、源泉徴収票、社会保険の届け出などに共通番号の記載が求められます。そのために社員やその家族、また取引先の共通番号を管理することが課せられ、セキュリティの面でも、対策、コストの面でも不安が広がっています。その運用の手引き通知も来ていないのが現状です。国民や中小企業者の中にも不安が広がり、混乱が予想されるとの指摘も上がっています。

このような現状の中で、今回、山県市の個人情報保護条例の一部改正は、こうしたマイナンバー制度の施行の一環として準備されるものだと認識しています。

10月から個人番号が簡易書留で通知されますが、3カ月過ぎて最終的に本人届かない場合は、それぞれの自治体に、個々人に届ける業務が発生します。最近、自治体へのサイバー攻撃も報道されています。現状のまま推移すれば、市役所の実務にかかわる個人情報の管理という面での不安と、国のコスト負担も発生します。問題含みの制度です。この制度にかかわる山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に反対の意見を表明し、反対討論を終わります。

続けてよろしいですか。

認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成26年度決算に際し、山県市の子育て支援、教育の重視、文化の面でのさまざまなきめ細かな施策については積極的に評価をするものです。こうした施策は、山県市のよさとしてもっと社会にアピールをして、山県市の魅力を訴えてほしいと思うものです。

少子高齢化の進展の中で、山県市に住みたい、山県市に居続けたいと思う市民がふえていく総合的な施策の一環として今後も推進を期待するものです。

しかしながら、一方でこれから述べる３点に伴い、平成26年度決算の認定について反対するものです。

第１点目は、いわゆるマイナンバー制度にかかわってのシステム改修など、執行費用について詳しくは重複するので述べませんが、認定できません。

２点目は、自主運行バス事業にかかわる中身です。公共交通事業を進める立場から、自主運行バスの展開は積極的に推進する立場ですが、空気バス状態が解消されないままハーバスは運行されています。市民の願いを一日も早く実現する立場からは、山県市公共交通連携計画の中にも触れられている市民のアンケートに沿って、デマンドバスの一日も早い全市での実施が求められます。デマンドバスへの転換が図れないまま、市民にとって利用しにくい現行の自主運行バス事業には賛成できません。

３点目は、恋洞企業誘致事業についてです。平成25年度、26年度にわたり１億445万円の費用が投下されました。当初は、県外、市外からの企業誘致ということで始められましたが、思うように誘致が進まない中で、東海環状の工事に伴う立ち退き事業者を誘致することになりました。国からの補助金が3,533万円ほどありますが、市の負担分は7,000万近くに上ります。企業誘致そのものに全て反対という立場ではありませんが、今後の企業誘致に向けての事業規模はさらに大きくなることが予測されます。その点では、恋洞企業誘致事業の経緯と評価、その教訓を明らかにして生かしていくことが求められると思います。その点から、必ずしも明確な回答が得られていませんでした。そのような立場から認定はできません。

積極的に評価する施策があるものの、以上の３点から、平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について反対を表明いたします。

○議長（上野欣也君） そのほか、討論の通告はありませんでした。

ほかに討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

山崎 通君。

○４番（山崎 通君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

議第71号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、この条例について反対意見を述べます。

最初に、私がこの厚生文教委員会に所属をしており、さらに吉田委員長から賛成の報

告がされた後に、反対意見を述べることは大変申しわけなく思います。委員会において、この問題に触れたときは事実関係がしっかり把握できていませんでした。その後、私なりに精査をして反対意見を述べることにしました。

指定管理者制度の委託についての幾つかの疑問を抱いております。指定管理者制度を導入し、民間事業者の知識とあるが、具体的にはどういう知識かわかりません。民間事業者というのは、既に、今までの豊富な知識を得てそれを発揮していただけるものなのか、私の知る限りでは、そんな豊富な知識を持っている人がいるとは思えない。そうした人材があらわれるとも思えないし、仮に知識を持っているなら、オファーにはかなり高額な費用を必要とするだろう。経験ともあるが、一般公募の際に、何年の経験が必要とうたって募集をするのか。何年もの経験を持った人なら、現在も勤務を続けているではありませんか。あるいは、現在も事業を展開しているのではないか。管理能力とあるが、すぐれた管理能力があるなら引く手あまたではありませんか。サービスの向上とあるが、現在行っているサービスを上回るようなことができるなら、かなりの経費分の上積み分を見ないと達成できないのではないか。開館時間が延長されるなら、サービスの向上と言えるが、開館時間は従来どおりと聞いているが、どうでしょうか。開館時間の条例改正はしないのですか。行政側が管理経費の節減を望むのなら、指定管理者は使用料の値上げをしなければ運営に支障を来すのではないのでしょうか。

こうした制度の活用の最たる目的は経費の削減、節減だと思います。行政は利益誘導型ではありません。どこまで行っても公平、公正なサービスの提供です。

高富スポーツクラブに見られるように、理由をつけては補助金のアップをしては、本末転倒であります。高富スポーツクラブの補助金は、平成25年度決算は3,898万円だったが、平成26年度は4,320万円と422万円もの増加をしている。説明の中では、乾グラウンドと乾地区体育館の受け持つ部分が増加したことが1点、消費税の増額分、平成26年10月から社会体育施設の減免によるものなど、3点と説明を受けているが、それだけのことで管理料は年間422万円も必要なのか、月額に直すと35万円になる。

指定管理者制度は、平成15年に自治体が過去においていろいろな施設を無造作につくり、それらを財政面などで管理できなくなり、やむを得ず苦肉の策で団体に押しつける。自治体はエラーから逃れようとするものではないのでしょうか。団体に貸し付ける場合でも制約は甘い。厳しくすると参加者がいなくなる。私の知人は、とにかく自治体の機構に参加できれば、あとはどういう形もつくってくれる、相手は親方日の丸だからと言っています。

保育料の無料化を実行して、消防署は岐阜市との統合をして、児童館の指定管理者を

実施して、その後にげんきはうすも指定管理者におさめる。さらには、保育園の民営化ももくろんでいると聞いております。何度も口を酸っぱくして言っていますが、行政とは、民間にはできないこと、民間には任せられない事業を行うことが責務です。市民は手厚いサービスを受けるために、税金や負担金を支払っています。市民の方から預かっている大切な税金を管理不十分で湯水のように使ったことで、自治体の破綻や資金管理団体に陥る趨勢は数多く見られました。

第3セクターが大失敗だったことは記憶に新しいところです。お互いの仕事には、それぞれ責務と役割があるではありませんか。役所がみずからの責任を放棄して外部委託を行い、市民が感謝するとでも思っているのでしょうか。アンケートなどの収集によって利用者の意見に耳を傾けたのでしょうか。この指定管理者制度の運用は、場合によっては活用が必要かもしれません。しかし、何でもかんでも他者に委ねることが正しい方向とは言えません。いろいろな問題が払拭できない限り、この改正に賛同できないので、議第71号の条例改正は反対します。

指定管理者制度には、第3セクターと同じような仕組みで名前が変わっただけです。そもそも、この第3セクターにしても、指定管理者制度にしても失敗は数多くあります。制度に委託をしたら後戻りができないということも覚えておいていただきたい。外郭団体では責任が持てない、永久的に責任が持てないということです。四国山も実は、引き受け手がないということは、失敗例の1つであります。子育て支援に取り組むことが、市長の公約であったのではありませんか。それでは、この管理者制度に委託をするということは逆方向に向かっているということではありませんか。実際には経費削減にはなりません。そういうことをいろいろ思うと、議第71号の条例改正には賛成ができません。後戻りできない重要案件だと再認識をして、皆さんの御判断をお願いして、反対討論いたします。

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論をどうぞ。

村瀬伊織君。

○14番（村瀬伊織君） 認第1号、平成26年度本委員会の決算認定と議第77号 権利の放棄につきまして、賛成の討論をいたします。

私は、本市が財産貸付収入として調定をしたものの、今後も収入の見込みが立たない債権については、ある一定期間が経過をしたときには、不納欠損処分という行政処分を行うことをいたし方ないものと考えております。よって、議案として提出されました時期はいささかなものかとは思いますが、今後においては、適正な法的処置を行うことを強く求め、決算認定を行うに当たって提出されました権利の放棄については、民法の時

効の規定を鑑み、地方自治法の議決を求められたものであります。賛成すべきであります。

また、決算認定につきましても、権利の放棄について可決すべきものと認めることにより、認定に賛成すべきであります。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（上野欣也君） 次に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、議第68号、個人情報保護条例の改正、それから議第71号、児童厚生施設の設置、管理に関する条例、議第77号 権利の放棄について、認第1号、26年度の一般会計決算の認定について、この点について、反対する立場で討論をいたします。

まず、議第68号の個人情報保護条例については、基本的にマイナンバーに対するいろいろな懸念があるということで、さきの6月議会でも指摘をしたところでもありますし、先ほど他の議員からの具体的な指摘もありました。そういった意味で、きょうは他の部分で詳しく討論したいので、理由は、今は省きますが、基本的にはマイナンバーとの懸念が尽きないということですね。

それから、議第71号についてですけれども、この案件については、具体的な部分についても、先ほど他の議員からも述べられました。児童厚生施設を指定管理にするということですね。これについて、基本的には、その必要性についての検討が十分ではない。あるいは将来性について、基本的に一旦指定管理を導入したら、もうそれは後に戻れないということ。それから、全国他の自治体でも、子供に関する施設を指定管理に出した場合に、子供たちの安全も含めて、いろんなところの懸念が出てきているという現状がある。だからこそ安易に指定管理にすべきではないという立場です。

それからもう一点、具体的に法令違反ということもあります。これは地方自治法の222条ですけど、予算を伴う条例、規則等についての制限という定めが自治法にあります。この定めを読みますと、普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないというふうに明文されています。

今回の指定管理について考えますと、当然、指定管理に出すということはお金がかかります。それが、100万か500万か1,000万か200万かは答えられていませんが、何らかの予算措置は必ず要る、そこは明らかであります。ということは、条例を改正するというこ

とは、自治法222条の定めからすれば、同時に、少なくともこの議会に、追加上程でもいいんですけれども、補正予算の中で明確に予算措置がとられていなければならないということになります。これは、例えば入札するときに、当初予算、補正予算でつけずに入札にすることはない。これは当然なんです。入札に参加する業者が予算を確保していないのに仕事を受けるのと、そんなことはできない。だから、予算措置をするというのは自治体の大原則なんです、指定管理でもそうです。プロポーザルでという答弁が議場でありましたけれども、じゃ、募集するときに予算措置をとっていないでということは、基本的には行政の原則からはあり得ないです。

しかし、山口市は、今回補正予算に上がっていない、補正予算は議第74号の一般会計補正予算（第2号）です。私は、必ずしもここの中になからといって、第3号とかという形でも補正予算が出せますから、74号に指定管理の予算がないことで、74号の補正予算に反対はしませんが、基本的には、条例を出すなら、予算措置が必要だという自治法の大原則に鑑みて、そもそも、手続的にこの条例を改正することは違法であるということで認められません。

次に、議第77号の権利放棄の件、それから認第1号の件についてです。

認第1号については何点かありますが、特に私は不納欠損ということですね。本会議で質疑をしようとしたら、議長からそれは委員会でやりなさいということで、委員会でしか議論できませんでしたが。この件と権利放棄、追加上程された権利放棄はもう表裏一体、一体不可分ですから、あわせて述べたいというふうに考えます。

まず、主体的には、決算認定の認第1号のほう、つまり財産貸付収入の不納欠損の処理について、具体的な中身について委員会で明らかになったことを整理し、問題点を明らかにします。

まず、これは決算書の財産貸付収入について、収入未済額が38万7,650円と、それに対して不納欠損は73万8,255円というふうに非常に多い額になっています。このように、不納欠損としたことが、果たして法律にかなっているのかということの問題を整理する必要がありますということです。基本的にこの事案というのは、委員会でも、あるいは担当課に私がヒアリングをしたときにも述べられましたけど、土地の貸付料について、平成13年から20年度までの8年分の債権を26年の決算において不納欠損として放棄するという旨であり、しかもこの未払いの状態というのは、21年度以降の分も発生しているということが明らかになってきました。特に、総務産業建設委員会での議論を整理しますと次のようです。

まず、このようなことが起きた事情はどのようなのかということについての説明は、

まず、平成12年以前については全く不明であるということでした。不明という言葉が委員会できちんと述べられましたけど、これは、後日担当と話したときには、不明というのは実は調査中ですというふうにしたいと、調査中。しかし、これは議会からすれば不明であっても、調査中であってもその状態には変わらない。多分きょうも変わらないでしょう。後でも述べますが、権利放棄の議案の過去のことについては不明ですということなんですよ。じゃ対象の12年、13年ごろからははっきり示すものがないんですね。議案として出されている、権利放棄として出されている不納欠損案件について、はっきり示すものがないというのが委員会で答弁されました。じゃ、対象年度以降の21年以降はどうか、21年以降は交渉の記録はあるということが答えられています。

今回、権利放棄の議案の中には、市長から、債権者が生活困窮状態にあるということで、この点も委員会で確認しましたが、担当課は申告や収入は調べたということ言っていますが、その人の財産はどう、誰のものとかそういったことは調べていませんということで、いわば生活困窮状態というのは、私は議場で税務課から差し押さえの件数、額も答弁いただきましたけど、それと比べれば、はるかに余裕があるという言葉が不適切かもしれませんけど、市が税金などできちっと厳しくする人たちよりは、はるかにまだ納める余地はあるというふうに答弁から感じています。

それから、もともとこの土地の契約ですけど、旧高富の話でありまして、地元の区から町が土地を借りて、土地の使用料は町が区に払う。そこに住宅をつくった人、最初は町営住宅でしたが、後に払い下げられています。その人たちは、住宅の土地代として町に払うという、その関係の中でずっと続いてきています。

つまり、市が地料を地元に立てかえ払いをしている。その家をそこに持っている個人の所有者は、市にお金を払うということです。そういう関係の中で、今回、不納欠損とした、あるいは権利放棄しようというのは、市はちゃんともう既に区に払っている、毎年肅々と。でも入ってきていない分を、それをもう放棄しようということですから、これはもう出した分が返ってこないというその放棄、まさに損害ができるということになります。

それから、不納欠損をできる法的な位置づけはという問いかけに対しては、公法、公の法律、この解釈を間違えた、時効の成立ということを取り違えたというのが委員会の答弁の基本でした。

それから、行政の事務処理として、不納欠損とした年月はということについては、ことし27年3月31日付で、事務決裁規程の7条に従って、副市長の決裁で不納欠損とした。最終責任は市長であるということも答弁されています。それから、じゃ、そのようにし

たことを相手方に通知したのかと言ったら、何もやっていませんということで、まさに全て市の事務処理の中で完結している不納欠損です。

それから、先ほど述べましたが、決算書の中には38万7,650円という収入未済額があります。つまり、これはこの不納欠損とは別にある案件で、これはこの当該案件ではないかということについての確認ですが、23年度以降に発生した滞納、その分であると、4名分であるということの説明です。つまり、12年以前、12年以降、そして今回対象の20年、それを過ぎた21年以降にも同じように滞納が発生してきているという状況です。じゃ、これが損害なのかということは、委員会に出席していただいた市長に直接聞きましたが、そのとき、市長は損害であるということは答えられました。これは先ほどの委員長報告との関係でも触れましたけど、後日損害ではないというふうに訂正されたということです。

でも訂正したときの市長の説明では、時効の援用がないから債権がまだあるので、いわば、もらえる余地があるということで、損害ではないと。確かに、その時点ではそうなんです、その時点ではね。でもこれが仮に権利放棄の議決ということがされ、あと多少市長が幾つかの事務手続をすれば、もう法律的に、民法ではなく議会の議決という特別な法律の定めで、お金はもう入ってこなくてもいいよということになる。議会もそのことは問題を問いませんということになる。つまりそれは、先ほども申し上げた既に市は出しています地元にお金を、この人の分。この人から入ってこないのをもう放棄するわけですから、これは、明らかに金銭的損害は明確ですということであります。その点市長の説明は足らないと私は受けとめています。

あと議会の委員会での論点の中で、1つ、不納欠損した後にもまだいただいていないということの中で、一定の金利がついていくということですけど、その辺の計算もできていないわけですけど。それについては、不納欠損処理時の数字でいいんだということを出していないということですね。それから、不納欠損という瑕疵ある行為ですね、法律上できないということでしたから、それを議会の権利放棄の議決で治癒してもらうことだと。だから、3月31日に行った不納欠損はそれでいいんだというのが答弁者の答えでありました。

そういったことから、私はどの点を考えても法律上もうこの不納欠損というのが間違っている、中身的にも放置することはできないというふうに考えておりますので、決算認定はできません。

次に、市長から追加上程された議第77号、権利の放棄の議決についてという案件でありますけれども、これは、先ほど具体的な状況については不納欠損のことで説明しまし

た。これをわかりやすく言いますと、10年ほど前に、市が73万8,255円を立てかえて払っていた。しかし、立てかえる分をちっとも返してもらえないので、もう諦めたい、議会で放棄していいと決めてほしいと、こういう議案であります。もし議決がされて市長が若干の手続を行ったら、73万8,255円の損害が確定しますが、議会はこの損害も責任も問わない、不問にするということを今やろうとしているわけであります。

例えば、前の平野市長時代、有線テレビ局の職員が各種の備品を持ち出して転売して、個人の利得としていた問題がありました。市長は、これがわかったときに全額弁償をさせて、職員はやめさせ、刑事告訴もしました。今回、長期に滞納になった経過や状況、市側のその時々への対応もほとんど不明であり、市長を含めて職員の責任は何も問われていません。余りにも対応が違います。立てかえ払いは、権利放棄の議案の対象の年度より以前も発生しているわけですから、今回の措置がもし肯定されるなら、これから21年度以降の債権も放棄しなければならないということは当然であります。そこで議案として出された以上、私は手続的な違法と実体的な違法に分けて述べます。もちろん実体的な違法は、先ほど不納欠損で問いましたので、ここでは済んだこととしますけれども。

手続的違法の1つは、まず委員会審査の経過であります。委員会の会議は質疑が終了し、議長や委員長の討論の通告の発声があったら、もう後はその流れをとめることはできないというのは、これはもう全て全国の議会、会議に共通する不文律と言われている。規則に書いていない不文律なんですね。しかし、14日の委員会の反対討論の後、会議は中断されました。そして、1日近くあいて15日の午後に、賛成討論から再開されました。このこと自体が会議の原則の不文律に反していて、それは違法と言うしかありません。

しかも、この不納欠損と権利放棄の議案についての委員会審査の中で、1日目の14日の休憩のときにも、あるいはその日の会議の後にも、どの委員の人もこの議案は通せないということを述べておられる。それが、15日で全く逆になったという、この1日の間。つまり、仮に不文律に反したことがあっても、それが、状況が変わらないのなら許容されるという考え方は法律でありますけれども、約1日の中断の中で議事進行の違法があったわけですが、結論が全く逆になったということで、これは明らかな取り消し理由となる重要な違法であります。結局委員会の決定は無効だということしかありません。

さらに、採決後に、市長が24日に委員会を開いて答弁の訂正をされたということについても、損害か損害でないのかということの見解自体が認識されないままになっている。これも無効の理由になると考えます。

それから、本会議あるいは議案としての手続違法を述べます。基本的には、この本会

議に出した議案として、私たちのもとには、この資料8という紙1枚が配られています。それから市長が提案理由を説明されましたけど、それは極めて簡潔というより簡単にといいことで、議場にいる議員の人たちが、この案件、権利放棄のどういうことがあって、どの部分の権利を放棄するのかということが明確に市長から説明をされていないまま進んできています。

もちろん、先ほど不納欠損で述べたように、委員会の中では相当程度明らかになったというふうには考えていますが、これは議案として出すときの違法であるということは、私たち山県市議会が大津の市町村アカデミーによく研修に行っています、毎年。ここの機関誌にもはっきり書いてあります。それを要約して述べますけれども、権利放棄の議決をするためには、自治体としてあらゆる手を尽くしたが所在がわからなかったことや、戸籍謄本等で相続人の確認を行った等の十分な証拠づけをして、議案の提出を図ることが必要である。このような場合には、個々に権利放棄の議決を得ることになるということの基本的な考え、これに照らしても、議案としての体をなしていない。それから、個々の権利放棄でもなく一括であるということでもあります。そういった問題があります。

それから、まず提案理由にある生活困窮ということについてですけれども、生活困窮という理由づけを議案に堂々とされているわけですが、例えば中の人たちは、ここにある人の他のところに転居して家をつくって住んでおられる。担当課に、じゃ、そこは誰の名義とか、確認したのとかというふうに聞くと、家があることは承知しています。しかし、その人の名義、その人の財産か親族かは確認していないというね。まさにきちっと調べなければならない提案するには、それすら行っていない議案である、提案理由の説明である。しかも、それを家がある人に生活困窮状態と議場で理由をつけて提案することが、果たして許されるのか、私は強い疑問を持って考えています。

そういったことから、まとめに入りますけれども、実は議会の権利放棄というのはたまにあった。私は議員として二十何年いますけど、私自身は経験がありませんが、他の自治体ではたまにあります。これについて、裁判所が、権利放棄が有効である、あるいは無効であるといういろんな判決を出してきました、案件によって。それを2012年、3年前です、4月20日に最高裁がいろんな判決の統合として明確に決めました。それを例えば端的に報道しているのは読売新聞、2012年4月21日ですけど、請求権を放棄した議会の議決の有効性が争われた。議決の経緯や支出の内容などを考慮し、不合理と認められる議決は違法、無効となると最高裁が言ったという報道であります。それは最高裁第2小法廷の平成22年（行ヒ）102号、24年4月20日の判決であります。

この判決は、実は自治体に全てに網をかけたわけです。それまでは地裁、高裁で分か

れていたものをね。だから、山口市も、今回の権利放棄も、同じようにこの判決に拘束されます。ということで、この判決はきちっと条件を正している、明確にしている、それはこういう場合は違法になりますよということをきちっと判決で書いています。そこを端的に言って討論を終わります。

まず、1つ目としてその性質ですね。今回の私が見る性質は、通常の役所の事務、徴収事務である。それから内容、私から見ると、単に今回集めていないだけだと。原因、原因については不明です。経緯、これについても不明です。じゃ、その影響は、今後についても、20年度まで放棄するということですが、21年度以降も発生しているわけです。何ら放棄したからといって改善されるわけではない。こういった事情が、まず最高裁が一番として無効となるときの、そこに合理性があるかどうかです。今説明したように、山口市の今回の状況は合理性はない。それから、2番目として上げているのが議決の趣旨と経過ですが、今まで述べてきたように、不納欠損ということ、間違いをやってしまったので、議決で放棄してくださいというような趣旨とか、過去の経過も不明なままの提案であるということ。それから請求権の放棄、行使の影響についても考えなさいと言っている。放棄したことの影響、じゃ、税金を払わんね、という人が必ず出てきます。それから、12年度以前はどうなったかもわからない、21年度以降にも発生しているということで、何ら解決にならない放棄であるということ。最高裁、事後の状況ということも言っていますが、今述べたように、既に発生している件についても同じ対処をするしなくなってしまうということですね。最高裁は、最後に6番として、これらの事情を総合的に考慮して、放棄することが地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨に照らして、不合理であって、議会の裁量権の範囲の逸脱またはその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となるとはっきりと条件を網をかけました。

私は、今までの述べたような状況、いろんな議論、質疑の中で理解した範囲も全て含めて考えたときに、どのように考えても77号の権利放棄というのは違法と言うしかない、結局無効になる。そうであることが明確な議決をするということは到底できません。

そこで、私は77号に反対し、当然ながら関連の決算の認定にも反対するということがあります。

以上、討論といたします。

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

日程第４ 採決

○議長（上野欣也君） 日程第４、採決。

これより、採決を行います。

議第68号 山県市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議第69号 山県市職員の再任用に関する条例及び山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第70号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第71号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議第72号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第73号 平成26年度山県市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第74号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第75号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第76号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第77号 権利の放棄について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

認第1号 平成26年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

認第2号 平成26年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第5号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について

○議長（上野欣也君） 発議第5号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について、厚生文教委員会委員長の趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） それでは、議長の許可をいただきましたので、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

歯と口腔を健康な状態に保つことは全身の健康に深く関係しており、歯を治療することにより糖尿病、腎臓病、心筋梗塞、さらには認知症などの改善につながることも明らかになっています。また、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るために大変重要な1つの柱とも言えます。

山口市においては、心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、全身の健康にも関連の深い歯と口腔の健康づくりに着目し、山県市民の歯と口腔の健康づくり条例の制定及び歯の健康から日本一健康な市を目指して、山県市民の歯と口腔の健康づくり計画が策定され、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、自主的な努力を促進するため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした8020運動を推進しているところであります。

自分の歯で食べることは大きな生きがいの1つであり、楽しみの1つでもあります。口腔機能の維持、向上に重要な役割を果たしている歯科医療において、多くの国民は医療保険のきく範囲の拡大と窓口での自己負担の軽減を強く望んでおります。

しかし、現実の歯科医療では歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲は拡大されないまま放置されています。

よって意見書を提出し、患者にとっても、歯科医療機関にとっても保険でよりよい歯科医療実現のための必要な施策を講じていただくことを強く求めるものであり、地方自治法第99条の規定により関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第6、質疑。

ただいまから、発議第5号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 討論

○議長（上野欣也君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第5号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（上野欣也君） 日程第8、採決。

ただいまから、発議第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員の派遣について

○議長（上野欣也君） 日程第9、議員の派遣について議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（上野欣也君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成27年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。

午前11時47分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 上 野 欣 也

14 番 議 員 村 瀬 伊 織

1 番 議 員 操 知 子